

05. その他各種規約・ガイドライン等

目次

1. 楽天市場広告規約
2. 検索連動型広告（RPP）に関する特約
3. ターゲティングディスプレイ広告（TDA）に関する特約
4. ターゲティングディスプレイ広告-エクスパンション（TDA-EXP）に関する特約
5. 検索連動型広告-エクスパンション（RPP-EXP）に関する特約
6. ダイレクトメール広告利用に関する特約
7. 運用型クーポン広告（クーポンアドバンス広告）に関する特約
8. 楽天スーパーDEAL 広告に関する特約
9. 広告パフォーマンスレポートサービスに関する特約
10. 効果保証型広告（楽天 CPA 広告）に関する特約
11. メルマガ配信（自動）に関する特約
12. おすすめニュース広告 楽天配信機能に関する特約
13. 楽天市場クラウドファンディング広告特約
14. 楽天スーパークリエイト利用規約（出店者向け）
15. 「あす楽」利用規約
16. R-SNS 利用規約
17. LINE 公式アカウント特約（R-SNS 利用規約）

18. [【Ichiba Basic Shop Open Plan 出店者向け】「楽天市場出店規約」海外出店者特約](#)
19. [広告掲載 に関するガイドライン](#)
20. [【海外出店者及び個人輸入代行出店者向け】取扱禁止商材ガイドライン](#)
21. [【海外出店者及び個人輸入代行出店者向け】販売個数制限商材ガイドライン](#)
22. [海外送付先注文の請求および注文全般に関するガイドライン](#)
23. [国際取引における物品サービス税等に関するガイドライン](#)
24. [【Ichiba Basic Shop Open Plan 出店者向け】必須記載事項に関するガイドライン](#)
25. [【海外企業の店舗運営代行者向け】必須記載事項に関するガイドライン](#)
26. [店頭受取の運営に関するガイドライン](#)
27. [R-Mail 以外のメール送信時における広告宣伝ガイドライン](#)
28. [R-SNS（アール・エス・エヌ・エス）に関するガイドライン](#)
29. [楽天市場店舗向け特別優待 SIM 利用規約](#)

楽天市場広告規約

本楽天市場広告規約（以下「本規約」といいます）は、利用者が、楽天グループ株式会社（以下「当社」といいます）が取り扱う広告媒体に自らの広告を掲載するサービス（以下「本サービス」といいます。詳細は、第2条第1号で定めます）を利用するための条件を定めたものです。本サービスの利用に際しては、本規約全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（総則）

1. 本規約は、本サービスの利用条件及び本サービスの利用に関する当社と利用者との間の権利義務関係（以下「本契約」といいます）を定めることを目的とし、利用者と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
2. 当社が別途定める本サービス利用に関するガイドライン、当社ウェブサイト上で掲載するルール等は、本規約の一部を構成するものとします。本規約の内容と、本規約外における本サービスの説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

本規約において使用される用語は、以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「本サービス」とは、利用者が、当社が取り扱う広告媒体に本件広告を掲載するサービスをいいます。本件広告の掲載方法は、期間保証型広告、成果報酬型広告（売上高運動従量課金制、集客実績運動従量課金制）その他当社が別途定める掲載方法によるものとします。
- (2) 「広告媒体」とは、モールのウェブサイトまたは当社グループもしくは当社の提携会社が運営・管理する媒体上に設置された広告枠をいいます。
- (3) 「本件広告」とは、利用者が広告媒体に掲載する広告をいいます。
- (4) 「リンクサイト」とは、本件広告の誘導先にあたるウェブサイトをいいます。
- (5) 「モール」とは、当社が運営するインターネットショッピングモール「楽天市場」をいいます。
- (6) 「利用者」とは、モールに出店する出店者をいいます。
- (7) 「当社グループ」とは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用関連会社をいいます。

第3条（契約の成立等）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「申込希望者」といいます）は、広告の掲載方法、広告掲載期間、入稿締切日、広告料金、利用条件、その他当社所定の事項を確認の上、以下の方法により、当社が別途定める形式に従い、当社が別途定める事項（以下「届出事項」といいます）を当社に届け出た上で、当社に対し、本サービスの利用を申請することができます（以下「利用申請」といいます）。（1）申込希望者が直接、利用申請する方法（2）当社が申込希望者のために利用申請をおこない、申込希望者がこれに同意する方法
2. 前項第2号の方法により当社が申込希望者のためにおこなった利用申請につき、当社が別途定める期

日までに申込希望者が同意しない場合、当該利用申請は効力を失うものとします。前記の失効により申込希望者が損害を被った場合であっても、当社は、一切責任を負いません。

3. 第1項第2号に定めるほか、利用申請は必ず本サービスを利用する申込希望者自身がおこなわなければならず、代理人による利用申請は認められません。また、申込希望者は、利用申請にあたり、真実、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければなりません。申込希望者自身の情報でなかった場合や情報が真実、正確かつ最新の情報でなかった場合であっても、当社は、一切責任を負いません。
4. 当社は、本条第1項に基づき申込希望者が、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合、利用申請を拒否することがあります。当社は、利用申請を拒否した場合でも、申込希望者に対して一切責任を負いません。
 - (1) 本規約に違反するおそれがある場合
 - (2) 当社に提供された届出事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (3) 過去に本サービスの利用を取り消されたことがある場合
 - (4) 当社に対する金銭債務の支払を過去に怠ったことがある場合
 - (5) モールにおいて出店停止等の措置がなされている場合
 - (6) 過去又は現在において当社又は当社のグループ会社が定める他の規約、ガイドライン等に違反したことがある場合
 - (7) 自ら又は第三者を利用して、当社又は当社の取引先等に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をしたことがある場合
 - (8) 自己又はその役員ないし使用人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます）である場合
 - (9) 反社会的勢力と交流、資金・便宜の提供、取引等をおこなっている場合
 - (10) その他当社が別途定める基準に従い利用を不適当と認めた場合
5. 当社は、利用申請を拒否した場合でも審査結果の理由を申込希望者に開示する義務を負わないものとします。また申込希望者は、その結果に対し異議申し立てはできないものとします。
6. 本契約は、申込希望者が当社に対し利用申請をおこない、当社が利用申請を承認した時点で成立するものとします。なお、本契約の形態には複数の本サービスが含まれる場合（パッケージングされた広告）があり、この場合は個々の本サービスごとではなく、その全ての本サービスを対象とし、一体不可分として本契約が成立するものとします。
7. 当社は、申込希望者又は利用者以外の者に対し本サービスと同種のサービスを提供することができるものとします。

第4条（限度額・予納金）

1. 当社は、当社が別途定める基準により、利用者が本サービスを利用することのできる限度額を設けることができます。限度額を設けた場合、利用者は、当該限度額を超えて利用申請することはできません。
2. 当社は、別途定める基準により、利用者に広告料金（第12条で定めます）の全部又は一部を事前に払い込むよう求めることができます（以下「予納金」といいます）、この場合、利用者は、当社が別途定める方法により予納金を払い込むものとします。利用者は、予納金の全額を当社に払い込むまで、本

- サービスを利用することはできません。
- 3. 予納金は、当社が利用者に対して有する一切の債権を担保するものとします。当社はいつでも、当社が利用者に対して有する一切の債権（弁済期が到来していない債権も含みます）を、当社所定の順位にて予納金と相殺することができるものとします。
 - 4. 利用者は、予納金の返還を申し入れるにあたり、既に本サービスを利用している場合にはその精算が完了するまで予納金全額の返還を受けることができず、その他当社が別途定める返還条件に従うものとします。当社が利用者に予納金を返還する場合には、返還の費用は利用者の負担とします。なお、予納金に利息は付しません。
 - 5. 利用者は、予納金返還請求権を第三者に対し譲渡するなど他の処分をなしえないものとします。また、利用者は、予納金返還請求権をもって、当社が利用者に対して有する一切の債権を相殺することができないものとします。

第 5 条（アカウント等の管理）

- 1. 当社は、利用申請を承認した場合、利用者に対し、本サービス利用に必要な利用者 ID、アカウント等（以下「アカウント等」といいます）を発行します。利用者は、自己の責任において、アカウント等を適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
- 2. アカウント等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

第 6 条（原稿の入稿）

- 1. 利用者は、自らの責任と費用により本件広告の原稿を制作し、当社が別途定める入稿締切日までに、当社が別途定める方法により、本件広告の原稿を当社に入稿します。
- 2. 当社は、第 9 条に定める広告掲載基準・掲載禁止項目その他当社が別途定める基準に従い、本件広告の原稿を審査し、必要に応じて本件広告の原稿の修正又は再入稿を求めることができ、利用者は速やかにこれに応じるものとします。なお、当社が利用者に修正又は再入稿を求めないことをもって、本件広告の原稿の内容が第 9 条に定める広告掲載基準・掲載禁止項目に反しないことを保証するものではありません。
- 3. 前二項に定める入稿又は原稿の修正若しくは再入稿が遅れたことにより、本件広告の掲載が遅延、又は掲載の全部若しくは一部が履行不能になった場合においても、利用者は広告料金の減額、掲載期間の延長その他の補償を求めるることはできず、広告料金を全額支払わなければならないものとします。
- 4. 当社は、入稿を受けた本件広告の原稿について自らの判断により掲載に必要な範囲で軽微な修正をおこなうことができるものとします。
- 5. 当社は、本規約第 3 条第 7 項に定める場合において、入稿を受けた本件広告の原稿及びリンクサイトを必要な範囲で利用することができるものとします。

第7条（保証）

- 利用者は、本件広告及びリンクサイトの内容につき自らの責任と費用で制作し、当社は一切関与しないものとします。利用者は、本件広告及びリンクサイトの内容、その他広告掲載に関して利用者から当社に提供される資料が当社又は第三者の権利を侵害しないことを保証します。
- 利用者は、本件広告及びリンクサイトの内容が消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、薬機法その他一切の関連法令に抵触していないことを保証します。
- 利用者は、システムの仕様や不具合を利用して、不当に広告表示させる行為、不当に広告料金を抑える行為、その他当社が想定していない目的又は方法で使用する行為、及びそれらを試みる行為をおこなわないことを保証します。
- 当社は、利用者が前三項に違反したことにより損害を被ったときは、利用者に対し、その損害賠償を請求することができます。

第8条（問合せ対応及び紛争解決）

- 利用者は本件広告及びリンクサイトの内容に関する第三者からの問い合わせ、クレーム等について自己の責任と費用をもって誠実に対応するものとします。
- 利用者は本件広告及びリンクサイトの内容に関して第三者から損害賠償請求、その他提訴を受け、又はそのおそれがある場合、直ちにその旨を当社に通知し、利用者は自己の責任と負担によりこれを解決するものとします。この場合、万が一、当社が、損害を被ったときは、利用者に対し、その損害賠償を請求することができます。

第9条（広告掲載基準・掲載禁止項目）

- 利用者は本サービスの利用にあたり、当社が別途定める広告掲載基準を遵守するものとします。なお、利用者は、当社が広告掲載基準を利用者に通知することなく適宜変更することがあることを了承します。
- 前項に定めるほか、利用者は、本件広告及びリンクサイトの内容が次の各号のいずれかに該当するものは掲載することはできません。
 - 広告主の明らかでないもの又は責任の所在が明らかでないもの
 - 暴力、賭博、麻薬、売春を肯定するもの
 - 猥褻なものなど風紀上問題のあるもの
 - 誤認混同を与えるおそれのあるもの、詐欺的なもの
 - 法律、政令、省令、条例その他規則、ガイドライン、行政指導などに違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - 主として未成年を対象としたサイトにおいて、喫煙・飲酒を勧奨するもの
 - 名譽毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、営業妨害、商標権の侵害など第三者の権利を侵害し、又は侵害するおそれのあるもの
 - 視聴覚に悪影響を及ぼす危険性のあるもの
 - 特定の政治的又は宗教的主張を含むもの
 - 社会通念上掲載が好ましくないと考えられるもの

(11) 広告の内容とリンクサイトの内容が著しく異なるもの

第 10 条（広告掲載停止等）

- 当社は、本契約が成立した後又は本件広告の掲載が開始された後においても、利用者が第 7 条の保証条項又は前条の広告掲載基準・掲載禁止項目に違反し、その他本規約に違反するおそれがあると判断した場合、利用者に対して債務不履行責任、損害賠償責任等の一切の法的責任を負うことなく本件広告の掲載を直ちに拒否、停止、中断、終了（以下「停止等」といいます）させることができるものとします。
- 当社が前項に基づき本件広告の掲載を停止等したとしても、利用者は広告料金の減額、掲載期間の延長その他の補償を求めることはできず、本契約に基づき既に発生した広告料金を全額支払わなければならぬるものとします。

第 11 条（キャンセル）

- 本契約成立後、利用者は原則として本契約を撤回することはできないものとします。
- 前項の定めにかかわらず、利用者は当社に対し本契約に定める広告料金に、別途定める料率を乗じた金額を支払うことにより、本契約を取り消すことができるものとします。
- 前項の規定は、以下の各号に該当する場合は適用されません。
 - 当社が掲載開始日と指定した日付までの期間が、5 日を下回る時点で取り消しをおこなう場合
 - 本契約の対象が、実績に応じて広告料金が発生する成果報酬型広告である場合
 - 本契約の対象が、楽天グループ広告（楽天市場外の楽天グループ内サイトまたは楽天グループ外サイトを広告媒体とする広告）である場合

第 12 条（広告料金の支払い）

- 広告料金の支払債務は、本契約の成立をもって発生します。
- 利用者は、当社が別途発行する請求書に基づき、広告掲載開始日が属する月の翌々月末までに広告料金を当社に支払うものとします。
- 利用者が第 4 条に基づき予納金を払い込んでいる場合には、広告料金から予納金を控除することをもって、利用者より当社に支払われるものとします。
- 利用者が広告料金の支払いその他本契約に基づく債務の支払を怠ったときは、支払うべき期日の翌日から完済の日に至るまで支払うべき金額に対し年利 14.6%（年 365 日の日割りによります）の割合による遅延損害金を当社に支払います。
- 当社が本規約第 6 条 5 項に基づき本件広告の原稿及びリンクサイトを利用する場合、当該利用について利用者及び当社になんらの支払債務も発生しないものとします。

第 13 条（商標等）

- 利用者は、当社の承諾を得た上、本件広告の掲載、その他本契約に定める目的に必要最低限の範囲内で、当社が保有又は使用権を有する商号、商標（登録商標に限りません）その他当社の提供する商品又はサービスのブランドを表象するもの（以下「商標等」といいます）を使用することができます。

- なお、当該使用に関して利用者は当社の指示に従うものとします。
2. 利用者は、前項の定めに従い商標等を使用するにあたり、以下の各号のいずれかに該当する使用をしてはならないものとします。
 - (1) 第三者に対し、広告掲載の主体が当社自身であるかのような誤認を与える使用、又は与えるおそれのある使用
 - (2) 第三者に対し、あたかも当社が利用者に対して協賛、その他の保証をしているかのような誤認を与える使用、又は与えるおそれのある使用
 3. 第1項の規定にかかわらず、当社は理由の如何を問わず、利用者に対して商標等の使用の停止・中止を求めることができるものとし、利用者は直ちにこれに従うものとします。

第14条（再委託）

1. 利用者及び当社は、別途合意した場合を除き、相手方の書面による事前の承諾を得た上で、本契約にかかる業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。但し、当社がモールのウェブサイトの運営に関する業務を第三者に再委託する場合は利用者の承諾は不要とします。
2. 利用者及び当社は、前項においてそれぞれの遂行する業務を第三者に再委託する場合、当該第三者に本契約上の自己の義務を遵守させるものとし、当該第三者の義務違反について責任を負うものとします。

第15条（譲渡禁止）

利用者は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づく権利、義務その他契約上の地位を第三者に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

第16条（届出事項の変更）

1. 利用者は、第3条第1項に定める届出事項に変更が生じた場合は、変更の事由が生じた時から10日以内に変更後の内容を当社に報告しなければなりません。
2. 当社は、利用者が前項に定める届出事項の変更の報告を怠ったことにより生じた損害、その一切の責任を負わないものとします。

第17条（損害賠償）

当社は、故意又は重過失により本契約に違反した場合、利用者に対してその損害を賠償します。但し、損害賠償の範囲は利用者が直接の結果として現実に被った通常生ずべき損害に限定され、間接損害、逸失利益、派生的及び特別損害（当該損害の発生について予見可能性の有無を問わない）については責任を負わないものとします。また、その損害賠償の金額は、契約違反と直接関連する本件広告に関して、利用者が当社に実際に支払った広告料金の金額を上限とします。

第18条（不可抗力、免責）

1. 利用者は、前条の規定に拘わらず、当社のサーバー、サーバーネットワーク、ソフトウェア等（当社が利用する第三者のサーバー及びソフトウェア等を含みます）の不具合（文字化け等も含みます）、

点検又は補修、天変地異、インターネット環境の不全、ストライキ、テロ、戦争若しくは交通機関の乱れ、その他当社の責めに帰さない事由により広告掲載又はリンクサイトへの遷移が不可能な場合があることを了承し、この場合、当社に対して広告料金の返還、減額、掲載期間の延長、及びその他の補償を求めないものとします。

2. 利用者は、当社が自己の裁量により広告掲載をおこなうことを了承し、広告掲載の順番、タイミング、他の広告との配列、組み合わせその他の要因により広告効果の減少、問い合わせ等の発生、その他の不利益を被った場合であっても当社に対して広告料金の返還、減額、掲載期間の延長、その他の補償を求めないものとします。
3. 当社は、事前に予告なく本サービスの全部または一部の提供の中止、内容の変更等をおこなうことができるものとし、利用者はこれを了承するものとします。
4. 当社が広告の掲載によって収集したすべてのデータ、情報（配信情報、ログ情報、クッキー情報等を含みます）は、全て当社に帰属するものとし、当社は、広告の効果及び当該情報等に関し、利用者に開示しません。

第 19 条（秘密保持）

1. 利用者は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上、業務上、技術上の情報（当社グループの情報を含みます。以下「秘密情報」といいます。）については厳に秘密を保持・管理し、本契約の目的のみに使用するものとし、事前に当社の書面による同意なくして第三者にこれを開示、提供、及び漏洩しないものとします。但し、以下の各号のいずれかの場合に該当するものについてはこの限りではありません。
 - (1) 開示された時点で既に公知となっていたもの
 - (2) 開示された後で、自らの責めに帰すべき事由によらず公知となったもの
 - (3) 開示された時点で、既に自ら保有していたもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に開示されたもの
2. 利用者は、本契約が終了した場合又は当社からの請求があった場合には、秘密情報及びその複製物を当社に返還し、又は秘密情報にかかる電磁的記録を消去するものとします。

第 20 条（解除）

1. 当社は、利用者が、以下の各号のいずれかの事由に該当すると判断した場合は、事前に通知又は催告することなく、利用者による本サービスの利用を一時的に停止し、又は本契約を解除することができます。この場合、当社は、利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。
 - (1) 第 3 条各号に違反した場合
 - (2) 第 7 条の保証事項に違反した場合
 - (3) 第 9 条の広告掲載基準・掲載禁止項目に違反した場合
 - (4) 第 10 条に基づき広告掲載停止等になった場合
 - (5) 広告料金の支払を怠った場合
 - (6) 前各号のほか、本規約に違反した場合
 - (7) 法令に違反した場合

- (8) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合
 - (9) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納を受けた場合
 - (10) 手形の不渡、手形交換所の取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - (11) 行政機関から調査、照会、行政指導、営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消の処分を受けた場合
 - (12) 資本減少、営業の廃止、休止、変更、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき
 - (13) 当社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して 10 日間以上応答がない場合
 - (14) その他、当社が本サービスの利用、又は本契約の継続を適当でないと判断した場合
2. 前項に基づき本契約が解除された場合、当社は、本契約にかかる広告媒体を第三者に提供することができるものとします。
3. 利用者が第 1 項各号のいずれかに該当した場合は、当社は予納金を違約金として收受することができるものとします。但し、この場合、当社は、利用者に対して、当該違約金とは別に損害賠償を請求することができるものとします。

第 21 条（反社会的勢力の排除に関する特例）

1. 利用者及び当社は、相手方に対し、自己並びに自己の役員及び従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者及び当社は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為をおこなわせないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

3. 利用者及び当社は、相手方が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他の手続を要することなく、本契約を将来に向けて解約することができる。なお、利用者及び当社は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、相手方に対して何等説明し、又は開示する義務を負わないものとし、本契約の解約に起因し、又は関連して相手方に損害が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではないことを確約する。

第 22 条（協議等）

利用者及び当社は、本契約に関し疑義が生じた場合又は本契約に記載のない事項については、互いに誠意をもって協議のうえこれを解決するものとします。

第 23 条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とします。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、訴額の如何にかかわらず、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 24 条（本規約の変更）

当社は、ウェブサイトへの告知その他当社が別途定める方法に従って告知することにより、本規約を変更できるものとします。本規約変更後、利用者が本サービスを利用した場合には、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

以上

2021年 04月 26日 最終改定

別表 1

第 3 条第 2 項に規定する「当社が別途定める期日」を次の通り定める。

| ご提案日 | 有効期限 |
|----------------------|----------------|
| 広告掲載開始日の 21 日以前 | 広告掲載開始日の 19 日前 |
| 広告掲載開始日の 20 日前～16 日前 | 広告掲載開始日の 14 日前 |
| 広告掲載開始日の 15 日前～1 日前 | 広告ご提案日の 2 日後 |

別表 2

第 11 条第 2 項に規定する「当社が別途定める料率」を次の通り定める。

| 基準日数（掲載開始日までの日数） | キャンセル料率 |
|------------------|----------------|
| 13 日前 | 当該広告の提供価格の 10% |
| 12 日前 | 同 20% |
| 11 日前 | 同 20% |
| 10 日前 | 同 30% |
| 9 日前 | 同 30% |

| | |
|-----|-------|
| 8日前 | 同 50% |
| 7日前 | 同 60% |
| 6日前 | 同 70% |
| 5日前 | 同 80% |

以上

2017年1月16日 制定

2022年11月30日 最終改定

検索連動型広告（RPP）に関する特約

本特約は、楽天市場広告規約（以下「本規約」といいます）の特約を定めたものです。本特約の用語は、別段の定めのない限り、本規約の用語が用いられるものとします。

第1条（検索連動型広告（RPP））

1. 本特約は、本規約に定める本サービスのうち、「検索連動型広告(RPP)」（以下「RPP」といいます）を利用する際に適用されるものです。
2. RPP とは、利用者店舗にて販売商品として登録された商品ないし役務（以下「サービス等」といいます）の広告について、広告掲載の対象となる商品等（以下「対象商品」といいます）のうち実際に掲載されるもの、掲載される広告枠（当社と提携する会社が運営・管理する媒体の広告枠を含む）、各広告枠における掲載期間等の設定を利用者が当社に委託し、ユーザーによる成果対象行為がおこなわれた時点で広告料金が発生する広告サービスです。RPP の仕様の詳細については、別途当社が定めるものとします。
3. 当社は RPP の機能、条件を追加、変更または削除することができるものとし、その内容の変更に関連して利用者に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。

第2条（利用申請）

1. 利用者は、RPP の利用にあたり、当社所定の方法により利用申請をおこなうこととします。本特約に基づく契約（以下「本契約」といいます）は、本規約第3条第5項の規定にかかわらず、当社が利用者から利用申請を受けた後に成立します。なお、本特約の利用申請に関しては、本規約第3条の規定を準用するものとします。
2. 対象商品は、原則、利用者が運営する店舗のうち、RPP を利用する店舗で RMS 上販売商品として登録された全ての商品（販売期間を設定した商品であって、かつ、販売期間を終了した商品を除く。）となります。ただし、当社は、当社において掲載が適当でないと判断した商品等について対象商品から除外することができます。また、利用者は、当社が別途指定する方法により、対象商品から除外する商品等を指定することができます。

第3条（利用条件）

利用者は、RPP を利用するにあたり、以下の各号に定める事項を保証します。

- (1) 商品等の販売に際し、不当景品類および不当表示防止法などの各種法令、当社が定める楽天市場出店規約、ガイドライン等を遵守すること。
- (2) 販売する商品等および当該商品等の画像が、第三者の知的財産権等を侵害しないこと。
- (3) 前各号のほか、当社が RPP に関し別途定める条件を満たしていること。

第4条（利用期間）

RPP の利用期間は、第2条第1項の利用申請を当社において処理した日から、利用者の申請による利用終了の手続きを当社において処理した日までとします。

第5条（原稿）

1. RPPにおいては、各対象商品の商品ページに掲載されている商品画像・キャッチコピー等が広告原稿として使用されます。
2. 当社または当社と提携する会社は、広告枠の仕様などに適合させるため、前項の広告原稿に必要な修正・編集を加えることができるものとします。
3. 利用者は、前二項の条件を理解の上、RPPを利用するものとし、広告原稿として使用された商品画像・キャッチコピー等に起因して、ユーザーまたは第三者から問い合わせ、クレーム等が生じた場合には、自己の責任と費用をもって誠実に対応するものとします。

第6条（広告料金）

1. RPPの広告料金は、ユーザーが以下に定める成果対象行為をおこなった時点で発生するものとします。なお、広告料金の単価については、当社が別途定める範囲内で、利用者が任意に設定するものとします。
 - ・ユーザーによるRPPのクリック
2. 利用者は、RPP利用申込にあたり、月次の上限予算額（以下「月次予算額」といいます）を定めるものとします。当社は、利用者が設定した月次予算額の範囲内で、RPPを運用するものとします。
3. 前項の月次予算額は、当社の定めるところにより、変更することができるものとします。
4. 当社は、当月分の広告料金について、翌々月に利用者に対し請求書を送付します。利用者は、請求書送付月の翌月末日までに請求額を支払うものとします。

第7条（付随サービス）

1. 当社は、当社の仕様に基づき利用者に対しパフォーマンスレポートを開示するものとし、パフォーマンスレポートには楽天市場出店規約17条が適用されるものとします。
2. 当社は、パフォーマンスレポートの内容等の正確性・有用性・経済性・完全性・適時性その他的一切の保証をおこなわないものとします。
3. パフォーマンスレポートについては、楽天市場広告規約18条4項の適用はないものとします。

第8条（その他）

1. 利用者は、モールでの営業を一時的に休止するとき、当社から出店停止措置を受けたとき等ユーザーに商品等を販売できない状態となった場合には、自らRPPの利用を停止する措置をとるものとします。利用者が当該措置をとらなかったことにより、ユーザーによる成果対象行為がおこなわれたときは、利用者は、広告料金を支払わなければなりません。
2. 第2条第2項但書による一部商品の除外、他店舗の出稿状況、その他の事情により、対象商品の一部に成果対象行為が集中する場合がございます。この場合においても、利用者は、広告料金の支払義務

を負います。

3. 本特約と本規約の規定が競合したときは、本特約が優先的に適用されることとし、本特約に定めのない事項については、本規約その他各種規約、ガイドライン等が適用されるものとします。

以上

2018年01月18日 制定

2019年12月11日 最終改定

ターゲティングディスプレイ広告（TDA）に関する特約

本特約は、楽天市場広告規約（以下「本規約」といいます）の特約を定めたものです。本特約の用語は、別段の定めのない限り、本規約の用語が用いられるものとします。

第1条（ターゲティングディスプレイ広告（TDA））

1. 本特約は、本規約に定める本サービスのうち、「ターゲティングディスプレイ広告（TDA）」（以下「TDA」といいます）を利用する際に適用されるものです。
2. TDA とは、当社が利用者との協議に基づきセグメントした楽天会員に対し広告配信がされ、ユーザーによる成果対象行為がおこなわれた時点で広告料金が発生する広告サービスです。TDA の仕様、利用条件等の詳細については、別途当社が定めるものとします。
3. 当社は TDA の機能、条件を追加、変更または削除することができるものとし、その内容の変更に関連して利用者に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。

第2条（利用申請）

利用者は、TDA の利用にあたり、当社所定の方法により利用申請をおこなうこととし、本特約の利用申請については本規約第3条の規定を準用します。本特約に基づく契約（以下「本契約」といいます）は、当社が申込希望者による申請を受け付けた後、当社所定の基準に基づき、当社が当該利用申請を承認した時点で成立するものとします。

第3条（利用条件）

利用者は、TDA を利用するにあたり、以下の各号に定める事項を保証します。

- (1) 商品等の販売に際し、不当景品類および不当表示防止法などの各種法令、当社が定める楽天市場出店規約、ガイドライン等を遵守すること
- (2) 販売する商品等および当該商品等の画像が、第三者の知的財産権等を侵害しないこと
- (3) 前各号のほか、当社が TDA に関し別途定める条件を満たしていること

第4条（利用期間）

TDA の利用期間は、第2条の利用申請を当社において処理した日から、利用者の申請による利用終了の手続きを当社において処理した日までとします。

第5条（広告料金）

1. TDA の広告料金は、ユーザーが以下に定める成果対象行為をおこなった時点で発生するものとします。指標の計測に関しては当社で所定の基準に基づき計測をおこなうものとします。なお、広告料金の単価については、当社が別途定める範囲内で運用いたします。
 - ・ターゲティング条件に該当するユーザーのビューアブルインプレッション

- 利用者は、TDA 利用申込にあたり、キャンペーンごとの上限予算額（以下「予算額」といいます）を定めるものとします。当社は、利用者が設定した予算額の範囲内で、TDA を運用するものとします。
- 前項の予算額は、当社の定めるところにより、変更することができるものとします。
- 当社は、当月分の広告料金について、翌月に利用者に対し請求書を送付します。利用者は、請求書送付月の翌月末日までに請求額を支払うものとします。

第 6 条（付随サービス）

- 当社は、当社の仕様に基づき利用者に対しパフォーマンスレポートを開示するものとし、パフォーマンスレポートには楽天市場出店規約 17 条が適用されるものとします。
- 当社は、パフォーマンスレポートの内容等の正確性・有用性・経済性・完全性・適時性その他的一切の保証を行わないものとします。
- 当社が広告の掲載によって収集したすべてのデータ、情報（配信情報、ログ情報、クッキー情報等を含みます）は、全て当社に帰属するものとし、広告の効果および当該情報等については、当社の判断に基づき開示を認めたものを除き、利用者に開示しません。

第 7 条（その他）

- 利用者は、モールでの営業を一時的に休止するとき、当社から出店停止措置を受けたとき等ユーザーに商品等を販売できない状態となった場合には、当社は事前に通知または催告することなく、利用者による本サービスの利用を一時的に停止し、または本契約を解除することができます。この場合、当社は、利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。
- 本特約と本規約の規定が競合したときは、本特約が優先的に適用されることとし、本特約に定めのない事項については、本規約その他各種規約、ガイドライン等が適用されるものとします。

以上

2020 年 02 月 06 日 制定

2020 年 07 月 09 日 最終改定

ターゲティングディスプレイ広告-エクスパンション

(TDA-EXP) に関する特約

本特約は、楽天市場広告規約（以下「本規約」といいます）の特約を定めたものです。本特約の用語は、別段の定めのない限り、本規約の用語が用いられるものとします。

第1条（ターゲティングディスプレイ広告-エクスパンション（TDA-EXP））

1. 本特約は、本規約に定める本サービスのうち、「ターゲティングディスプレイ広告-エクスパンション（TDA-EXP）」（以下「TDA-EXP」といいます）を利用する際に適用されるものです。
2. TDA-EXP とは、利用者店舗にて販売商品として登録された商品および役務（以下「商品等」といいます）の広告について、広告掲載の対象となる商品等（以下「対象商品」といいます）のうち実際に掲載されるもの、掲載される広告枠（外部媒体の広告枠に限ります）等の設定を利用者が当社および外部媒体に委託し、ユーザーによる成果対象行為がおこなわれた時点で広告料金が発生する広告サービスです。TDA-EXP の仕様の詳細については、別途当社が定めるものとします。
3. 当社は TDA-EXP の機能、条件を追加、変更または削除することができるものとし、その内容の変更に関連して利用者に生じた損害につき一切責任を負わぬものとします。

第2条（利用申請）

1. 利用者は、TDA-EXP の利用にあたり、当社所定の方法により利用申請をおこなうこととし、本特約の利用申請については本規約第3条の規定を準用します。本特約に基づく契約（以下「本契約」といいます）は、当社が申込希望者による申請を受け付けた後、当社所定の基準に基づき、当社が当該利用申請を承認した時点で成立するものとします。
2. 対象商品は、原則、利用者が運営する店舗のうち、TDA-EXP を利用する店舗で RMS 上販売商品として登録された全ての商品等（販売期間を設定した商品等であって、かつ、販売期間を終了した商品等を除きます）となります。ただし、当社は、当社および外部媒体において掲載が適当でないと判断した商品等について対象商品から除外することができます。また、利用者は、当社が別途指定する方法により、対象商品から除外する商品等を指定することができます。

第3条（利用期間）

1. TDA-EXP の利用期間は、第2条第1項の利用申請を当社が承諾した日から、利用者の申請による利用終了の手続きを当社において処理した日までとします。
2. 当社は、外部媒体によるサービスの終了等、当社と外部媒体との間の契約関係が変更または終了した場合には、前項の定めにかかわらず、本契約を終了することができます。この場合、当社は、利用者

に対して事前に通知するよう努めるものとします。

第4条（原稿）

1. TDA-EXPにおいては、各対象商品の商品ページに掲載されている商品画像・キャッチコピー等が広告原稿として使用されます。
2. 当社または外部媒体は、広告枠の仕様などに適合させるため、前項の広告原稿に必要な修正・編集を加えることができるものとします。
3. 利用者は、前二項の条件を理解の上、TDA-EXPを利用するものとし、広告原稿として使用された商品画像・キャッチコピー等に起因して、ユーザーまたは第三者から問い合わせ、クレーム等が生じた場合には、自己の責任と費用をもって誠実に対応するものとします。

第5条（保証）

利用者は、TDA-EXPを利用するにあたり、以下の各号に定める事項を保証します。

- (1) 商品等の販売に際し、不当景品類及び不当表示防止法などの各種法令、当社が定める楽天市場出店規約、ガイドライン等を遵守すること。
- (2) 対象商品および対象商品の画像・キャッチコピー等が、第三者の知的財産権等を侵害しないこと。
- (3) 対象商品および対象商品の画像・キャッチコピー等が、13才未満の児童に関するもの、個人の健康情報、財務情報等高度の秘密性が認められるもの、その他外部媒体の指定するものに該当しないこと。
- (4) 前条第2項の修正・編集を加えることを承諾する権限を有していること。
- (5) 前各号のほか、当社がTDA-EXPに関し別途定める条件を満たしていること。

第6条（広告料金）

1. TDA-EXPの広告料金は、ユーザーが当社および外部媒体が別途定める成果対象行為をおこなった時点で発生するものとします。指標の計測に関しては当社および外部媒体で所定の基準に基づき計測をおこなうものとします。なお、広告料金の単価については、当社および外部媒体が別途定める範囲内で運用いたします。
2. 利用者は、TDA-EXP利用申込にあたり、キャンペーンごとの日次の上限予算額（以下「日次予算額」といいます）を定めるものとします。当社および外部媒体は、利用者が設定した日次予算額を目安として、TDA-EXPを運用するものとします。
3. 前項の日次予算額は、当社の定めるところにより、変更することができるものとします。
4. 第2項の日次予算額は目安であり、外部媒体が別途定める規定に基づき広告が掲載された結果、次刺しに生じた広告料金が、設定された日次予算額を超過する場合があります。この場合、利用者は日次予算額にかかわらず、請求される広告料金の全額を支払わなければなりません。
5. 当社は、当月分の広告料金について、翌月に利用者に対し請求書を送付します。利用者は、請求書送付月の翌月末日までに請求額を支払うものとします。

第7条（付随サービス）

- 当社は、当社の仕様に基づき利用者に対しパフォーマンスレポートを開示します。パフォーマンスレポートに含まれる情報は、利用者の秘密情報に該当するのみならず、当社の秘密情報にも該当するものであり、利用者は、これを本規約第19条の規定に従い取り扱い、TDA-EXPの利用およびモールでの販売促進活動の目的でのみ使用するものとします。
- 当社は、パフォーマンスレポートの内容等の正確性・有用性・経済性・完全性・適時性その他的一切の保証をおこなわないものとします。
- 当社が広告の掲載によって収集したすべてのデータ、情報（配信情報、ログ情報、クッキー情報等を含みます）は、全て当社に帰属するものとし、広告の効果および当該情報等については、当社の判断に基づき開示を認めたものを除き、利用者に開示しません。

第8条（解除）

- 当社は、利用者が、以下の各号のいずれかの事由に該当すると判断した場合は、事前にまたは催告することなく、利用者による本サービスの利用を一時的に停止し、または本契約および本サービスを解除することができるものとします。この場合、当社は、利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
 - 外部媒体の定める規定に違反しましたは外部媒体から利用者の広告掲載について異議が申し立てられたとき
 - 第5条の保証に違反しましたは反するおそれがあるとき
 - 第6条の広告料金の支払を怠ったとき
 - その他本特約または本規約に違反しましたは反するおそれのあるとき
- 前項各号の一に該当し本契約が解除された場合、利用者は当社に対する一切の金銭債務につき、当然に期限の利益を失うものとし、直ちに全額を弁済しなければならない。

第9条（その他）

- 利用者は、モールでの営業を一時的に休止するとき、当社から出店停止措置を受けたとき等ユーザーに商品等を販売できない状態となった場合には、自らTDA-EXPの利用を停止する措置をとるものとします。利用者が当該措置をとらなかったことにより、ユーザーによる成果対象行為がおこなわれたときは、利用者は、広告料金を支払わなければなりません。
- 第2条第2項但書による一部商品等の除外、他店舗の出稿状況、その他の事情により、対象商品の一部に成果対象行為が集中する場合があります。この場合においても、利用者は、広告料金の支払義務を負います。
- 本特約と本規約の規定が競合したときは、本特約が優先的に適用されることとし、本特約に定めのない事項については、本規約その他各種規約、ガイドライン等が適用されるものとします。

以上

2023年11月14日 制定

検索連動型広告-エクスパンション (RPP-EXP)

に関する特約

本特約は、楽天市場広告規約（以下「本規約」といいます）の特約を定めたものです。本特約の用語は、別段の定めのない限り、本規約の用語が用いられるものとします。

第1条（検索連動型広告-エクスパンション(RPP-EXP)）

- 1.本特約は、本規約に定める本サービスのうち、「検索連動型広告-エクスパンション (RPP-EXP)」（以下「RPP-EXP」といいます）を利用するに適用されるものです。
- 2.RPP-EXP とは、利用者店舗にて販売商品として登録された商品および役務（以下「商品等」といいます）の広告について、広告掲載の対象となる商品等（以下「対象商品」といいます）のうち実際に掲載されるもの、掲載される広告枠（当社が別途指定する外部媒体の広告枠に限ります）等の設定を利用者を代理して当社および外部媒体がおこない、ユーザーによる成果対象行為がおこなわれた時点で広告料金が発生する広告サービスです。RPP-EXP の仕様の詳細については、別途当社が定めるものとします。
- 3.RPP-EXP に基づく外部媒体での広告掲載について、利用者には外部媒体の定める規定が適用され、利用者はこれを遵守するものとします。
- 4.当社は RPP-EXP の機能、条件を追加、変更または削除することができるものとし、その内容の変更に関連して利用者に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。

第2条（利用申請）

- 1.利用者は、RPP-EXP の利用にあたり、当社所定の方法により利用申請をおこなうこととし、本特約の利用申請については本規約第3条の規定を準用します。本特約に基づく契約（以下「本契約」といいます）は、当社が申込希望者による申請を受け付けた後、当社所定の基準に基づき、当社が当該利用申請を承認した時点で成立するものとします。
- 2.対象商品は、原則、利用者が運営する店舗のうち、RPP-EXP を利用する店舗で RMS 上販売商品として登録された全ての商品等（販売期間を設定した商品であって、かつ、販売期間を終了した商品等を除きます）となります。ただし、当社は、当社および外部媒体において掲載が適当でないと判断した商品等について対象商品から除外することができます。また、利用者は、当社が別途指定する方法により、対象商品から除外する商品等を指定することができます。

第3条（利用期間）

- 1.RPP-EXP の利用期間は、第2条第1項の利用申請を当社が承諾した日から、利用者の申請による利用終了の手続きを当社において処理した日までとします。
- 2.当社は、外部媒体によるサービスの終了等、当社と外部媒体との間の契約関係が変更または終了した場

合には、前項の定めにかかわらず、本契約を終了することができます。この場合、当社は、利用者に対して事前に通知するよう努めるものとします。

第4条（原稿）

- 1.RPP-EXPにおいては、各対象商品の商品ページに掲載されている商品画像・キャッチコピー等が広告原稿として使用されます。
- 2.当社または外部媒体は、広告枠の仕様などに適合させるため、前項の広告原稿に必要な修正・編集を加えることができるものとします。
- 3.利用者は、前二項の条件を理解の上、RPP-EXPを利用するものとし、広告原稿として使用された商品画像・キャッチコピー等に起因して、ユーザーまたは第三者から問い合わせ、クレーム等が生じた場合には、自己の責任と費用をもって誠実に対応するものとします。

第5条（保証）

利用者は、RPP-EXPを利用するにあたり、以下の各号に定める事項を保証します。

- (1)商品等の販売に際し、不当景品類及び不当表示防止法などの各種法令、当社が定める楽天市場出店規約、ガイドライン等を遵守すること。
- (2)対象商品および対象商品の画像・キャッチコピー等の内容が完全、正確かつ最新であること。
- (3)対象商品および対象商品の画像・キャッチコピー等が、第三者の知的財産権等を侵害しないこと。
- (4)対象商品および対象商品の画像・キャッチコピー等が、13才未満の児童に関するもの、個人の健康情報、財務情報等高度の秘密性が認められるもの、その他外部媒体の指定するものに該当しないこと。
- (5)前条第2項の修正・編集を加えることを承諾する権限を有していること。
- (6)前各号のほか、当社がRPP-EXPに関し別途定める条件を満たしていること。

第6条（広告料金）

- 1.RPP-EXPの広告料金は、ユーザーが当社および外部媒体が別途定める成果対象行為をおこなった時点で発生するものとします。指標の計測に関しては当社および外部媒体で所定の基準に基づき計測をおこなうものとします。なお、広告料金の単価については、当社および外部媒体が別途定める範囲内で運用いたします。
- 2.利用者は、RPP-EXP利用申込にあたり、キャンペーンごとの月次の予算額（以下「月次予算額」といいます）を定めるものとします。当社および外部媒体は、利用者が設定した月次予算額を目安として、RPP-EXPを運用するものとします。
- 3.前項の月次予算額は、当社の定めるところにより、変更することができるものとします。
- 4.第2項に基づき定める月次予算額は目安であり、実際に生じた広告料金が月次予算額を超過する場合、利用者は月次予算額にかかわらず、発生した広告料金の全額を支払うものとします。
- 5.当社は、当月分の広告料金について、翌々月に利用者に対し請求書を送付します。利用者は、請求書送付月の翌月末日までに請求額を支払うものとします。

第7条（付随サービス）

- 1.当社は、当社の仕様に基づき利用者に対しパフォーマンスレポートを開示します。パフォーマンスレポートに含まれる情報は、利用者の秘密情報に該当するのみならず、当社の秘密情報にも該当するものであり、利用者は、これを本規約第19条の規定に従い取り扱い、RPP-EXPの利用およびモールでの販売促進活動の目的でのみ使用するものとします。
- 2.当社は、パフォーマンスレポートの内容等の正確性・有用性・経済性・完全性・適時性その他の一切の保証をおこなわないものとします。
- 3.当社が広告の掲載によって収集したすべてのデータ、情報（配信情報、ログ情報、クッキー情報等を含みます）は、全て当社に帰属するものとし、広告の効果および当該情報等については、当社の判断に基づき開示を認めたものを除き、利用者に開示しません。

第8条（解除）

- 1.当社は、利用者が、以下の各号のいずれかの事由に該当すると判断した場合は、事前にまたは催告することなく、利用者による本サービスの利用を一時的に停止し、または本契約および本サービスを解除することができるものとします。この場合、当社は、利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
 - (1)外部媒体の定める規定に違反したまたは外部媒体から利用者の広告掲載について異議が申し立てられたとき
 - (2)第5条の保証に違反したまたは反するおそれがあるとき
 - (3)第6条広告料金の支払を怠ったとき
 - (4)その他本特約または本規約に違反したまたは反するおそれのあるとき
- 2.前項各号の一に該当し本契約が解除された場合、利用者は当社に対する一切の金銭債務につき、当然に期限の利益を失うものとし、直ちに全額を弁済しなければならない。

第9条（広告掲載の停止又は中止）

RPP-EXPの利用に基づく広告掲載について、外部媒体の判断により掲載の停止又は中止がおこなわれるものとし、広告掲載の停止又は中止により利用者に生じた損害につき、当社は一切責任を負わないものとします。

第10条（その他）

- 1.利用者は、モールでの営業を一時的に休止するとき、当社から出店停止措置を受けたとき等ユーザーに商品等を販売できない状態となった場合には、自らRPP-EXPの利用を停止する措置をとるものとします。利用者が当該措置をとらなかったことにより、ユーザーによる成果対象行為がおこなわれたときは、利用者は、広告料金を支払わなければなりません。
- 2.第2条第2項但書による一部商品の除外、他店舗の出稿状況、その他の事情により、対象商品の一部に成果対象行為が集中する場合があります。この場合においても、利用者は、広告料金の支払義務を負います。
- 3.本特約と本規約の規定が競合したときは、本特約が優先的に適用されることとし、本特約に定めのない

事項については、本規約その他各種規約、ガイドライン等が適用されるものとします。

以上

2024年05月07日 制定

ダイレクトメール広告利用に関する特約

本特約は、楽天市場広告規約（以下「本規約」といいます）の特約を定めたものです。本特約の用語は、別段の定めのない限り、本規約の用語が用いられるものとします。

第1条（本サービス）

1. 本特約は、本規約に定める本サービスのうち、利用者が「ダイレクトメール広告」（以下「DM広告」といいます）を利用する際に適用されるものです。
2. DM広告とは、当社が利用者との協議に基づきセグメントした楽天会員に対し、紙媒体を使用した利用者の広告を送付し、その送付数に応じて広告料金が発生する広告サービスです。
3. DM広告に関する当社の責任は、DM広告の発送までとし、楽天会員による当該DM広告の受け取り等に関しては保証をおこないません。
4. DM広告には、最低送付数等の条件が設定されており、利用者は当該条件を満たさない利用申請をすることはできません。
5. 前項に定めるほか、DM広告の内容は、当社の裁量により内容、条件を追加、変更又は削除することができるものとし、当社は、その内容の変更に関連して利用者に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。

第2条（利用申請）

利用者は、DM広告の利用にあたり、当社所定の方法により利用申請をおこなうこととします。本特約に基づく契約（以下「本契約」といいます）は、当社が利用者から利用申請を受けた後、当社が別途定める許可基準に基づき審査の上、これを承諾した時に効力を生じます。なお、本特約の利用申請に関しては、本規約第3条の規定を準用するものとします。

第3条（原稿の入稿）

1. 利用者は、原則として自らの責任と費用によりDM広告の原稿を制作するものとします。ただし、利用者が申請し当社がこれを認めた場合、当社がこれを代行する場合があります。
2. 前項ただし書きの場合であっても、利用者は原稿の内容を確認する義務を負い、本規約第7条に定める保証等の義務を負います。

第4条（広告料金）

1. DM広告の利用料金に関しては、原則として本規約第12条の規定を準用しますが、第12条2項の規定は、「DM広告発送日が属する月」と読み替えるものとします。
2. DM広告の利用料金には、送付数に応じた基本料金に加え、発送にかかる送料、第3条1項ただし書きに基づく制作費などが含まれます。

第 5 条（キャンセル）

本規約第 11 条の規定にかかわらず、本契約の成立後は、当社の承諾がない限り、本契約の撤回及び取り消しはできないものとします。

第 6 条（再委託）

当社は、第 3 条 1 項ただし書きに定める場合、本規約第 14 条に基づき、当社が指定するものに制作業務を再委託することができるものとします。

第 7 条（不可抗力、免責）

本規約第 18 条 1 項に関し、当社は、DM 広告の運送に関するトラブル（DM 広告の不着、汚損、滅失等を含みますがこれらに限られません）に関し、なんらの補償もおこなわないものとします。

第 8 条（その他）

本特約と本規約の規定が競合したときは、本特約が優先的に適用されることとし、本特約に定めのない事項については、本規約その他各種規約、ガイドライン等が適用されるものとします。

以上

2014 年 12 月 09 日 制定

2021 年 10 月 01 日 最終改定

運用型クーポン広告（クーポンアドバンス広告）

に関する特約

本特約は、楽天市場広告規約（以下「本規約」といいます）の特約を定めるものです。本特約の用語は、別段の定めのない限り、本規約の用語が用いられるものとします。

第1条（運用型クーポン広告（クーポンアドバンス広告））

1. 本特約は、本規約に定める本サービスのうち、利用者が「運用型クーポン広告（クーポンアドバンス広告）」（以下「CA広告」といいます）を利用する際に適用されるものです。
2. CA広告とは、利用者が指定した商品の値引きクーポンを、当社が運営・管理する媒体又は当社と提携する会社等が運営・管理する媒体に掲載し、ユーザーにより当該クーポンが獲得された時点で広告料金が発生する成果報酬型広告サービスです。
3. CA広告の掲載箇所および表示対象となるユーザーは、当社の裁量により決定されるものとします。
4. CA広告にて掲載されるクーポンには、利用者が商品ページ上に掲載している商品画像が利用されます。広告の掲載枠の仕様などに適合させるため、当社は、当該画像に、必要な修正・編集を加えることができるものとします。
5. CA広告の内容は、当社の裁量により機能、条件を追加、変更又は削除することができるものとし、当社は、その内容の変更に関連して利用者に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。

第2条（利用申請）

利用者は、CA広告の利用にあたり、当社が定める方法により利用申請をおこなうこととします。本特約に基づく契約（以下「本契約」といいます）は、当社が利用者から利用申請を受けた後、当社が別途定める許可基準に基づき審査の上、これを承諾した時に効力を生じます。なお、本特約の利用申請に関しては、本規約第3条の規定を準用するものとします。

第3条（広告料金）

1. CA広告の利用料金は利用者が設定したクーポンが、ユーザーにより獲得された時点で発生するものとし、具体的な利用料金の単価は、当社が別途定めるものとします。
2. CA広告を利用する場合、利用者は、利用料金の予算額を任意に設定するものとします。なお、当該予算額は、設定後に変更することができます。ただし、当社所定の基準に応じて、変更できる予算額が異なります。
3. 前項の規定に基づき予算額を変更した場合であっても、変更時点で既に発生している利用料金は当然に請求されます。
4. 当社は、本条第1項の利用料金の単価を当社の裁量により変更することができます。当該変更がおこ

なわれた場合、変更後に掲載された CA 広告については、変更後の単価が適用されます。利用者が変更後の利用料金の単価に同意できない場合、利用者は CA 広告の掲載停止処理を行うものとします。

第 4 条（広告掲載期間）

1. CA 広告の広告掲載期間は、利用者が掲載開始処理をおこなった日から掲載停止処理をおこなった日までとします。
2. 前項の規定にかかわらず、前条第 2 項に従い利用者が設定した予算額に達した場合には、広告掲載が終了します。

第 5 条（解除）

1. 当社は、利用者が、以下の各号のいずれかの事由に該当すると判断した場合は、事前に通知又は催告することなく、利用者による本サービスの利用を一時的に停止し、又は本契約及び本サービスを解除することができるものとします。この場合、当社は、利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 第 3 条の広告料金の支払を怠ったとき
 - (2) その他本特約又は本規約に違反し又は違反するおそれのあるとき
2. 前項の場合であっても、利用者は広告料金の減額、掲載期間の延長その他の補償を求めることはできず、本契約に基づき既に発生した広告料金を全額支払わなければならないものとします。

第 6 条（その他）

1. 利用者が CA 広告として掲載されるクーポンの値引額を変更した場合であっても、既にユーザーにより獲得されたクーポンの値引額は変更されません。また、利用者が CA 広告として掲載されるクーポンの掲載を停止した場合であっても、既にユーザーにより獲得されたクーポンは削除されません。
2. 利用者は、楽天市場での営業を一時的に休止するとき、当社から出店停止措置を受けたとき等ユーザーに商品を販売できない状態となった場合には、自ら CA 広告の利用を停止する措置をとるものとします。利用者がこの措置をとらなかった場合でも、ユーザーが CA 広告をクリックしたときは、利用料金を支払わなければなりません。
3. 利用者が指定した商品が、当社が別途定める基準に満たない場合、当該商品の表示対象として適当なユーザーがいない場合には、当該商品に関する CA 広告は掲載されません。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。
4. 前項により一部の商品の CA 広告が掲載されない場合、CA 広告として掲載されるクーポンが当該基準を満たしている他の商品のものに集中する可能性があります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとし、利用者は、ユーザーがクーポンを獲得した(成果報酬が発生した)場合には、利用料金を支払わなければなりません。
5. 当社又は当社と提携する会社等のシステムの仕様により、利用者が設定した利用料金の予算額を超えてクーポンが獲得される場合があります。この場合、当社は当該予算額を超過した分の利用料金を請求いたしません。
6. 当社は、当社が保有するユーザーの属性情報・行動履歴等のデータを基に、各ユーザーに対して表示

- させる CA 広告を決定します。なお、当社は、利用するデータの内容、決定方法等について開示しないものとします。
7. 本特約と本規約の規定が競合したときは、本特約が優先的に適用されることとし、本特約に定めのない事項については、本規約その他各種規約、ガイドライン等が適用されるものとします。

以上

2017年01月18日 制定
2019年12月11日 最終改定

楽天スーパーDEAL 広告に関する特約

本特約は、楽天市場広告規約（以下「本規約」といいます）の特約を定めたものです。本特約の用語は、別段の定めのない限り、本規約の用語が用いられるものとします。

第1条（RSD 広告）

1. 本特約は、本サービスのうち、「楽天スーパーDEAL 広告」（以下「RSD 広告」といいます）を利用する際に適用されるものです。
2. RSD 広告とは、当社が広告媒体として、「楽天スーパーDEAL」の名称で運営するモール内のウェブサイトおよびスマートフォンアプリケーション等のウェブサービス（以下総称して「RSD サイト」といいます）やモールの商品検索結果に、利用者が販売する商品（以下「対象商品」といいます）を広告として掲載し、対象商品が販売された時点で広告料金が発生する広告サービスです。
3. RSD 広告の掲載期間、RSD サイトおよび商品検索結果での掲載箇所等の内容は、当社の裁量により決定されるものとします。
4. 当社は RSD 広告の機能、条件を追加、変更又は削除することができるものとし、その内容の変更に関連して利用者に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。

第2条（RSD 広告の種類）

RSD 広告には、以下の 2 種類があるものとし、それぞれの具体的な内容等は当社が別途定めるものとします。

- (1) イベントページおよびサーチ枠（RSD サイト、商品検索結果の両方に広告掲載）
- (2) サーチ枠（商品検索結果にのみ広告掲載）

第3条（利用申請）

1. 利用者は、RSD 広告の利用にあたり、前条に定める種類ごとに当社が定める方法により利用申請をおこなうこととします。本特約に基づく契約（以下「本契約」といいます）は、当社が利用者から利用申請を受けた後、当社が別途定める許可基準に基づき審査の上、これを承諾した時に効力を生じます。なお、本特約の利用申請に関しては、本規約第 4 条の規定を準用するものとします。
2. 本契約成立後、利用者は、理由の如何を問わず、本契約を解除することはできないものとします。

第4条（利用条件）

利用者は、RSD 広告を利用するにあたり、以下の各号に定める事項を保証します。

- (3) 対象商品の楽天ポイント（以下「ポイント」といいます）の付与率を、当社が定める料率の範囲内に設定すること。
- (4) 対象商品の販売価格について、別途当社が定める基準を満たしていること。
- (5) 対象商品の販売に際し、不当景品類及び不当表示防止法などの各種法令、当社が定める楽天市

場出店規約、ガイドライン等を遵守すること。

- (6) RSD 広告の内容が、第三者の知的財産権等を侵害しないこと。
- (7) 前各号のほか、当社が RSD 広告に関し別途定める条件を満たしていること。

第 5 条（広告料金、ポイントの精算）

1. RSD 広告の広告料金は、RSD 広告を通じて対象商品が販売された時点で発生するものとします。
2. 広告料金は、対象商品の商品価格（税込）から、クーポン利用額（利用者が全額費用を負担するクーポンに限る）を控除した金額に 10% を乗じた金額およびこれに対する消費税額等相当額とします。
※送料、代引き手数料、ラッピング料は、広告料の計算に含みません。
3. 利用者は、前二項に定める広告料金のほか、RSD 広告の利用申請の際に選択したポイント還元の割合で対象商品の販売時に楽天会員に付与されるポイントについて、楽天会員によるポイント利用の精算の原資とするため、当社が定める割合の資金を当社に拠出し、当社はこれを楽天会員によるポイント利用の精算の原資として受け入れます。
4. 前項に基づく乙の拠出額は、対象商品の基準売上高（乙が登録した商品等の代金（消費税を含まない）を基準として計算され、送料は含まれない。ただし、乙が送料を商品等の代金に含めて登録していた場合は、この限りではない）に利用者が決定したポイント還元の割合を乗じた金額とします。
5. 第 3 項の資金の支払い方法は、楽天ポイント利用規約（出店者向け）の規定に準じるものとします。

第 6 条（協賛企業）

1. RSD 広告には、当社と契約を締結の上、利用者による対象商品の販売促進に協賛するもの（以下「協賛企業」といいます）が存在する場合があります。
2. 協賛企業が特定の対象商品に関する協賛として当社に協賛金を支払った場合、当社は、協賛企業から受け取った協賛金の額に応じ、当該対象商品を販売した利用者が前条に基づき支払うべき広告料金およびポイントの原資を減額することができます。減額の方法は、当社の指定する期日に利用者の届け出た銀行口座に振り込んで支払う等、当社が別途定めるところにしたがうものとします。
3. 協賛金の額、協賛の対象となる商品の内容等は、当社と協賛企業との契約内容により決定されます。なお、当社は、協賛企業との契約内容を利用者に開示する義務を負いません。

第 7 条（遵守の確認）

1. 当社は、第 3 条に定める審査のほか、利用者による RSD 広告の利用が本規約および本特約を遵守しておこなわれているかの確認を隨時おこなうとともに、当社が確認のため必要と判断する書類を徴求することができるものとします。ただし、当社が確認の義務を負うものではなく、審査の合格をもって当社が依頼者の RSD 広告が法令を遵守していることを保証するものではありません。
2. 利用者が前項に定める当社の徴求に応じない場合または本特約に違反していることが判明した場合、当社は、RSD 広告の掲載中止のほか、楽天市場出店規約に基づく契約の解除など、当社が適当と判断する措置をとれるものとします。

第 8 条（その他）

本特約と本規約の規定が競合したときは、本特約が優先的に適用されることとし、本特約に定めのない事項については、本規約その他各種規約、ガイドライン等が適用されるものとします。

以上

2022 年 06 月 27 日 最終改定

広告パフォーマンスレポートサービスに関する特約

本特約は、楽天市場広告規約（以下「本規約」といいます）の特約を定めたものです。本特約の用語は、別段の定めのない限り、本規約の用語が用いられるものとします。

第1条（レポートサービス）

1. 本特約は、利用者が「レポートサービス」（本条第2項に定義します）を利用する際に適用されるものです。
2. レポートサービスは、当社が利用者に対し、本規約に定める本サービスのうち当社が別途指定するものについて、当該本サービスの効果に関する情報を提供するサービスです。レポートサービスで提供される情報の種類、項目、その他の具体的な内容（以下「内容等」といいます）は、当社が別途定めるものとします。なお、レポートサービスの対象となる本サービスについては、本規約第18条第4項の規定は適用除外とします。
3. レポートサービスにおいて提供される情報は、当社所定の期間に限り閲覧できます。
4. 当社は、当社の裁量により、レポートサービスの内容等及びこれらの集積、評価、分析方法並びにレポートサービスを提供するシステムの機能、仕様を追加、変更又は削除ができるものとし、当社は、これらの変更に関連して利用者に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。

第2条（確認事項）

1. 利用者は、レポートサービスにおいて提供される情報が利用者の機密情報に該当するのみならず、当社の機密情報にも該当することを認識の上、これを本規約第19条の規定に従い取り扱うものとし、本サービス利用及びモールでの販促活動の目的でのみ、これを利用するものとします。
2. 当社は自己が正当に保有する情報を使用し、万全を期してレポートサービスを提供しますが、レポートサービスの内容等の正確性・有用性・経済性・完全性・適時性その他的一切の保証をおこなわないものとします。
3. レポートサービスにおいて情報提供を受けるためには、当社所定の基準・条件等（最低限のクリック数等が含まれますが、これに限りません）を満たす必要があります。当該基準・条件を満たしていない場合、レポートサービスにて想定している情報提供をおこなうことができない場合があることを了承するものとします。

第3条（その他）

1. 本特約と本規約の規定が競合したときは、本特約が優先的に適用されることとし、本特約に定めのない事項については、本規約その他各種規約、ガイドライン等が適用されるものとします。この場合、本規約の「本サービス」は、「レポートサービス」に読み替えるものとします。
2. 当社は、事前に予告なくレポートサービスの全部または一部の提供の中止、変更、終了等をおこなうことができるものとし、利用者はこれを了承するものとします。

以上
2016年05月13日 制定
2020年01月24日 最終改定

効果保証型広告（楽天 CPA 広告）に関する特約

本特約は、楽天市場広告規約（以下「本規約」といいます）の特約を定めたものです。本特約の用語は、別段の定めのない限り、本規約の用語が用いられるものとします。

第1条（効果保証型広告（楽天 CPA 広告））

1. 本特約は、本規約に定める本サービスのうち、「効果保証型広告（楽天 CPA 広告）」（以下「CPA 広告」といいます）を利用する際に適用されるものです。
2. CPA 広告とは、利用者の販売する商品の広告について、広告掲載の対象となる商品（以下「対象商品」といいます）のうち実際に掲載される商品、掲載される広告枠、各広告枠における掲載期間等の設定を利用者が当社に委託し、成果対象取引（第5条に定義します）が生じた時点で広告料金が発生する広告サービスです。
3. 当社は CPA 広告の機能、条件を追加、変更または削除することができるものとし、その内容の変更に関連して利用者に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。

第2条（利用申請）

1. 利用者は、CPA 広告の利用にあたり、当社所定の方法により利用申請を行うこととします。本特約に基づく契約（以下「本契約」といいます）は、本規約第3条第5項の規定にかかわらず、当社が利用者から利用申請を受けた後に成立します。なお、本特約の利用申請に関しては、本規約第3条の規定を準用するものとします。
2. 対象商品は、原則、利用者が運営する店舗のうち、CPA 広告を利用する店舗で販売する全ての商品・サービス等となります。ただし、利用者は、当社が別途指定する方法により、CPA 広告の対象外とする商品を登録できます。

第3条（利用条件）

利用者は、CPA 広告を利用するにあたり、以下の各号に定める事項を保証します。

- (1) 商品の販売に際し、不当景品類および不当表示防止法などの各種法令、当社が定める楽天市場出店規約、ガイドライン等を遵守すること。
- (2) 販売する商品および当該商品の商品画像が、第三者の知的財産権等を侵害しないこと。
- (3) 前各号のほか、当社が CPA 広告に関し別途定める条件を満たしていること。

第4条（利用期間）

CPA 広告の利用期間は、第2条第1項の利用申請を行った日から当社所定の方法により利用終了の手続きを行った日の翌日までとします。

第5条（成果対象取引・広告料金）

1. CPA 広告の広告料金は、成果対象取引が生じた時点で発生するものとします。

- 成果対象取引とは、当社が別途定める成果対象期間内に発生した、CPA広告をクリックしたユーザーによる対象商品の購入をいいます。
- 広告料金は、当社が別途定める成果対象取引の売上高として算出される金額に、当社が別途定める料率を乗じた金額（消費税別途）とします。
- 当月に生じた成果対象取引にかかる広告料金は、翌月末日（以下「締め日」といいます）までのキャセル分を反映の上、翌々月初に確定します。当社は、利用者に対し、締め日の属する月の翌月に請求書を送付し、利用者は、請求書送付月の翌月末日までに広告料金を支払うものとします。

第6条（その他）

本特約と本規約の規定が競合したときは、本特約が優先的に適用されることとし、本特約に定めのない事項については、本規約その他各種規約、ガイドライン等が適用されるものとします。

以上

2016年08月24日 制定

2019年12月11日 最終改定

別表

第5条第2項に規定する「当社が別途定める成果対象期間」を次の通り定める。

| | |
|--------|--------------------------------|
| 成果対象期間 | ユーザーがCPA広告をクリックした時点から起算して720時間 |
|--------|--------------------------------|

第5条第3項に規定する「当社が別途定める成果対象取引の売上高」および「当社が別途定める料率」を次の通り定める。

| | |
|------------|--|
| 成果対象取引の売上高 | 商品の販売価格（消費税を含む） ※送料別商品における送料は、売上高に含みません。送料分を含めて販売価格を設定している送料込商品については、送料を含めた販売価格が売上高として算出されます。 ※ユーザーがポイントまたはクーポンを利用して購入した場合、ポイントまたはクーポン利用前の販売価格が売上高として算出されます。 |
| 料率 | 20% |

メルマガ配信（自動）に関する特約

本特約は、楽天市場広告規約（以下「本規約」といいます）の特約を定めたものです。本特約の用語は、別段の定めのない限り、本規約の用語が用いられるものとします。

第1条（メルマガ配信（自動））

1. 本特約は、本規約に定める本サービスのうち、メルマガ配信（自動）を利用する際に適用されるものです。
2. メルマガ配信（自動）とは、利用者が、その広告を、当社が提供するシステムを通じて、テキスト形式及びHTML形式によるメールにより、第5項に定義する送信リストに基づき、ユーザーの電子メールアドレスに対して送信する電子メール送信機能です。利用者は、利用者店舗にて販売商品として登録された商品ないし役務（以下「サービス等」といいます）についてメッセージを作成し、メールの送信を当社に委託し、ユーザーによる成果対象行為がおこなわれた時点で広告料金が発生します。
3. 当社はメルマガ配信（自動）の機能、利用条件を追加または変更することができるものとし、その内容の変更に関して利用者に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。
4. メルマガ配信（自動）には、広告パフォーマンスレポートサービスに関する特約（以下「レポート特約」といいます）に定めるレポートサービスが含まれるものとし、当該レポートの利用については、レポート特約の定めが適用されます。利用者は、次条で定めるメルマガ配信（自動）の利用申請にあたり、本特約のほかレポート特約に同意するものとします。
5. 送信リストとは、モール上で利用者が運営する出店ページにおいて商品を購買、資料請求などをする際に、利用者からメールによる情報提供を受けることを許諾した者、またはR-Mail利用規約第9条に基づき当社が電子メールの送信対象者として登録した者の氏名及び電子メールのリスト（以下「ユーザリスト」といいます）から、メールの送信先となるユーザーを楽天が抽出して作成されたリストをいいます。
6. メッセージとは、メールのうちサブジェクト、本文など、利用者が作成可能な部分をいいます。

第2条（利用申請）

利用者は、メルマガ配信（自動）の利用にあたり、第6条に基づきメッセージを作成し、当社所定の方法により利用申請をおこなうこととします。本特約に基づく契約（以下「本契約」といいます）は、本規約第3条第6項の規定にかかわらず、当社が利用者から利用申請を受けた後に成立します。なお、本特約の利用申請に関しては、本規約第3条の規定を準用するものとします。

第3条（利用条件）

利用者は、メルマガ配信（自動）を利用するにあたり、以下の各号に定める事項を保証します。

1. 商品等の販売に際し、不当景品類および不当表示防止法などの各種法令、当社が定める楽天市場出店規約、ガイドライン等を遵守すること。

- 販売する商品等および当該商品等の画像が、第三者の知的財産権等を侵害しないこと。
- 前各号のほか、当社がメルマガ配信（自動）に関し別途定める条件を満たしていること。

第4条（サービスの提供および情報の保証）

当社は、メールが当社のサーバより送信リストに登録された電子メールアドレスに発信されることのみを保証し、ユーザーへの最終的な到達性は保証しないものとします。

第5条（利用期間）

メルマガ配信（自動）の利用期間は、第2条第1項の利用申請をおこなった日から当社所定の方法により利用終了の手続きをおこなった日までとします。

第6条（メッセージの作成）

- 利用者は、メルマガ配信（自動）の利用申請にあたり、当社の提供するメール作成機能を用いて当社が別途定める方法により、当社が別途定める期日までに、その責任と負担においてメッセージを作成するものとします。当社が別途提供する機能により生成されるものを除き、当社はメッセージの作成について何ら関与せず、いかなる保証もしないものとします。
- 利用者は、メッセージの作成にあたり、出店規約第18条の禁止事項を遵守するものとします。
- 利用者は、メッセージの内容について、モール上で運営する利用者の店舗に係わるものに限定しなければならず、メッセージにモール以外のサイトへのリンクを張るなどの方法によりユーザーをモール以外のサイトに誘導してはならないものとします。
- 当社は、当社が別途定める基準に従い、メッセージの内容を審査し、必要に応じてメッセージの修正又は再作成を求めることができ、利用者は速やかにこれに応じるものとします。なお、当社が利用者に修正又は再作成を求めないことをもって、メッセージの内容が本規約に反しないことを保証するものではありません。
- 第1項又は前項に定めるメッセージの作成又は修正若しくは再作成が遅れたことにより、メールの送信が遅延、又はメッセージの掲載の全部若しくは一部が履行不能になった場合においても、利用者は広告料金の減額、契約期間の延長その他の補償を求ることはできず、広告料金を全額支払わなければならないものとします。
- 当社は、利用者から提出を受けたメッセージの内容について自らの判断により掲載に必要な範囲で修正、編集をおこなうことができるものとします。
- 利用者は、本特約の条件を理解の上、メルマガ配信（自動）を利用するものとし、メッセージにおいて使用された商品画像・キャッチコピー等に起因して、ユーザーまたは第三者から問い合わせ、クレーム等が生じた場合には、自己の責任と費用をもって誠実に対応するものとします。

第7条（メッセージの送信）

当社は、当社が定める期間中、当社が定める頻度で、利用者が作成したメッセージを送信リストのユーザーに送信するものとします。

第8条（ユーザーリストの管理）

1. ユーザーリストに関する一切の権利（所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティー権等）は、全て当社に帰属し、本特約に基づくメルマガ配信（自動）の利用許諾は、本規約又は本特約において明確に規定されているものを除き、メルマガ配信（自動）に関する当社の権利の使用許諾を意味するものではありません。
2. ユーザーリストは、当社が管理するものとし、利用者には開示されないものとします。利用者は、出店契約の期間中はもちろんのことその終了後であっても、ユーザーリストに関するいかなる権利主張もおこなうことができないものとします。
3. 利用者は、ユーザーよりメール送信の停止または送信先メールアドレスの変更をするよう申し出を受けた場合、直ちに当社所定の方法でユーザーリストからの削除またはユーザーリストの変更に必要な手続をおこなうものとします。
4. 利用者は、ユーザーリストに登録されたユーザーの個人情報を厳重に管理し、他の出店者を含む第三者に開示してはならないものとします。利用者は、ユーザーリストに含まれる情報を複製、譲渡、貸与等してはならず、また、メルマガ配信（自動）の利用以外の目的で使用してはならないものとします。

第9条（ユーザーリストの変更・削除等）

1. 当社または当社のグループ会社（以下総称して「当社ら」という）がユーザーに対して送信したメール（利用者が作成したメールか否かを問わない）に関し、以下のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、当該ユーザーをユーザーリストから削除するものとします。
 - (1) 同一ユーザーについて、一定の期間内に一定回数のメールの送信エラー（送信エラーとなった理由を問わない）があったとき
 - (2) 同一ユーザーについて、一定の時間内に反応（開封やリンククリック等）がなかったとき
 - (3) 利用者が不適切な方法でユーザーリストを取得した場合上記の期間および回数については、当社が別途定めるものとします。
2. 当社は、前項によりユーザーリストからユーザーを削除する場合であっても、利用者に事前または事後に通知並びに削除の理由を開示及び説明することを要せず、削除により利用者に何らかの損害が生じた場合であっても、何らの責任を負わないものとします。
8. 当社は、送信エラーが発生した場合でも利用者にその旨を通知する義務を負わないものとし、また、送信エラーとなった理由を利用者に開示する責を負わないものとします。

第10条（ユーザーによるメール送信管理・個人情報の変更）

1. 前項のほか、ユーザーがモール内または当社らの提供する各種サービスの所定のウェブサイト上で、当社らの提供するサービスの利用に附随して個人情報の変更をおこなった場合は、かかる変更が自動的にユーザーリストに反映されます。
2. ユーザーが前各項により個人情報の変更やメールの送信停止等をおこなった場合であっても、当社は利用者に変更等があったことを通知することを要しないものとし、また、変更等の原因を利用者に開示する責を負わないものとします。

第 11 条（広告料金）

1. メルマガ配信（自動）の広告料金は、ユーザーが以下に定める成果対象行為をおこなった時点で発生するものとします。なお、広告料金の単価については、当社が別途定めるものとします。
 - (8) ユーザーによるメルマガ配信（自動）のクリック（ただし、当社が設定する不正クリックルールに定める不正なクリック数及びヘッダー・フッター・シグニチャのクリック数を除外し、当該メルマガ配信（自動）が送信された日から 14 日以内におこなわれたクリック数に限る）
2. 利用者は、1 カ月あたりの広告料金の上限額を任意に設定するものとします。なお、当該上限額は、設定後に変更することができます。ただし、当社が別途定める金額を下回る金額に変更することはできません。
3. 当社は、当月分の広告料金について、翌々月に利用者に対し請求書を送付します。利用者は、請求書送付月の翌月末日までに請求額を支払うものとします。

第 12 条（その他）

1. 利用者は、モールでの営業を一時的に休止するとき、当社から出店停止措置を受けたとき等ユーザーに商品等を販売できない状態となった場合には、自らメルマガ配信（自動）の利用を停止する措置をとるものとします。利用者が当該措置をとらなかつたことにより、ユーザーによる成果対象行為がおこなわれたときは、利用者は、広告料金を支払わなければなりません。
2. 本特約と本規約の規定が競合したときは、本特約が優先的に適用されることとし、本特約に定めのない事項については、本規約その他各種規約、ガイドライン等が適用されるものとします。

以上

2019 年 02 月 14 日 制定

2022 年 10 月 04 日 改定

おすすめニュース広告 楽天配信機能に関する特約

本特約は、楽天市場広告規約（以下「本規約」といいます）の特約を定めたものです。本特約の用語は、別段の定めのない限り、本規約の用語が用いられるものとします。

第1条（楽天配信）

1. 本特約は、本規約に定める本サービスのうち、利用者が「おすすめニュース広告」の1機能である楽天配信（以下「楽天配信」といいます）を利用する際に適用されるものです。
2. 楽天配信とは、利用者店舗にて販売商品として登録された商品ないし役務（以下「サービス等」といいます）の広告について、広告掲載の対象となる商品等（以下「対象商品」といいます）のうち実際に掲載されるもの、掲載される広告枠、各広告枠における掲載期間等の設定を利用者が当社に委託し、ユーザーによる成果対象行為が行われた時点で広告料金が発生する機能です。楽天配信の仕様の詳細については、別途当社が定めるものとします。
3. 当社は楽天配信の機能、利用条件を追加または変更することができるものとし、その内容の変更に関連して利用者に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。

第2条（利用申請）

1. 利用者は、楽天配信の利用にあたり、当社所定の方法により利用申請を行うこととします。本特約に基づく契約（以下「本契約」といいます）は、本規約第3条第5項の規定にかかわらず、当社が利用者から利用申請を受けた後に成立します。なお、本特約の利用申請に関しては、本規約第3条の規定を準用するものとします。
2. 対象商品は、原則、利用者が運営する店舗のうち、楽天配信を利用する店舗で RMS 上販売商品として登録された全ての商品（販売期間を設定した商品を除く。）となります。ただし、当社は、当社において掲載が適当でないと判断した商品等について対象商品から除外することができます。また、利用者は、当社が別途指定する方法により、対象商品から除外する商品等を指定することができます。

第3条（利用条件）

利用者は、楽天配信を利用するにあたり、以下の各号に定める事項を保証します。

- (1) 商品等の販売に際し、不当景品類および不当表示防止法などの各種法令、当社が定める楽天市場出店規約、ガイドライン等を遵守すること。
- (2) 販売する商品等および当該商品等の画像が、第三者の知的財産権等を侵害しないこと。
- (3) 前各号のほか、当社が別途定める条件を満たしていること。

第4条（利用期間）

楽天配信の利用期間は、第2条第1項の利用申請を行った日から当社所定の方法により利用終了の手続きを行った日までとします。

第5条（原稿）

1. 楽天配信においては、利用者店舗の店舗ロゴ画像および、各対象商品の商品ページに掲載されている商品画像・キャッチコピー等が広告原稿として使用されます。
2. 当社は広告枠の仕様などに適合させるため、前項の広告原稿に必要な修正・編集を加えることができるものとします。
3. 利用者は、前二項の条件を理解の上、本機能を利用するものとし、広告原稿として使用された店舗ロゴ画像・商品画像・キャッチコピー等に起因して、ユーザーまたは第三者から問い合わせ、クレーム等が生じた場合には、自己の責任と費用をもって誠実に対応するものとします。

第6条（広告料金）

1. 楽天配信の広告料金は、ユーザーが以下に定める成果対象行為を行った時点で発生するものとします。なお、広告料金の単価については、当社が別途定めるものとします。
 - ユーザーによる楽天配信のクリック
2. 利用者は、1ヶ月あたりの広告料金の上限額を任意に設定するものとします。なお、当該上限額は、設定後に変更することができます。ただし、当社が別途定める金額を下回る金額に変更することはできません。
3. 当社は、当月分の広告料金について、翌々月に利用者に対し請求書を送付します。利用者は、請求書送付月の翌月末日までに請求額を支払うものとします。

第7条（その他）

1. 利用者は、モールでの営業を一時的に休止するとき、当社から出店停止措置を受けたとき等ユーザーに商品等を販売できない状態となった場合には、自ら楽天配信の利用を停止する措置をとるものとします。利用者が当該措置をとらなかったことにより、ユーザーによる成果対象行為が行われたときは、利用者は、広告料金を支払わなければなりません。
2. 本特約と本規約の規定が競合したときは、本特約が優先的に適用されることとし、本特約に定めのない事項については、本規約その他各種規約、ガイドライン等が適用されるものとします。

以上

2019年08月20日 制定

2019年12月11日 改定

楽天市場クラウドファンディング広告特約

本特約は、楽天市場広告規約（以下「本規約」といいます）の特約を定めたものです。

本特約の用語は、別段の定めのない限り、本規約の用語が用いられるものとします。

第1条（楽天市場クラウドファンディング広告）

1. 本特約は、本サービスのうち、利用者が「楽天市場クラウドファンディング広告」（以下「RCF 広告」といいます。）を利用する際に適用されるものです。
2. RCF 広告とは、当社が広告媒体として「楽天市場クラウドファンディング」の名称で運営するモール内のウェブサイトおよびスマートフォンアプリケーション等のウェブサービスに、利用者が販売する商品（以下「対象商品」といいます）を広告として掲載し、対象商品が購入された時点で広告料金が発生する広告サービスです。
3. 本特約は、楽天市場出店規約およびこれに付随する規約・ガイドライン（以下、「出店規約等」といいます）に基づく出店契約、および本規約に付帯して、契約当事者の関係および遵守しなければならない事項を定めるものです。
4. 本特約において規定されていない事項については、出店規約等の定めるところに従うものとします。

第2条（両者の関係）

1. 利用者は、RCF 広告の利用にあたり、以下の各号の業務について当社に委託する。
 - (1) 本サービス上でプロモーションをおこなうための企画ウェブページの開設および運営
 - (2) ユーザーから問い合わせがあった場合の利用者への案内
2. 当社は、前項各号の業務をおこなうにあたり、必要な指示を利用者におこなうことができ、利用者はこれに従う。
3. 当社は、第1項各号の業務を第三者に再委託することができる。

第3条（プロジェクト内容の審査）

1. 利用者は、本サービスを利用するにあたり事前に、当社が定める期日までに、クラウドファンディングをおこなうプロジェクト（以下、「本件プロジェクト」という）の内容、開催期間、募集目標金額、販売・増産する商品の内容等の具体的な事項を定め、当社の審査を受けなければならない。
2. 前項の審査の基準は当社が定めるものとし、利用者は、当該審査に不合格となった場合には、本件プロジェクトを実施することはできない。

第4条（プロジェクト開催期間中の遵守事項）

1. 利用者は、当社の指定する企画バナーおよび文言（企画バナー・企画ページリンク・ユーザーへの注意書き・商品名内への指定キーワードなど）を本件プロジェクト参加商品ページ内に必ず掲載する。
2. 本件プロジェクト参加商品について、オファー内容を企画掲載期間中に変更しない。

- 利用者は、本件プロジェクトの開催期間中は、当社および利用者の合意なき限り、出店契約を解約することはできない。ただし、出店規約等の違反があった場合など、利用者の責めに帰すべき事由がある場合における当社からの解除・解約については、この限りではない。

第 5 条（広告料金の精算）

- RCF 広告の広告料金は、RCF 広告に掲載された対象商品が購入された時点で発生するものとし、RCF 広告を経由せずに購入された対象商品も含まれるものとする。
- 広告料金は、対象商品の商品価格（税込）から、クーポン利用額（利用者が全額費用を負担するクーポンに限る）を控除した金額に 5% を乗じた金額およびこれに対する消費税額等相当額とする。
- 前項の商品価格には、送料、代引き手数料、ラッピング料は含まれない。ただし、送料が商品価格に含めて登録されていた場合は、この限りではない。
- RCF 広告の広告料金は、プロジェクト終了日が属する月の 2 カ月後月末（以下「締め日」とする）までのキャンセル分を反映の上、締め日の翌月月初に確定とする。利用者は、締め日の翌々月月末までに広告料金を当社に支払うものとする。

第 6 条（本件プロジェクト終了後の規定）

- 利用者は、本件プロジェクトにおける募集金額の目標額達成のいかんにかかわらず、クラウドファンディングをおこなった商品のユーザーへの発送を、プロジェクト終了日から 2 カ月以内におこなう。本件プロジェクトの開催期間中および終了後に出店契約が解除・解約された場合においても同様とする。
- 当社は、利用者がプロジェクト終了日から 2 カ月以内に商品のユーザーへの発送をおこなわなかった場合、利用者の今後の RCF 広告への参加を禁止等、必要な措置を取ることができる。
- 利用者は、本件プロジェクトが終了した後、30 日以内に当社が定めるフォーマットに沿った活動レポートの作成・提出をおこなう。また、そのレポート内容をユーザーへ周知するために、当社は商品ページへの反映を利用者に求めることができる。

第 7 条（免責・無保証）

- 当社は、本サービスの利用にあたり提供する機能・システムの不具合、欠陥に伴う利用者の損害について責任を負わない。
- 当社は、本件プロジェクトにおける目標額の達成を保証しない。

以上

2022 年 02 月 14 日 制定

楽天スーパークリエイト利用規約（出店者向け）

第1条（総則）

- 本規約は、楽天グループ株式会社（以下「甲」という）と、甲がインターネット上で運営する楽天市場モール（以下「モール」という）の出店者（以下「乙」という）との間で、甲の提供する「楽天スーパークリエイトサービス」（以下「本サービス」という）の利用に関し定めるものである。
- 本規約は乙に適用される楽天市場出店規約（以下「出店規約」という）の一部となるものであり、本規約に定めのない事項については出店規約が適用される。また、出店規約において定義された用語は別段の定めのない限り、本規約においても同じ意味を有する。

第2条（本サービスの内容）

- 本サービスは、第2項で定義するパートナーが、自ら管理運営しもしくは広告の配信権を有するWebサイトまたは電子メールのメッセージ（以下まとめて「アフィリエイトメディア」という）において、モールの各種ページ、モールの店舗または商品にリンクする専用バナー広告または専用URL（以下「リンク等」という）を設置し、これによって乙に生じた売上に応じて、甲が乙の負担でパートナーに報酬（以下「成果報酬」という）を支払うことを内容とする。
- 「パートナー」とは、本サービスにアフィリエイトパートナーとして参加する者をいう。パートナーには、楽天会員のうち楽天アフィリエイトパートナー規約を承認して本サービスへの参加を甲に登録した者のほか、甲の提携先など、楽天会員以外の者で甲が個別に本サービスへの参加を承認した者が該当する。
- 甲は、第1項の成果報酬を楽天ポイント（以下「ポイント」という）の付与その他甲が別途定める方法で支払う。
- 甲は、本サービスに関する業務の一部を、甲の定めるアフィリエイトプログラム運営会社に委託する。

第3条（アフィリエイトシステムの利用）

- 甲は、乙に対し、本サービスの利用に必要となるソフトウェア、データベースその他本サービスにかかるシステム（以下まとめて「アフィリエイトシステム」という）の使用を許諾する。ただし、乙は、本サービスの利用により、アフィリエイトシステムに関し、所有権、著作権その他の権利を取得するものではない。
- 乙は、アフィリエイトシステムを、本サービスへの参加以外のいかなる目的にも使用してはならないものとし、また、アフィリエイトシステムを変更、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルをし、またはその他ソースコードを知得するための一切の解明をしてはならない。
- 乙は、アフィリエイトシステムを出店規約第17条に定める守秘義務の対象として取り扱うものと

する。

第4条（著作権と商品画像つき専用バナー広告の制限）

- 乙は、甲およびパートナーに対し、乙がモール内に掲示している商品画像を、専用バナー広告において使用すること、および広告掲載先（第5条第3項に定義する外部媒体管理者を含む。）等の第三者に対して本サービスに必要な範囲で使用の再許諾をすることを許諾する。当該商品画像につき第三者が著作権を有するときは、当該第三者からも同様の許諾を得なければならない。
- 乙は、前項の第三者からの許諾を得られない場合は、当該商品画像の使用を制限する手続を甲所定の方法で行うものとする。

第5条（リンク等の設置）

- 甲は、楽天アフィリエイトパートナー規約等においてパートナーに対し禁止事項等を定めるが、パートナーが設置するリンク等を監視する義務を負わない。
- 甲は、特定のパートナーが設置したリンク等が前項の規約に違反している等の理由により、乙が特定のパートナーの設置した乙の店舗または商品へのリンク等の削除または変更を希望し、甲が必要と認めた場合には以下のいずれかの措置をとるものとする。
 - 当該パートナーに対する当該リンク等の削除または変更要請
 - 当該リンク等からのリンク拒否

ただし、甲がパートナーに本項第1号の要請に応じることを保証するものではない。

- 甲は、甲の裁量により、(i)自らのアフィリエイトメディアにリンク等を掲載し、または(ii)外部の広告媒体（以下「外部媒体」という。）を選定して当該媒体の管理者（以下「外部媒体管理者」という。）との間で広告掲載に関する契約（以下「外部媒体掲載契約」という。）を締結し、リンク等を当該広告媒体に掲載することができる。

第6条（成果報酬）

- アフィリエイトメディアの閲覧者（以下「ユーザー」という）がパートナーの設置したリンク等を経由してモール内の各店舗を閲覧し、その結果店舗内の商品を購入した場合、甲は、当該パートナーに対し、購入額に応じた成果報酬を支払う。
- 前項の成果報酬の額は、購入額に甲が定める料率（以下「成果報酬料率」という）を乗じて算出した額（ただし、小数点以下は切捨て）とする。成果報酬料率は原則として別表3の料率とするが、甲がパートナーとの間で別表3の料率よりも低い料率を合意した場合、その他甲が別表3の料率よりも低い料率を設定した場合には、当該料率をもって成果報酬料率とする。別表3の商品ジャンルID別料率については、楽天市場におけるジャンルIDの改編に伴い登録ジャンルが変更となった場合は、適用報酬料率が変更となる場合がある。ジャンルIDの改編が行われる際には、週刊サポートニュースなどにて告知する。また、成果報酬の上限は、登録1商品1個の売上につき1,000円とする。また、1人の個人パートナーに対する同一のユーザーからの購入については、楽天が定める特定のパートナーを除き、1ユーザーあたり月10,000円を、成果報酬の上限とする。楽天が定める例外については、店舗運営Naviなど、楽天が別途定めるガイドライン、マニュ

アルにて表示する。

3. 第1項の成果報酬の支払は、甲とパートナーとの間で別途定めるところにより、成果報酬額に相当する楽天キャッシュまたは楽天ポイントの付与により行われる。
4. 第1項の成果報酬の対象となる取引（以下「対象取引」という）は、各店舗における通常購入のすべてとする。ただし、甲は、その判断により、対象取引を制限または追加することができる。
5. 第5条第3項に定める外部媒体への掲載費用については甲が外部媒体管理者に対し外部媒体掲載契約に基づき支払うものとする。

第7条（成果報酬の原資負担）

1. 乙は、乙の店舗において対象取引があった場合は、甲がパートナーに支払った成果報酬の原資（以下「成果報酬原資」という）および消費税を全額負担する。ただし、第5条第3項に定めるリンク等により発生した成果報酬については甲をパートナーとみなし、乙は甲に対して前条第2項に基づき算出された成果報酬および消費税を支払う。
2. 乙の原資負担の対象となる成果報酬額は、次項の定めに従い月ごとに計算されるものとする（以下、ある月について計算された成果報酬の総額を「月間成果報酬総額」という）。
3. 月間成果報酬総額は、乙が登録した商品等の代金（消費税を含む）を基準として計算され、送料は含まれない。ただし、乙が送料を商品等の代金に含めて登録していた場合は、この限りではない。なお、その他、月間成果報酬総額の計算、確定、取消および変更については、出店規約第13条第3項ないし第6項の規定の「基準売上高」を「月間成果報酬総額」と読み換えて適用する。
4. 月間成果報酬総額は出店規約第13条に定める基準売上高の確定時に確定するものとし、それ以後の取消または変更をすることはできない。
5. 成果報酬原資の支払いについては、出店規約第13条第8項の規定の「基準売上高」を「月間成果報酬総額」、「システム利用料」を「成果報酬原資」とそれぞれ読み換えて適用する。なお、銀行振込手数料その他支払いに要する費用は乙の負担とする。
6. アフィリエイトパートナーの設置したリンク等を経由した売上か否か、その他月間成果報酬総額の計算については甲の判断に従うものとし、乙は異議を申し立てることはできない。
7. 乙の原資負担の対象となる成果報酬は、乙の店舗または商品へのリンク等を経由したか否かにかかわらず計算される。他の出店者の店舗または商品へのリンク等を経由してモールを閲覧したユーザーが、最終的に乙の店舗で商品を購入した場合でも、当該リンク等を設置したパートナーに対する成果報酬原資は、乙が負担する。

第8条（パートナー等への情報開示）

1. 甲は、乙の店舗における対象取引の販売実績（店舗名、商品名、販売金額、販売日時等に関する情報を含む）についてのレポートを作成し、パートナーおよび外部媒体管理者に対して開示することができる。
2. 甲は、前項のほか、本サービスの利用促進のために、リンク等を経由して販売した商品の販売実績等について、他の出店者およびパートナーを対象としてランキングの形で公表することができる。

第9条（本サービスの対価）

1. 乙は、甲に対し、本サービス利用の対価として、第7条により算出される乙の店舗にかかる月ごとの成果報酬原資の合計額に応じて、別表1の料率により計算される利用料（消費税別。以下「アフィリエイト利用料」という）を支払う。
2. 乙は、アフィリエイト利用料およびそれにかかる消費税を、対象となる月の成果報酬の原資とともに支払う。

第10条（アドバンスサービス）

1. 乙は、別途申込を行うことにより、「楽天スーパーアフィリエイトアドバンスサービス」（以下「アドバンスサービス」という）を利用することができる。
2. アドバンスサービス申込により利用可能となる機能は以下のとおりとする。
 - (1) パートナー向け店舗紹介文の掲示
 - (2) オリジナルバナーの作成
乙は、甲所定の方法により独自のリンク等に使用するHTMLコードその他のコンテンツを作成し、パートナーへ告知・提供等を行うことができる。
 - (3) 割増料率の設定
第6条第2項に定める成果報酬料率の割増の申請。但し、割増上限等につき別途甲の定めがあるときは、当該定めに従うものとする。
3. 乙は、アドバンスサービスを利用する場合には、別表2に定めるアドバンスサービス(オプションサービス)利用料（消費税別）を甲に支払う。乙は、アドバンスサービス(オプションサービス)利用料およびそれにかかる消費税を、対象となる月の成果報酬原資とともに支払う。

第11条（禁止事項）

乙は、乙の店舗に関して本サービスと類似するサービスを他者から受けてはならない。

第12条（パートナーとの関係等）

1. 乙は、パートナーとの間で、アフィリエイトメディア、リンク等、乙の店舗、乙の取扱商品等につき紛争が生じたときは、自らの責任と負担により解決する。
2. 甲は、パートナーおよびアフィリエイトメディアにつき、何らの保証を行うものではない。
3. 甲は、パートナーの属性について、乙に一切開示しないものとする。

以上

2024年07月31日 最終改定

別表

別表1 アフィリエイト利用料

| 月間成果報酬原資合計額 | アフィリエイト利用料率 |
|--------------------------|-------------|
| 300,000 円以下 | 30% |
| 300,001 円～1,000,000 円 | 25% |
| 1,000,001 円～5,000,000 円 | 23% |
| 5,000,001 円～10,000,000 円 | 20% |
| 10,000,001 円以上 | 15% |

※消費税は別途ご請求申し上げます。

別表2 アドバンスサービス（オプションサービス）利用料

| | |
|----------|----------|
| 基本料金（月額） | 10,000 円 |
|----------|----------|

※2015年11月分より当面の間、アドバンスオプション月額利用料を無料とさせていただいております。

※消費税は別途ご請求申し上げます。

2015年12月15日 改定

別表3 成果報酬料率一覧

| 商品ジャンル ID | 料率 | 商品ジャンル ID | 料率 |
|----------------|----|----------------|----|
| ジュエリー・アクセサリー | 4% | キッチン用品・食器・調理器具 | 3% |
| 食品 | 4% | 日用品雑貨・文房具・手芸 | 3% |
| インナー・下着・ナイトウェア | 4% | 本・雑誌・コミック | 3% |
| 水・ソフトドリンク | 4% | インテリア・寝具・収納 | 3% |
| 日本酒・焼酎 | 4% | ホビー | 3% |
| 靴 | 4% | サービス・リフォーム | 3% |
| レディースファッション | 4% | おもちゃ | 3% |
| バッグ・小物・ブランド雑貨 | 4% | 住宅・不動産 | 3% |
| メンズファッション | 4% | 車用品・バイク用品 | 2% |
| スイーツ・お菓子 | 4% | 腕時計 | 2% |
| ビール・洋酒 | 4% | TV・オーディオ・カメラ | 2% |
| 美容・コスメ・香水 | 4% | パソコン・周辺機器 | 2% |
| ペット・ペットグッズ | 4% | スマートフォン・タブレット | 2% |
| 医薬品・コンタクト・介護 | 4% | 家電 | 2% |
| ダイエット・健康 | 4% | CD・DVD | 2% |
| スポーツ・アウトドア | 4% | 楽器・音響機器 | 2% |
| 花・ガーデン・DIY | 4% | 車・バイク | 2% |
| キッズ・ベビー・マタニティ | 4% | 光回線・モバイル通信 | 2% |

| | | | |
|--------------|----|--------|----|
| カタログギフト・チケット | 4% | テレビゲーム | 2% |
| 上記以外 | | | 2% |

※パートナーサイト経由で商品が購入された時点で、当該商品について設定されていた、楽天市場モールの商品ジャンルIDに対応する上記成果報酬料率が適用されます。

2019年07月01日 制定
2023年04月03日 改定

「あす楽」利用規約

第1条（総則）

1. 本規約は、楽天グループ株式会社（以下「甲」という）がインターネット上で運営するショッピングモール「楽天市場」（以下「モール」という）に出店中の出店者（以下「乙」という）が、本サービス（第2条第2項で定義する）を利用する場合における甲乙間の契約関係（以下「本契約」という）を定めるものである。
2. 本サービスは楽天市場出店規約（以下「出店規約」という。）第23条第1項の付随サービスに該当するものであり、本規約に定めのある事項については本規約が出店規約に優先するが、本規約に定めのない事項については出店規約及び甲の定める各種規定、ガイドライン等（以下、出店規約と総称して「出店規約等」という）の各条項が適用される。
3. 乙は、本サービスの利用を申し込むに際し、本規約を承認のうえ、甲所定の方法により申し込みを行うものとする。なお、甲は、乙が本サービスの利用申込を行った場合には、乙が本規約に同意したものとみなす。
4. 乙は、甲が承諾した場合に限り、本サービスを利用できるものとし、甲は、その判断により、乙の本サービス利用に条件を付しましたは制限を加えることができるものとする。
5. 甲は、必要と認めたときに乙への事前の通知なく本規約を改定できるものとし、改定後は、改定後の本規約を適用するものとする。なお、乙が本規約の改定後に本サービスを利用した場合、甲は乙が改定後の本規約に同意したものとみなす。

第2条（用語定義）

1. 本規約の各用語で本規約に別段の定めのないものについては出店規約等の各用語と同一の意味を有するものとする。
2. 本規約において、「本サービス」とは、「あす楽」のサービス名称のもと、乙の出店ページにおいて、乙が顧客から、その対象商品として登録した商品等（以下「対象商品等」という）を、その対象地域として登録した地域内の住所地を配送先とする注文を、当日正午までに受け付けた場合に、翌営業日（以下「配送日」という）に当該配送先において顧客が当該対象商品等を受領できるよう配送を行う方法により販売を行うためのシステムを、甲が乙に対して提供するサービス及びこれに付随するサービスをいうものとする。
※顧客からの注文受付時間は、楽天市場のサーバから自動配信される「注文内容確認メール」の送信時間を基準とする。

第3条（本サービス）

1. 乙は、本サービスを利用して対象商品等の販売を行う場合、あらかじめ甲所定の事項を甲所定の方法に従って登録または掲載するものとする。
2. 乙は、本サービスを利用して販売を行った対象商品等を配送日に配送できなかった場合、「楽天あん

しんショッピングサービスに関するガイドライン」に定めるサービスの対象となることを確認するものとする。

3. 乙は、本サービスの利用にあたり以下各号を遵守するものとする。

- (1) 正午までに顧客から注文を受け付けた場合に、配送日に配送先に届けられる商品等のみを対象商品等とすること
- (2) 対象商品に対し甲が指定する本サービスの設定を行い、対象商品以外にこれらを行わないこと
甲が指定する本サービスの設定によって表示される画像・テキスト・注記事項を対象商品等の掲載ページから外さないこと
- (3) 配送日に配送できない特段の事情がある対象商品等がある場合、予め乙の出店ページ内の対象商品等の掲載ページにわかりやすく明記すること
- (4) 対象商品等については、RMS の在庫設定機能を用いて商品登録を行うこと

第4条（利用禁止等）

1. 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当する場合には、本サービスの利用を禁止することができる。

- (1) 出店規約等に違反したとき
- (2) 乙の顧客から商品等の瑕疵、不着、到着遅延または返金等に関する苦情があるとき
- (3) 前各号の他、甲が消費者保護または本サービスの信用維持の観点等から本サービスの利用禁止措置が必要と判断したとき

2. 乙は、前項により本サービスの利用を禁止された場合、直ちに、乙の出店ページから、「あす楽」のサービス名称を含む画像及びテキスト、その他本サービス利用店舗に限り使用が許諾された画像及びテキストを削除するものとする。

以上

2011年07月01日 制定

2021年04月26日 最終改定

R-SNS 利用規約

第1条（総則）

本規約は、楽天グループ株式会社（以下「甲」という）がインターネット上で運営するショッピングモール「楽天市場」（以下「モール」という）に出店中の出店者が、甲が提供する「R-SNS（アール・エス・エヌ・エス）」（以下「本サービス」といい、第2条に定義する）を利用するにあたり、甲と本サービスの利用者（以下「乙」という）との間の契約関係を定めるものである（以下、本規約に基づく甲と乙との契約を「本契約」という）。なお、本規約に定めのない事項については、楽天市場出店規約（以下「出店規約」という）および本サービスに関して甲の定める各種規約、ガイドライン等の各条項（以下、本規約と総称して「本規約等」という）が適用されるものとする。また、本規約の各用語で本規約に別段の定めのないものについては、出店規約の各用語と同一の意味を有するものとする。

第2条（本サービス）

本サービスは、ソーシャルメディアにおいて乙が運営する企業向けページまたは企業向けアカウント（以下「企業ページ」という）上で、乙がモールで販売または提供する商品等を紹介することにより、乙の出店ページに顧客を誘導することを目的とする。

第3条（申込）

- 乙が本サービスの利用を希望する場合、甲所定の手続きに従って本サービスの利用を申し込むものとする。
- 前項の申込み後、甲が企業ページの表示や内容等を審査する場合があること、審査を通過しない場合は本サービスを利用できること、審査の結果企業ページの修正を求める場合があることを乙は承諾する。
- 乙は、ソーシャルメディア運営者が定める各種規約、ガイドラインその他乙とソーシャルメディア運営者を拘束するあらゆる契約（以下「規約類」という）を自己の責任において遵守しなければならず、乙とソーシャルメディア運営者の間に生じた問題について、甲は一切の責任を負わない。
- 第1項の申込み日から別途甲が定める期間を経過しても企業ページ利用の手続きが完了しない場合、申込みはキャンセルされたものとみなす。

第4条（設定）

- 前条の乙の申込みに対して甲が承諾した場合、甲はソーシャルメディアでのページ作成、入力、設定、編集等の作業（以下「設定作業」という）の代行または補助をおこなう場合があることを乙は承諾する。この場合、乙は、甲が設定作業を遂行するのに必要な代理権を甲に授与する。なお、甲はソーシャルメディア運営者の定める規約類においてアカウント保持者本人のみがおこなうことができると定められている事項を乙に代わっておこなうことはできないものとし、設定作業のうちソーシャルメディア運営者の定める規約類にてアカウント保持者からの委託が禁止された場合は、甲はその後

- 当該設定作業を乙から受託することができない。なお、ソーシャルメディアごとの設定作業の内容、方法その他の詳細は、甲がガイドライン等において別途定めるところによる。
2. 乙は、本サービスの対象として甲が別途指定するソーシャルメディアの中から、乙が利用を希望するソーシャルメディアを選択することができ、選択にあたっては甲所定の手続きに従うものとする。
 3. 乙は、原則として企業ページを他の企業ページとは別に新たに開設しなければならない。なお、当該企業ページの開設にあたってソーシャルメディア運営者との間で乙自ら手続きをおこなうことが必要な場合、乙は自らの責任と費用負担で速やかに当該手続きを完了させなければならない。
 4. 前項にかかわらず、既存の企業アカウントの利用を希望する場合は、別途協議するものとする。
 5. 甲は、設定作業を第三者に再委託することができるものとし、この場合、甲は第1項柱書により乙から授与された代理権に基づく復代理権を当該第三者に授与することができる。
 6. 乙は、自らの責任と費用負担で企業ページの管理、更新、顧客対応等をおこなうものとする。

第5条（利用料）

1. 乙は、甲に対し、本サービス利用の対価として、別表に定める月額固定費および、各ソーシャルメディアの運営者が定める各種利用料金（以下、総称して「利用料」という）を、甲の定める期限までに支払うものとする。なお、利用料は出店規約第15条第1項に定める出店料等とは別に発生するものである。
2. 月額固定費は、第9条に定める契約開始日から起算し、本サービスの契約期間中において毎月発生するものとする。
3. 甲は、本サービスの利用料を出店料等と合わせて乙に請求することができるものとし、乙はこれに同意する。

第6条（競合禁止）

乙は、各SNSの企業ページ上において、楽天市場以外のECサイトの情報を掲載（コメントの掲載、バナーの掲載、各種アプリの設置を含むがこれに限られない）してはならない。

第7条（情報の取り扱い）

甲は、本サービスのサービス向上のため、乙による企業ページの利用状況（メッセージの種類、送信内容、送信時間、送信回数等）を確認することができ、乙はあらかじめこれに同意するものとする。乙は、これらの利用状況の確認のために必要な措置をおこなうものとする。

第8条（禁止行為）

1. 乙は、本サービスの利用において、以下の各号に規定する行為をしてはならない。
 - (1) 本規約等に違反する行為
 - (2) 出店規約第18条第1項各号に規定する行為
 - (3) その他甲が別途禁止行為として定める行為または甲が不適切と判断する行為
2. 乙が前項各号または以下のいずれかに該当すると甲が判断した場合、甲は乙に事前に通知することなく本サービスの利用の停止、企業ページの全部または一部の削除その他の必要な措置を取ることがで

きるものとし、また出店規約の違反とみなすことができる。この場合といえども、乙は甲に対して損害賠償、月額固定費の減額、返還等を請求することができない。

- (1) 支払停止状態に陥った場合、または財産状態が悪化してそのおそれがあると認められる相当な理由がある場合
- (2) 不渡処分を受けた場合、または手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申し立てを受けた場合
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申し立てを受け、または自ら申し立てをした場合
- (5) 解散、事業の全部もしくは重要な一部の譲渡、または自らが消滅会社となる合併を決議した場合
- (6) 監督官庁から営業の取消または停止等の処分を受けた場合
- (7) その他本契約を継続し難い重大な背信行為があった場合

第 9 条（期間）

1. 本規約に基づく本サービスの契約期間は、いずれかのソーシャルメディアにおける、企業ページの納品日（ただし、第3条第2項の審査をおこなう場合は、当該審査の通過日をいう）のうち最も早い日（以下「契約開始日」という）から12カ月間とする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲乙双方から解約の意思表示がない場合、さらに12カ月間延長されるものとし、以後も同様とする。なお、乙による当該意思表示の方法は、甲が別途指定する方法によらなければならない。
2. 前項にかかわらず、甲および乙は、契約終了日の1カ月前までに解約の意思表示をすることによりいつでも本契約を解約することができる。
3. 前二項の規定にかかわらず、甲乙間での出店規約に基づく契約関係が終了した場合は本サービスの契約期間も当然に終了する。
4. 乙は、本サービスの契約期間中に本サービスの利用を終了する場合であっても、契約期間の満了まで利用料（月額固定費および各ソーシャルメディアが定める利用料金を含む。次項において同じ）の支払いを免れない。ただし、本規約または甲の定めるガイドライン等に別段の定めがある場合を除く。
5. 前項にかかわらず、本条第2項により、甲が本契約を解約した場合には、乙は当該解約日の属する月までの利用料を甲に支払うものとする。

第 10 条（契約終了後の企業ページ）

1. 乙は、前条第1項および第2項に基づく解約の意思表示をおこなった場合、解約の効力発生日から1週間後までに、各ソーシャルメディアの企業ページを削除しなければならない。ただし、甲が特に認めた場合はこの限りではない。甲は、乙が前項に従い企業ページを削除しない場合、乙の企業ページを削除することができる。

第 11 条（免責）

1. 甲は、乙が本サービスの利用に関して被った損害（サーバー、ソフトウェアまたは企業ページの障害・不具合・誤作動、ソーシャルメディアのメンテナンス、障害・不具合・誤作動、規約類の変更または仕様の変更、企業ページの全部または一部の滅失、本サービスの全部または一部の停止、設定作業の

- 遅延・瑕疵、乙の出店停止、顧客との取引等によるものを含むが、それらに限られず、またその原因のいかんを問わない)について、賠償する責を負わない。
2. 甲は、乙に対する事前の承諾なく、本サービスの仕様等の変更もしくは追加またはサービスの停止もしくは廃止をおこなうことができる。
 3. 甲は、サーバーに障害が発生した等の理由により、本サービスにおける乙の企業ページの運営に支障が生じると甲が判断した場合には、混乱防止のために必要となる措置を取ることができる。

第 12 条（本規約等の変更）

甲は、必要と認めたときに、乙へ予告なく、その裁量で本規約等を変更することができる。本規約等の変更は甲が変更を乙に通知（甲のサーバー内で乙が ID およびパスワードでアクセスできる部分に掲示した場合を含む）した後において乙が本サービスの利用を継続した場合には、乙は変更後の本規約等を承認したものとみなし、変更後の本規約等を適用する。

以上

2021年04月26日 最終改定

別表

R-SNS（アール・エス・エヌ・エス）利用料

| | |
|-------|-------------|
| 月額固定費 | 3,000 円（税別） |
|-------|-------------|

2020年06月30日 最終改定

LINE 公式アカウント特約（R-SNS 利用規約）

本特約は、R-SNS（アール・エス・エヌ・エス）利用規約（以下「本規約」という）の特約を定めるものである。本特約に定めのない事項については本規約が適用されるものとする。また本特約の用語は、別段の定めのない限り、本規約の用語が用いられるものとする。なお、本特約と本規約等の規定が矛盾する場合には、本特約の規定が優先して適用されるものとする。

第1条（総則）

本特約は、本サービスのうち、LINE 株式会社の運営するソーシャルメディアである「LINE 公式アカウント」を出店者（以下「乙」という）が利用する場合に適用されるものとする。ただし、当社は LINE 公式アカウントの利用を希望する出店者が、LINE 株式会社により利用が許可されることを保証するものではない。

第2条（LINE 公式アカウントの利用プラン・プレミアム ID 等および料金）

1. 本サービスで、乙が選択できる LINE 公式アカウントの利用プランおよび各プランの料金は LINE 株式会社が定める料金に基づき、楽天グループ株式会社（以下「甲」という）が設定するものとし、別表1および別表2記載の通りとする。なお、LINE 株式会社が定める料金に変更があった場合、乙は、甲が別表1および別表2の料金を変更することに同意する。
2. 乙は、LINE 公式アカウントのアカウント開設にあたり、LINE 株式会社から付与される ID に関し、通常 ID の付与またはプレミアム ID の付与のいずれかを選択できるものとする。
3. 前項に基づき、乙がプレミアム ID の付与を選択した場合は、乙は甲にプレミアム ID の利用料を支払うものとし、LINE 株式会社がプレミアム ID の利用料を変更した場合、甲が当該変更に基づき、料金を変更することに同意する。
4. 乙は、本条第1項および第3項の利用料とは別途、甲に対し R-SNS の月額固定費 3,000 円（税別）を支払うものとする。
5. 乙は、楽天グループ株式会社（以下「甲」という）に対し、本条第1項および第3項の各プランの利用料およびプレミアム ID の利用料を甲の定める期限までに支払うものとする。なお、当該利用料は楽天市場出店規約第15条第1項に定める出店料等とは別に発生するものである。

第3条（LINE 公式アカウントの利用プランの変更手続き）

1. 乙は、当初申し込んだ本サービス内の LINE 公式アカウントの利用プランの変更を希望する場合には、甲にその旨を通知することとする。甲は通知を受領後、所定の期日にプランを変更するものとする。なお、料金プラン変更に伴う、前条第1項および第3項の利用料の変更については、LINE 株式会社の料率変更の計算方法と同じとする。
2. 乙が本条前項の利用プランの変更を希望した場合であっても、当社は、乙が LINE 株式会社により LINE

- 公式アカウントのプラン変更を許可されることを保証するものではない。
3. 乙は、月中に LINE 公式アカウントを解約した場合であっても、当該月に適用されている月額利用料およびプレミアム ID 利用料の全額を支払うものとし、日割り精算は行わないものとする。なお、乙が前払いした利用料金は、LINE 公式アカウントを解約した場合であっても、返金されないことに、乙はあらかじめ同意するものとする。

第 4 条（本サービス終了時の企業ページの取扱い）

甲は、乙が本サービスで LINE 公式アカウントを利用した場合において、本規約第 9 条第 1 項および第 2 項に基づく解約の意思表示があった場合には、本規約第 10 条の定めにかかわらず、乙の企業ページを削除することができる。ただし、甲が特に認めた場合はこの限りではない。

第 5 条（本サービスを利用した顧客とのメッセージの取扱いについて）

乙は、本サービスを利用して LINE 公式アカウントの利用を行うにあたり、甲が本サービスの乙への提供のため必要な範囲で、乙がその顧客との間で LINE 公式アカウントを利用して行う 1 対 1 または、複数のユーザーグループとのメッセージのやり取り（以下「チャット」という）の内容を、甲が参照することにつきあらかじめ同意するものとする。

第 6 条（コンテンツの広告・宣伝活動への利用）

1. 「コンテンツ」とは LINE 公式アカウントを利用して、乙が LINE ユーザーに送信したまたは LINE ユーザーが閲覧可能な状態におくもので、乙のアカウントのアイコン、プロフィール情報、乙が発信する文章、画像、動画が含まれるがこれらに限られないものとする。ただしチャットにおいて掲載された文章、画像および動画については含まれないものとする。
2. 甲は、乙のコンテンツを、本サービスの広告・宣伝活動に利用することがあり、乙はあらかじめこれに同意するものとする。

第 7 条（LINE パフォーマンスレポート）

1. 乙に対し、乙の LINE 公式アカウントによるメッセージの種類、送信内容、送信時間、送信回数等や、乙の LINE 公式アカウント経由の売上等のうち甲指定の項目に関する情報を、本サービスの提供またはサービス内容の向上の目的に限り、利用及び分析することができるものとする。また、甲は当該情報及びその分析データ等を甲所定の条件に従って提供するものとし、乙は、当該条件に従い当該情報を確認することができる。当該サービスを以下「レポートサービス」という。
2. 甲は、甲の裁量により、レポートサービスの内容、集積方法、評価方法及び分析方法、並びにレポートサービスの提供システムの機能及び仕様を追加、変更又は削除することができる。甲は、これらに関連して乙に生じた損害につき一切責任を負わないものとする。
3. 甲は、レポートサービスの内容等の正確性、有用性、経済性、完全性及び適時性その他の事項について、一切の保証を行わないものとします。

以上

2018年01月30日 制定

2024年03月21日 最終改定

別紙

本サービスで乙が利用しうる公式アカウントのプランは下記の通りとする。

(別表1) LINE 公式アカウントプラン一覧

※価格は税別

| プラン | コミュニケーションプラン | ライトプラン | スタンダードプラン |
|---------------|--------------|--------|-----------|
| 月額利用料 | 0円 | 5,000円 | 15,000円 |
| メッセージ配信数(無料分) | 200通 | 5,000通 | 30,000通 |
| 追加メッセージ料金 | 追加購入不可 | 追加購入不可 | ~3円/1通 |

| 追加メッセージ配信数 | 単価(税別) |
|-------------------|--------|
| ~50,000 | ¥3.00 |
| 50,001~100,000 | ¥2.80 |
| 100,001~200,000 | ¥2.60 |
| 200,001~300,000 | ¥2.40 |
| 300,001~400,000 | ¥2.20 |
| 400,001~500,000 | ¥2.00 |
| 500,001~600,000 | ¥1.90 |
| 600,001~700,000 | ¥1.80 |
| 700,001~800,000 | ¥1.70 |
| 800,001~900,000 | ¥1.60 |
| 900,001~1,000,000 | ¥1.50 |

※ その他甲が定めるプランも対象となるものとする

※ 各プランにおける機能の詳細についてはLINE公式ページを参照ください。

2023年11月30日 改定

(別表2) LINE 公式アカウントの検索用 ID の種別

※価格は税別

| | |
|----------|----------|
| ベーシック ID | 0円 |
| プレミアム ID | 1,200円/年 |

2019年05月22日 改定

【Ichiba Basic Shop Open Plan 出店者向け】

「楽天市場出店規約」海外出店者特約

第1条（総則）

本特約は、楽天グループ株式会社（以下「甲」という。）が運営する楽天市場モール（以下「モール」という。）において、海外事業者（以下「乙」という。）が「Ichiba Basic Shop Open Plan」にて出店し乙の商品を販売する（以下「特別出店」という。）場合に、出店規約と併せて乙が遵守しなければならない事項ならびに甲および乙との間の契約関係（以下「本契約」という。）につき定めるものである。

第2条（用語の定義）

本特約において以下の用語は、以下の意味を有するものとする。

(1) 顧客

出店ページを閲覧した者および商品の注文・懸賞への応募・問い合わせ等その他出店ページの利用をした者

(2) 出店規約

出店規約とは、モールへの出店にあたって乙に適用される、楽天市場出店規約、楽天ペイ（楽天市場決済）基本規約およびこれに関連する一切の規約、ガイドラインをいう。

(3) 出店ページ

甲が管理するサーバ内の乙の出店用のページ

(4) コンテンツ

乙が出店ページにおいて掲載する商品についての情報等

(5) 顧客情報

甲から乙に対して提供された顧客に関する情報のほか、出店ページの運営に関連して乙が直接取得した顧客に関する情報

(6) カード会社

甲が包括加盟店となり、乙がその子加盟店となるすべてのクレジットカード会社をいう。

第3条（甲と乙の関係）

1. 甲と乙は、出店規約および本特約に基づき本契約を締結する。なお、特別出店の内容は、別紙において定める。
2. 乙は、特別出店において、以下の各号に定める役割を担うものとする。
 - (1) モールにおける店舗運営業務（サイト構築業務、受注処理業務、商品販売業務、商品情報翻訳および商品情報・画像登録業務、販売促進業務）
 - (2) 顧客の問い合わせ対応（苦情対応、返品・交換対応を含む）

- (3) クレジットカード子加盟店としての役割
 - (4) 出店ページにおいて、日本における法令（特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品および不当表示防止法を含むがこれに限らない）に基づき表記を行う役割
 - (5) 上記各号に付随して必要な業務
3. 甲は、乙に対し特別出店を例外的に認めていることに鑑み、通常と異なる出店審査を行なうことができるものとする。なお、審査の結果、甲が、出店を拒否する場合があるものとし、乙はこれを了承するものとする。
 4. 特別出店に関し、甲が費用その他一切の諸経費を負担した場合、乙は、甲の請求に従い、甲に当該費用相当額を支払うものとする。
 5. 乙は、特別出店にあたり、楽天ペイ決済金（楽天ペイ（楽天市場決済）基本規約において定義）その他の金銭の引渡しまたは支払等に関して、甲が別途指定する第三者が提供する別紙「第三者サービス一覧」記載のサービス（以下「第三者サービス」という。）を利用することができるものとし、甲所定の方法により第三者サービスの利用を希望した場合、乙は、当該第三者サービスの利用料を負担する。利用料の金額、算定方法その他第三者サービスに関する利用の条件等は当該第三者サービスの利用規約等に準ずるものとする。
 6. 乙は、第三者サービスの利用を希望をしない場合、甲が乙に対して楽天ペイ決済金を引渡すにあたり甲の指定する事業者の送金サービス（以下「送金サービス」という。）を利用することをあらかじめ承諾し、甲所定の方法により送金先となる乙の金融機関口座に関する情報その他の甲が定める情報を提供するものとする。なお、乙は、送金サービスの利用にあたって乙が利用する送金先金融機関にて着金手数料等が生じる場合にはこれを負担するものとし、また楽天ペイ（楽天市場決済）基本規約第22条1項に定める引渡期日は、送金サービスについては送金実行日と読み替え、入金は送金サービスに従った時期におこなわれるものとする。

第3条の2（Visaブランドカードによる決済に関する手数料）

乙は、特別出店につき甲に支払う出店料等、楽天ペイ利用料その他の利用料及び費用に加えて、楽天ペイ（楽天市場決済）の利用にあたり、Visaブランドカードによるクレジットカード決済にかかる手数料として、以下の方法により算定される費用を甲に対し支払う。支払方法については甲が別途定める方法に基づく。

（月間決済高等）×0.4%（税込）

ただし、「月間決済高等」とは、楽天ペイ（楽天市場決済）基本規約「（別添）楽天ペイ利用料の計算式」（※3）に定義する月間決済高等をいう。

第4条（包括加盟店、遵守事項）

1. 特別出店に関連して乙が締結する「楽天ペイ（楽天市場決済）基本規約」においては、同規約に定める決済サービス特約1の決済サービスについて、甲を、乙を代表する決済サービス代理人とし、乙は、甲を代表加盟店とする子加盟店として同規約における決済サービス加盟店契約の各条項が適用されるものとする。
2. 前項に定めるほか、特別出店に関連して乙が締結し、または今後締結する商品の決済に関する契約

において、甲を、当該契約における乙を代理するカード会社の包括代理加盟店としている条項については、特別出店においては、これをすべて、甲を、乙を代表するカード会社の包括加盟店とする条項に変更する。

3. 乙は、本特約に基づく特別出店に際し、以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 条約ならびに日本国、乙が拠点を有する国およびその適用を受ける全ての国における法令（輸出または輸入に関する規制を含むがこれに限らない。）に基づき禁止されている商品を販売しないこと
- (2) 商品の欠品、不着、到着遅延を生じさせないこと
- (3) 商品の品質を保証し、瑕疵担保責任、製造物責任等が生じた場合、適切に対応すること
- (4) 日本および海外における第三者の権利（特許権、著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等を含むがこれに限らない）を侵害しないこと
- (5) 顧客との取引または出店ページの運営に関して、条約、日本および海外の関係する法令、規格等を遵守すること
- (6) 乙の作成する出店ページその他のコンテンツが、日本国における特定商取引に関する法律、不当景品類および不当表示防止法、消費者契約法、その他の適用法令に照らして適切であること
- (7) 日本国、乙が主要な拠点を有する国またはその適用を受ける全ての国において、監督官庁その他の機関の許認可を得、または届出を行わなければならない商品を取り扱う場合には、甲にあらかじめそれらの手続を経ていることを証明する書類等を提出し、事前に甲の承認を得ること
- (8) 顧客との取引において、適切な税務処理（関税、消費税等の処理を含むがこれに限らない）を行うこと
- (9) 商品の販売価格は、日本円に基づく価格設定とすること
- (10) 海外からの直送方式以外の方法で顧客に商品を配送する場合（日本国内の自社または提携先の倉庫から配送する場合を含むがこれに限らない。）、あらかじめ、甲の承諾を得ること
- (11) 甲が別途承認した場合を除き、日本国外の住所地に商品を配送しないこと。なお、当該定めにかかるわらず、乙が日本国外の住所地に商品を配送した場合には、システム利用料その他の出店規約に定める甲に対する手数料の支払義務が発生するものとする。

第5条（顧客の保護）

1. 乙は特別出店における商品に関するすべての責任を負うものとし、乙は商品の販売に関する取引関係につき疑義が生じないよう、顧客に対して、出店ページ等において適切な表現をしなければならない。乙は、日本国内の自社または提携先の倉庫から商品を顧客に配送する等の場合、輸入者としてのすべての責任を負うものとする。
2. 顧客が商品を購入するにあたり、商品本体の価格に加えて日本および海外において負担すべき費用（関税、消費税等の税金を含むがこれに限らない。）または手続等がある場合、乙は、顧客に対してその費用または手續等の内容につき、周知しなければならない。

3. 乙は「個人情報の保護に関する法律」上の個人情報取扱事業者に該当するか否かを問わず、顧客情報の取扱いにつき、同法に定める個人情報取扱事業者としての義務等を遵守しなければならない。また、顧客情報を顧客との取引に必要な範囲を超えて利用してはならず、甲の管理下にある顧客情報を抽出してはならない。本契約終了後、乙は、甲が書面で特に承諾した場合を除き、顧客情報を利用することはできない。

第6条（顧客対応義務）

1. 乙は、本契約に関する甲及びカード会社との連絡、本契約に基づくモールへの出店及びモールでの販売等のため、乙自身の責任と負担において、日本語で円滑に対応しうる担当者を設置しなければならない。
2. 乙は、出店ページおよびそれに含まれるコンテンツ、R-Mail およびそれに含まれるメッセージ、モバイルコンテンツ、RaCoupon およびそれに含まれるコンテンツ、アフィリエイトメディアおよびそれに含まれるコンテンツ、ログデータ、その他の本契約に関連して乙が作成する一切のコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）について、原則として日本語で作成しなければならない。なお、甲は、乙の作成したコンテンツにつき、その内容または表現を監視する義務を負わないが、甲自身の裁量により、当該コンテンツが顧客の誤認を招くおそれがある、モールにふさわしくない等、不適切と判断した場合には、その内容および表現を変更するよう乙に求めることができ、乙はこれに従わなければならない。
3. 甲は、顧客から前二項に定める義務の履行に関して苦情が頻発した場合、または前二項に基づき甲が求める基準に乙が達していないその他の問題を有するもしくはそのおそれがあると判断した場合には、甲単独の選択により、出店規約に定める出店停止措置または本契約の解除のいずれかまたは両方の処置を取ることができ、この場合、甲は乙に対して一切の責任を負わない。乙は、本項に起因した場合は関連して甲に損害が発生したときは、甲に発生したすべての損害を補償することができる。

第7条（税金）

1. 第5条第2項にかかわらず、乙は、モールにおいて商品を販売するに際し、日本国、乙が主要な拠点を有する国又はその適用を受ける全ての国における税制に基づき、当該商品の販売に適用されるべきでない税金について、顧客にその負担を求めてはならない。
2. 乙は、出店規約に基づき甲から受領し又は甲に対して支払う金銭にかかる適用税について、乙が単独で責任を負うものであり、甲は乙に対してその報告及び納入に関して一切の責任を負わないことを確認し、これに同意する。乙は当該適用税について、その義務を負う日本国、乙が主要な拠点を有する国又はその適用を受ける全ての国における税制について、乙の責任において認識し、かかる情報について最新の情報を有し、かつ当該適用税の支払を行うことを表明し、保証する。

第8条（通貨）

1. 乙は、本契約に基づき乙が甲に対して支払義務を負う料金については、甲が別途定める通貨（日本円を含む。以下同じ。）により支払う。

- 乙は、本契約に基づき、甲が乙に対して支払う金銭については、甲が別途指定するレートで日本円から換算し、甲が別途定める通貨により支払われることを確認し、これに同意する。

第9条（契約解除の特則）

甲および乙は、甲が乙に対しモールにおける特別出店を例外的に認めていることに鑑み、以下の各号に該当する場合、直ちに本契約を終了することができる。この場合、本契約の当事者は、本契約において自己の責めに帰すべき事由に起因して生じた損害を除いて、他の当事者に対して何らの責任も負わず、また、他の当事者に何らの請求もしないものとする。

- (1) 本契約に基づく取引関係が、いずれかの当事者にとって、適用される条約または法令上違法または第三者との契約違反等に該当する場合またはそのおそれがある場合
- (2) 各当事者が、他の当事者に終了予定日の30日前までに書面で本契約を解約する旨の通知をし、当該期間が経過した場合

第10条（機密情報保持）

甲および乙は、次の各号に該当するもの（ただし、第5号の場合には、その要求に応じるために必要な範囲に限る。）を除き、本契約の内容および本契約に関連して知り得た相手方の営業上または技術上的一切の秘密情報を第三者に開示または漏洩してはならない。なお本契約終了後も同様とする。

- (1) 相手方からの開示前にすでに取得済みであったことを証明した情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず独自に取得した情報
- (4) 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 法令、行政機関または裁判所の命令等により開示が要求されたもの

第11条（損害賠償）

- 乙が本契約に基づく義務を怠り、甲、顧客またはカード会社等の第三者に損害が生じた場合には、乙は、その全額を甲または第三者に支払うとともに、その解決のために甲が負担した弁護士費用その他一切の諸経費を甲に支払うものとする。
- 乙は、日本国内の提携先の倉庫から商品を顧客に配送する等の場合、提携先の故意・過失により、甲、顧客またはカード会社等の第三者に損害が生じたときは、乙は、その全額を甲または第三者に支払うとともに、その解決のために甲が負担した弁護士費用その他一切の諸経費を甲に支払うものとする。
- 乙は、盗品等の販売、著作権等の第三者の権利の侵害、製造物責任の発生その他の法令に基づく責任が発生する乙の行為により、甲、顧客またはカード会社等の第三者に損害が生じたときは、乙は、その全額を甲または第三者に支払うとともに、その解決のために甲が負担した弁護士費用その他一切の諸経費を甲に支払うものとする。
- 乙が本契約に基づく義務を怠り、第三者から賠償を請求され、または、日本もしくは海外の公的機関から行政上もしくは刑事上の処分を受けた場合であっても、乙は、甲に対して何らの請求もしないものとする。

第12条（その他）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関し紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
2. 本契約において、日時はすべて日本時間による。
3. 本契約において、支配言語は日本語とし、英語に翻訳されたものは甲および乙の便宜のためだけのものである。両者の内容に齟齬がある場合、日本語で記載された内容が優先する。
4. 出店規約および本特約の各条項が無効となる場合には、当該無効の範囲でのみ省略されたものとみなされ、出店規約および本特約の残りの条項はなお有効に存続する。
5. 出店規約および本特約で規定される権利の一部につき、甲が放棄するか、または履行を怠った場合であっても、かかる放棄または不履行は、それ以降の出店規約および本特約に基づく権利に対する放棄とはみなされず、また本契約の有効性に影響を与えない。甲は、かかる放棄または不履行の後に、本契約または法令に基づく救済を行使することは妨げられない。
6. 甲は、必要と認めたときに、本契約の内容を変更することができる。本契約等の取引条件の変更にあたっては、出店規約第28条の規定を適用する。
7. 本特約は本規約の一部を構成し、本規約と一緒に取り扱われるものとする。本特約で規定されていない事項に関しては、出店規約の定めるところに従う。

以上

2019年08月29日 制定

2023年07月31日 改定

別紙

■第三者サービス一覧

Pingpong Payment Service

(2021年12月13日 改定)

楽天市場出店規約

Ichiba Basic Shop Open Plan 別表

■登録可能な商品数と月額基本出店料（税別）

| 出店形態 | 商品数 | 月額出店料（税別） |
|-----------------------------|-----------|-----------|
| Ichiba Basic Shop Open Plan | 20,000 品目 | 65,000 円 |

■システム利用料

（1）データベースシステムの利用に関するシステム利用料

販売形態（通常商品・RMS 全商品モバイル対応サービス等販売形態毎に算出）ごとの月間の売上高に下記料率を乗じた金額の合計額とする。

・通常商品にかかるシステム利用料（税別）

| | 月間販売額 | | | | | | |
|--------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平均バスケット単価 | 百万円迄分 | 2百万円迄分 | 3百万円迄分 | 5百万円迄分 | 1千万円迄分 | 3千万円迄分 | 3千万円超分 |
| 0~7千円 | 4.0% | 3.0% | 3.0% | 2.8% | 2.8% | 2.6% | 2.4% |
| 7千円超~1.5万円 | | 3.0% | 2.8% | 2.8% | 2.6% | 2.4% | 2.4% |
| 1.5万円超~2.5万円 | | 2.8% | 2.8% | 2.6% | 2.4% | 2.4% | 2.2% |
| 2.5万円超~3.5万円 | | 2.8% | 2.6% | 2.4% | 2.4% | 2.2% | 2.2% |
| 3.5万円超~5万円 | | 2.6% | 2.4% | 2.4% | 2.2% | 2.2% | 2.0% |
| 5万円超 | | 2.4% | 2.4% | 2.2% | 2.2% | 2.0% | 2.0% |

※平均バスケット単価とは、システム利用料の課金対象となる月間における通常商品売上高÷通常商品販売件数をいう。

・ RMS 全商品モバイル対応サービスにかかるシステム利用料（税別）

| | 月間販売額 | | | | | | |
|--------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平均バスケット単価 | 百万円迄分 | 2百万円迄分 | 3百万円迄分 | 5百万円迄分 | 1千万円迄分 | 3千万円迄分 | 3千万円超分 |
| 0~7千円 | 4.5% | 3.5% | 3.5% | 3.3% | 3.3% | 3.1% | 2.9% |
| 7千円超~1.5万円 | | 3.5% | 3.3% | 3.3% | 3.1% | 2.9% | 2.9% |
| 1.5万円超~2.5万円 | | 3.3% | 3.3% | 3.1% | 2.9% | 2.9% | 2.7% |
| 2.5万円超~3.5万円 | | 3.3% | 3.1% | 2.9% | 2.9% | 2.7% | 2.7% |
| 3.5万円超~5万円 | | 3.1% | 2.9% | 2.9% | 2.7% | 2.7% | 2.5% |
| 5万円超 | | 2.9% | 2.9% | 2.7% | 2.7% | 2.5% | 2.5% |

（2）モールにおける取引の安全性および利便性の向上のためのシステム利用料（税別）

| | |
|--------|------|
| 月間の売上高 | 0.1% |
|--------|------|

(2020年06月30日 改定)

R-Mail 利用規約

■メール配信料

| | メール配信料 |
|-------------------|-----------|
| R-Mail (含モバイルメール) | 1 円/通（税別） |

■登録アドレス

| | 登録アドレス数制限 |
|-------------------|-----------|
| R-Mail (含モバイルメール) | なし |

(2019 年 03 月 01 日 現在)

楽天ポイント利用規約（出店者向け）

(参考)

第3条第1項のポイントの付与率は100円あたり1ポイント(1%)とする。

第3条第1項の甲の指定する方法とは、楽天会員としてログインした上で買い物をさす。

第3条第3項の割増ポイントは100円につき1ポイントの自然数倍のみとする。(※2.5%等は不可)

第4条第1項の原資負担の割合は1ポイント1円とする。

第5条第1項および第6条1項記載のポイント利用時ならびにポイント精算時の換算率は1ポイント1円とする。

(2017年06月01日 現在)

楽天キャッシュ利用規約（出店者向け）

第3条第1項の甲の指定する方法とは楽天会員としてログインした上で買い物をさす。

第4条第1項の甲の定める手数料は、0円とする。

※ この手数料は、2017年6月1日現在のものであり、甲は、出店規約第28条に定める手続により、かかる手数料率を変更することがある。

(2017年06月01日 現在)

RaCoupon（ラ・クーポン）利用規約（出店者向け）

第4条第7項のシステム手数料は、会員がショップクーポンを利用した取引の金額から、当該ショップクーポンのクーポン金額を控除した金額の2%とする。なおシステム手数料の支払い方法等についてはガイドライン等に定める。

※ この手数料は、2017年6月1日現在のものであり、甲は、出店規約第28条に定める手続により、かかる手数料率を変更することがある。

(2017年06月01日現在)

楽天スーパークリエイト利用規約（出店者向け）

■別表1 アフィリエイト利用料（税別）

| 月間成果報酬原資合計額 | アフィリエイト利用料率 |
|--------------------------|-------------|
| 300,000 円以下 | 30% |
| 300,001 円～1,000,000 円 | 25% |
| 1,000,001 円～5,000,000 円 | 23% |
| 5,000,001 円～10,000,000 円 | 20% |
| 10,000,001 円以上 | 15% |

■別表2 アドバンスサービス（オプションサービス）利用料

| | |
|----------|--------------|
| 基本料金（月額） | 10,000 円（税別） |
|----------|--------------|

■別表3 成果報酬料率一覧

| 商品ジャンル ID | 料率 | 商品ジャンル ID | 料率 |
|----------------|----|----------------|----|
| ジュエリー・アクセサリー | 4% | キッチン用品・食器・調理器具 | 3% |
| 食品 | 4% | 日用品雑貨・文房具・手芸 | 3% |
| インナー・下着・ナイトウェア | 4% | 本・雑誌・コミック | 3% |
| 水・ソフトドリンク | 4% | インテリア・寝具・収納 | 3% |
| 日本酒・焼酎 | 4% | ホビー | 3% |
| 靴 | 4% | サービス・リフォーム | 3% |
| レディースファッション | 4% | おもちゃ | 3% |
| バッグ・小物・ブランド雑貨 | 4% | 住宅・不動産 | 3% |
| メンズファッション | 4% | 車用品・バイク用品 | 2% |
| スイーツ・お菓子 | 4% | 腕時計 | 2% |
| ビール・洋酒 | 4% | TV・オーディオ・カメラ | 2% |
| 美容・コスメ・香水 | 4% | パソコン・周辺機器 | 2% |
| ペット・ペットグッズ | 4% | スマートフォン・タブレット | 2% |
| 医薬品・コンタクト・介護 | 4% | 家電 | 2% |
| ダイエット・健康 | 4% | CD・DVD | 2% |
| スポーツ・アウトドア | 4% | 楽器・音響機器 | 2% |
| 花・ガーデン・DIY | 4% | 車・バイク | 2% |
| キッズ・ベビー・マタニティ | 4% | 光回線・モバイル通信 | 2% |
| カタログギフト・チケット | 4% | テレビゲーム | 2% |
| 上記以外 | | | 2% |

※ パートナーサイト経由で商品が購入された時点で、当該商品について設定されていた、楽天市場モールの商品ジャンル ID に対応する上記成果報酬料率が適用されます。

(2023年04月03日 改定)

R-SNS 利用規約

■ R-SNS 利用料

| | |
|-------|--------------|
| 月額固定費 | 3,000 円 (税別) |
|-------|--------------|

(2020 年 06 月 30 日 改定)

楽天市場広告規約

第3条第2項に規定する「当社が別途定める期日」を次のとおり定める。

| ご提案日 | 有効期限 |
|----------------------|----------------|
| 広告掲載開始日の 21 日以前 | 広告掲載開始日の 19 日前 |
| 広告掲載開始日の 20 日前～16 日前 | 広告掲載開始日の 14 日前 |
| 広告掲載開始日の 15 日前～1 日前 | 広告ご提案日の 2 日後 |

(2017 年 01 月 16 日 改定)

広告掲載に関するガイドライン

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、楽天市場出店店舗様向けに提供する広告メニューに広告を掲載する際、遵守すべき事項について定めたガイドラインです。

広告に関する責任は、広告主である店舗様にあります。そのため、店舗様は適用されるすべての法令や規制、本ガイドラインを含む当社の定めるガイドラインを遵守し、マナーを守って、分かりやすく適正な広告活動をおこなっていただきますようお願ひいたします。

2. 本ガイドラインの対象範囲

原稿（画像およびテキスト等）、および原稿から遷移した先のリンク先ページ

※リンク先ページとは、広告原稿から遷移させる先のページを指しますが、遷移先ページからさらに遷移する下層ページも適用対象範囲となります。

3. 禁止事項

以下に記載の各項は、広告掲載における禁止といたします。

■ 掲載内容について

- (1) 不当表示のおそれのあるもの
- (2) 根拠のない最上級表現や、効果を断定するような誇大広告のおそれのあるもの
- (3) 景品表示法や薬機法等、広告表示規制に抵触するおそれのあるもの
- (4) ユーザーに誤解や誤認を与えるおそれのあるもの
- (5) 広告に掲載されている商品や訴求されているサービスの提供を実際に受けることができないもの
- (6) 権利侵害のおそれのあるもの
- (7) 楽天があたかも推奨している、または楽天の広告であるとユーザーが誤認するおそれのあるもの
- (8) 他店舗様との価格やサービスを比較する表現を含むもの
- (9) 広告購入店舗様以外の出店店舗様や企業に関する表現を含むもの
- (10) ユーザーに不快感を与えるおそれのあるもの
- (11) 青少年の保護育成上好ましくないもの
- (12) 各種法令および取扱禁止商材・禁止行為ガイドライン等、当社が定める各種規約ガイドラインを遵守していないもの
- (13) 当社の定める広告掲載基準を満たさないもの（詳細は以下「5.広告掲載基準」を参照すること）
- (14) 各広告メニューで定める広告メディアガイドに沿っていないもの

■ その他

- ・審査完了後に、当社の許諾なくリンク先ページに変更を加えること

- (※) リンク先ページのアイテムに新たに SKU を追加、削除、変更することも含む
・原稿やリンク先が完成していない状態（仮の状態）で入稿すること

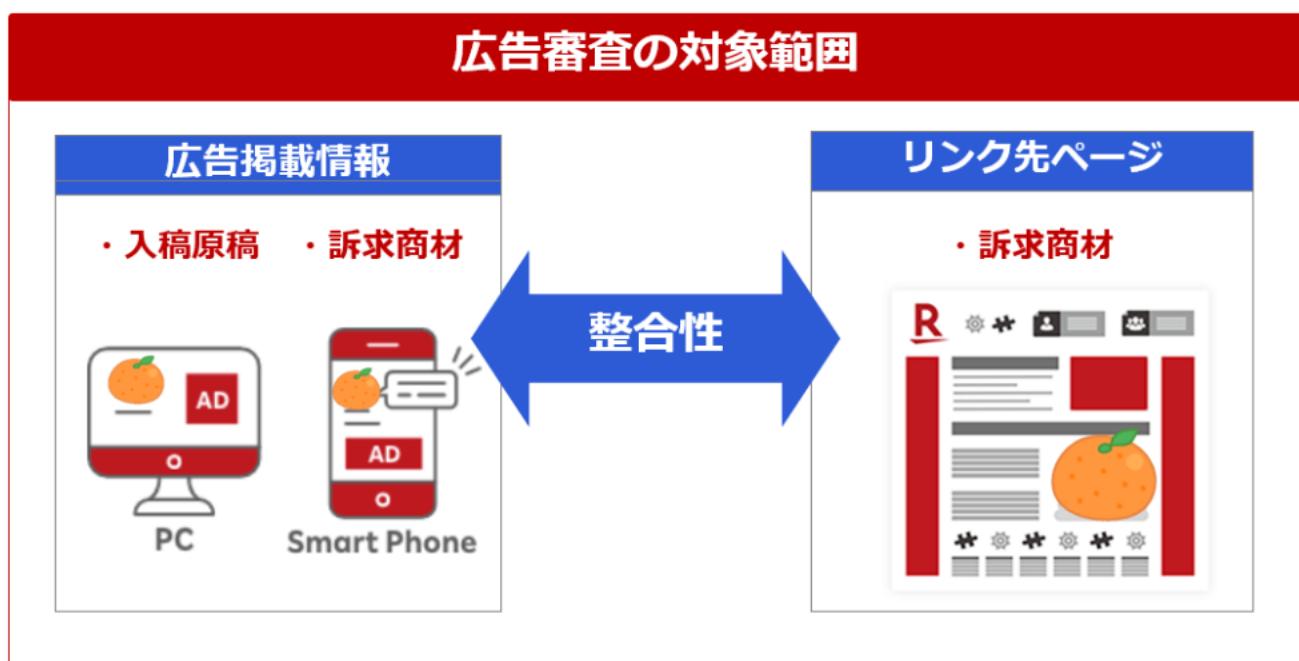
4. 注意事項

- 各広告に定められた入稿締切日を厳守ください。
- 広告掲載開始後の原稿差し替えは、原則お受けいたしません。
- 本ガイドラインに示す基準を満たしていても、内容によっては掲載をお断りする場合があります。
また、広告掲載中であっても、原稿、リンク先ページの変更をお願いする場合や、掲載停止の措置を講じる場合がございます。
- 広告掲載の事実をもって、本ガイドラインに定める広告掲載基準・禁止事項に反しないことを保証するものではありません。

5. 広告掲載基準

広告掲載をおこなう際は、当社の審査を受けていただきます。以下に示す広告審査の対象範囲や審査基準に従い、掲載可否の判断をいたします。

なお審査基準は、3.禁止事項より抜粋した内容を基準としております。



I 全広告共通となる審査基準

広告メニュー や 原稿の訴求内容にかかわらず、共通で遵守いただく基準です。

| 原稿の 訴求条件 | 審査の対象 範囲 | NO | 審査基準 | 参考リンク |
|-------------|-------------|----------|--|-------|
| 共通 | 原稿 | I -(1)-1 | 入稿画像は、大きさ・ファイルサイズ・ファイル形式が広告メディアガイドに沿っているか | |
| | | I -(1)-2 | 入稿画像は、不明瞭または不自然な処理が施されているか | |
| | | I -(1)-3 | 入稿画像は、アニメーション GIF ではないか ※アニメーション GIF は使用できません | |
| | | I -(1)-4 | 入稿画像は、過度な肌露出のある人物画像が含まれたものではないか ※衣類を着用していても、バスト・ヒップ部分が半分以上露出しているものなども掲載できません | |
| | | I -(1)-5 | 入稿画像に、買い物かごボタンが設置されている商品の画像が含まれているか ※福袋や役務商材等、商品の画像が存在しない場合に限り、入稿画像に含む商品の画像はイラストでも可能です | |
| | | I -(1)-6 | 価格表記は、リンク先ページの価格表示欄の税込み価格と一致しているか ※リンク先商品ページの価格に幅がある場合、以下のとおりにしてください ・原稿の価格表示が、リンク先商品ページの最低価格ではない場合、SKU を選択した状態の URL で入稿してください ・原稿の価格表示に、"500 円~"といった値幅表示をしない場合、SKU を選択した状態の URL で入稿してください。 | |
| | | I -(1)-7 | 価格表記は、以下の表記になっているか ・数字は 3 衔ごとにカンマ(,)区切り ・「円」表記になっているか（¥マークは使用されていないか） | |
| | | I -(1)-9 | 原稿に、広告購入店舗様以外の出店店舗様や企業に関する表現がないか ※リンク先ページを購入店舗様以外の店舗ページに設定することもできません | |

| | | | |
|------------|-----------|---|-------------------------------|
| | I -(1)-10 | 原稿に、楽天市場外への誘導・紹介をおこなう表現がないか | 楽天市場以外での取引行為および取引誘導に関するガイドライン |
| | I -(1)-11 | 原稿に、あたかも楽天が推奨しているかのような表現がないか | |
| | I -(1)-12 | 原稿に、楽天のコンテンツだとユーザーが誤認するおそれのある以下の表現がないか ・楽天市場が企画している特集名と、同じ特集名の記載 ・楽天ロゴを用いた画像（エンブレム等当社が配布したものに楽天ロゴが含まれる場合を除く） | |
| | I -(1)-13 | 原稿に、効果を断定するような誇大広告のおそれのある表現がないか | |
| | I -(1)-14 | 原稿に、著作権や肖像権等、他人の権利を侵害するおそれのある表現がないか ※他人の著作物等を掲載する場合は、権利者に必ず掲載許諾を取ってください ※お買い物パンダや楽天カードマン等、当社著作物を当社の許諾なく掲載することはできません | 他人の著作物等の掲載に関するガイドライン |
| | I -(1)-15 | 原稿に、差別表現など社会規範や公序良俗に反する表現がないか | |
| | I -(1)-16 | 原稿に、ユーザーが不快感を抱くおそれのあるグロテスクな表現がないか | |
| | I -(1)-17 | 原稿に、青少年の保護育成上好ましくない性的な表現がないか ※卑猥なマネキンポーズやイラスト含めて、直接的、間接的問わず、性を連想させるような表現はできません | |
| 原稿・リンク先ページ | I -(2)-1 | 入稿画像のリンク先ページと、入稿テキストのリンク先ページは同一か | |
| | I -(2)-2 | 原稿およびリンク先ページに、薬機法に抵触するおそれのある表現がないか | 薬機法関連商材の取扱いに関するガイドライン |
| | I -(2)-3 | 原稿およびリンク先ページが、未完成な状態（仮の状態）での入稿ではないか ※原稿・リンク先ページとともに、完成した状態で広告入稿いただくことを前提としております | |

| | | | |
|---------------|----------|---|--------------------------------------|
| | I -(2)-4 | 掲載期間と枠名が同一の広告枠を複数購入している場合、同じ原稿を入稿していないか ※同一企画内で、複数の同じ原稿を掲載することはできません | |
| リンク先ページ | I -(3)-1 | リンク先ページは、リフレッシュ・リダイレクト（自動転送）設定がされていないか | |
| | I -(3)-2 | リンク先ページは、以下に該当する状態になっていないか ・検索結果一覧ページ　・閻市ページ ・ https://soko.rms.rakuten.co.jp/ 店舗 URL/で始まるページ ・リンクエラー表示　・改装中表示 | |
| | I -(3)-3 | リンク先ページにおいて、原稿で訴求している商材がユーザーの見つけやすい位置に配置されているか | よくあるご質問は こちら |
| 商材 | I -(4)-1 | 訴求している商材は、広告掲載期間を通してユーザーが購入可能な状態となっているか（広告メディアガイドで別途指定がある場合を除く） ※広告掲載期間をすべて含まない状態で販売期間設定をおこなうことはできません ※ニュース広告には掲載期間がありませんが、別途指定がない限り、配信日を含めた4日以上を広告掲載期間としてください | |
| | I -(4)-2 | 訴求している商材は、売り切れになっていないか | |
| | I -(4)-3 | 訴求している商材は、金券ではないか | 金券類に関するルール（金券ガイドライン） |
| 整合性 | I -(5)-1 | 原稿で訴求している商材とリンク先ページにある商材に、不整合がないか | よくあるご質問は こちら |
| | I -(5)-2 | 原稿の訴求内容とリンク先ページの訴求内容に、不整合がないか ※条件等がある場合は、原稿とリンク先ページの両方に条件を記載し、内容を整合させてください | よくあるご質問は こちら |
| 原稿・商材・リンク先ページ | I -(6)-1 | 原稿、訴求している商材、リンク先ページは、広告メディアガイドの規定に沿った内容になっているか | よくあるご質問は こちら |
| | I -(6)-2 | 世の中の情勢等に応じて当社が定めた注意事項に、抵触していないか ※サポートニュース等で都度お知らせいたします | よくあるご質問は こちら |

II 原稿での「訴求表現」に応じた審査基準

以下の「原稿に、以下の最上級表現をおこなう場合、

リンク先ページにて、客観的証明物による」に該当する広告訴求をおこなう場合に、遵守いただく基準です。

| 原稿の 訴求条件 | 審査の対象 範囲 | NO | 審査基準 | 参考リンク |
|-------------|-------------|----------|---|-------|
| ポイント | 原稿 | II-(1)-1 | 原稿に、ポイント変倍に関する表記をおこなう場合、「楽天ポイント」「ポイント」のいずれかの表記になっているか | |
| | | II-(1)-2 | 原稿に、ポイント倍率に関する表記をおこなう場合、「●倍」の表記になっているか ※エントリーが必要なキャンペーン倍率表記をおこなう場合は、エントリーが必要な旨を必ず原稿に明記してください ※ユーザーにより倍率が異なるキャンペーンの倍率表記をおこなう場合は、「最大」を必ず原稿に明記してください ※複数のポイントキャンペーンを併記または合算して倍率表記をおこなう場合は、リンク先ページに内訳を記載したうえで、ユーザーの誤認がないよう注意して原稿に倍率を記載してください | |
| | 商材 | II-(1)-3 | 原稿に、ポイント変倍に関する表示をおこなう場合、訴求している商材が、楽天スーパーDEAL 対象商材、または予約かごを使った商材ではないか ※広告メニューにて、ポイント設定必須と定めている場合も、楽天スーパーDEAL 対象商材、または予約かごを使った商材の入稿はできません ※広告掲載期間中に予約確定日を迎えるものは例外とします | |
| | | II-(1)-4 | 原稿に、ポイント倍率に関する表示をおこなう場合、店舗様が実際に設定しているポイント変倍率と、原稿内で訴求しているポイント変倍率は一致しているか | |
| | 整合性 | II-(1)-5 | 原稿に、ポイント変倍に関する表示をおこなう場合、店舗様が設定しているポイント変倍期間は、広告掲載期間をすべて含んでいるか ※広告掲載期間をすべて含まない場合は、ポイント変倍期間を必ず原稿に明記してください ※ニュース広告には掲載期間がありませんが、別途指 | |

| | | | | |
|------|------------|-----------|---|----------------|
| | | | 定がない限り、配信日を含めた 4 日以上を広告掲載期間としてください | |
| | | II -(1)-6 | <p>運用型ポイント変倍機能を利用している場合に、同機能で設定した具体的なポイント倍率を訴求していないか</p> <p>※「運用型ポイント変倍」と「商品別/店舗別変倍」を併用している場合で、「商品別/店舗別変倍」での設定倍率を指して「最大●倍」等の倍率を訴求する行為は禁止とはしません。ただし、「商品別/店舗別変倍」において、当該倍率の商品（「最大 10 倍」訴求なら「10 倍」の商品）が確実に存在していることが前提となります。</p> | |
| 送料無料 | 原稿 | II -(2)-1 | <p>原稿に、送料無料に関する表記をおこなう場合、「送料無料」「送料無」「送無し」「送無」の表記になっているか</p> | |
| | 整合性 | II -(2)-2 | <p>原稿に、送料無料に関する表示をおこなう場合、訴求している商材は、送料無料設定されているか</p> <p>※送料無料に条件がある場合に限り、該当商品が送料無料設定されていなくともかまいませんが、その場合は必ず原稿とリンク先に条件を明記してください</p> <p>※リンク先商品ページの SKU 間で送料無料設定に差がある場合、SKU を選択した状態の URL で入稿してください</p> | |
| | 原稿・リンク先ページ | II -(2)-3 | <p>原稿に、送料無料に関する表示をおこなう場合、送料設定に関するガイドラインに違反する表現がないか</p> <p>※送料設定に関するガイドライン適用対象外の店舗様を除きます</p> | 送料設定に関するガイドライン |
| クーポン | 整合性 | II -(3)-1 | <p>原稿に、クーポンに関する表示をおこなう場合、店舗様が設定しているクーポンの利用期間は、広告掲載期間をすべて含んでいるか</p> <p>※広告掲載期間をすべて含まない場合は、クーポン利用期間を必ず原稿に明記してください</p> <p>※ニュース広告には掲載期間がありませんが、別途指定がない限り、配信日を含めた 4 日以上を広告掲載期間としてください</p> | |
| | | II -(3)-2 | 原稿に、クーポン利用による割引や特典付与に関する表示をおこなう場合、 | |

| | | | | |
|---------------|-------------|-----------|---|-----------------------------|
| | | | 原稿で訴求されている割引や特典内容と、店舗様が設定しているクーポン設定に不整合がないか | |
| | | II -(3)-3 | <p>原稿に、クーポン利用による割引や特典付与に関する表示があり、かつ、その利用に条件を設定している場合、</p> <p>その条件は原稿に明記されているか</p> <p>※原稿で訴求している商材金額がクーポン設定の利用金額を超えている場合に限り、金額条件の記載は任意とします</p> | |
| | リンク先ページ | II -(3)-4 | <p>原稿に、クーポンに関する表示をおこなう場合、リンク先ページにて、ユーザーの見つけやすい位置にクーポンの獲得導線が設置されているか</p> <p>※広告メニューにて、クーポン獲得 URL の入稿が必須の場合に限り、リンク先ページでの導線設置は任意とします</p> | |
| | 商材 | II -(3)-5 | <p>原稿に、クーポンに関する表示をおこなう場合、訴求商材は予約かごを使った商材ではないか</p> <p>※広告メニューにて、クーポン設定必須と定められている場合も、予約かごを使った商材の入稿はできません</p> <p>※広告掲載期間中に予約確定日を迎えるものは例外とします</p> | |
| あす楽 | 商材 | II -(4)-1 | 原稿に、あす楽に関する表示がないか | |
| 「最強配 送」ラベル | 商材 | II -(4)-2 | <p>原稿に、「最強配送」ラベルに関する表示を行う場合、</p> <p>訴求している商材の商品ページに、「最強配送」ラベルが表示されているか</p> <p>※リンク先商品ページの SKU 間で「最強配送」ラベルの表示に差がある場合、SKU を選択した状態の URL で入稿してください</p> <p>※配送先地域によって表示されない場合は、その旨を必ず原稿に明記してください</p> | |
| 二重価格 | リンク先ペ ージ | II -(5)-1 | <p>原稿に、二重価格表示をおこなう場合、商品ページの価格表示欄は二重価格表示になっているか</p> <p>※比較対象価格が「ブランド公式サイト掲載価格」「ブランド直営店販売価格」「輸入総代理店販売価格」の場合に限り、価格表示欄は二重価格表示でなく</p> | 二重価格・割引表 示に関するガイド ライン |

| | | | | |
|-----------|---------|------------|---|--|
| | | | <p>てもかまいませんが、以下の必須記載事項をすべてページ内に明記してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブランド名 ・商品名 ・原産国 ・比較対照価格 ・比較対照価格の確認方法 ・比較対照価格確認日 ・型番 ・商品に関する注意点 ・比較対照商品との相違点 ・広告文責 | |
| 値引表示 | リンク先ページ | II-(6)-1 | <p>原稿に、値引き表示（具体的には、セール・特価という文言表記）をおこなう場合、</p> <p>リンク先ページにて、何と比較して安いのかを示す根拠がユーザーの見つけやすい位置に明記されているか</p> | |
| 割引率・割引額表示 | リンク先ページ | II-(7)-1 | <p>原稿に、割引率・割引額表示をおこなう場合、</p> <p>商品ページの価格表示欄は二重価格表示になっているか</p> <p>※比較対象価格が「ブランド公式サイト掲載価格」「ブランド直営店販売価格」「輸入総代理店販売価格」の場合に限り、価格表示欄は二重価格表示でなくともかまいませんが、以下の必須記載事項をすべてページ内に明記してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブランド名 ・商品名 ・原産国 ・比較対照価格 ・比較対照価格の確認方法 ・比較対照価格確認日 ・型番 ・商品に関する注意点 ・比較対照商品との相違点 ・広告文責 | |
| 割引率表示 | リンク先ページ | II-(8)-1 | <p>原稿に、割引率表示をおこなう場合、</p> <p>商品ページの価格表示欄の二重価格表示額から計算される割引率と原稿訴求の割引率が一致しているか</p> <p>※比較対象価格が「ブランド公式サイト掲載価格」「ブランド直営店販売価格」「輸入総代理店販売価格」の場合は、リンク先ページに示されている比較対象価格との割引率を一致させてください</p> | |
| | 原稿 | II-(8)-2 | <p>原稿に、割引率表示をおこなう場合、</p> <p>小数点以下を切り捨てとした割引率表示になっているか</p> <p>※20.4%OFFなどの小数点以下まで表記した割引率表示はできません</p> | |
| 早割表示 | リンク先ページ | II-(9)-1 | <p>原稿に、早期割引に関する表示をおこなう場合、</p> <p>リンク先ページにて、早割注文期間終了後の販売価格がユーザーの見つけやすい位置に明記されているか</p> | |
| 早割表示・ | リンク先ペ | II -(10)-1 | 原稿に、早期割引、早期特典に関する表示をおこなう | |

| | | | | |
|--------|---------|-----------|---|-------------------|
| 早期特典表示 | ページ | | <p>場合、</p> <p>リンク先ページにて、早期注文期間（いつまで）がユーザーの見つけやすい位置に明記されているか</p> <p>※早期注文期間は、特定のタイミング（イベント）の2週間前までに終了してください</p> | |
| | 整合性 | II-(10)-2 | <p>原稿に、早期割引、早期特典に関する表示をおこなう場合、</p> <p>リンク先ページに記載の早期注文期間は、広告掲載期間をすべて含んでいるか</p> <p>※広告掲載期間をすべて含まない場合は、早期注文期間を必ず原稿に明記してください</p> <p>※ニュース広告には掲載期間がありませんが、別途指定がない限り、配信日を含めた4日以上を広告掲載期間としてください</p> | |
| | | II-(10)-3 | <p>原稿に、早期割引、早期特典に関する表示をおこなう場合、</p> <p>原稿で訴求している割引内容や特典内容と、リンク先ページで訴求している割引内容や特典内容に不整合がないか</p> | |
| セット割引 | リンク先ページ | II-(11)-1 | <p>原稿に、セット割引（セット販売での二重価格表示、割引率・割引額表示、割引表示）に関する表示をおこなう場合、</p> <p>リンク先ページにて、個別に販売されている商品ページへのリンクがユーザーの見つけやすい位置に設置されているか</p> | |
| | | II-(11)-2 | <p>原稿に、セット割引（セット販売での二重価格表示、割引率・割引額表示、割引表示）に関する表示をおこなう場合、</p> <p>比較対象価格は、セットに含まれる各商品を個別に買った場合の合計額となっているか</p> | |
| 最上級表現 | リンク先ページ | II-(12)-1 | <p>(1)原稿に、以下の最上級表現をおこなう場合、</p> <p>リンク先ページにて、客観的証明物による根拠がユーザーの見つけやすい位置に明記されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No1 ・一番 ・トップ ・日本一 ・世界一 ・最安 <p>(2)原稿に、「当店売上 No1」のような楽天市場内の売上データからその実績を証明できる最上級表現を行う場合、少なくとも連続30日以上のデータに基づく</p> | 取扱禁止商材・禁止行為ガイドライン |

| | | | | |
|---------|---------|-----------|--|-----------------------------------|
| | | | <p>き、以下の表示がリンク先ページにてユーザーの見つけやすい位置に明記されているか</p> <p>A 集計期間（○○年○月○日～○○年○月○日）</p> <p>B 抽出条件（○○ジャンル、年齢、性別等）</p> | |
| レビュー | 整合性 | II-(13)-1 | <p>原稿に、レビューの件数や評価に関する表示をおこなう場合、</p> <p>実態に即しているか</p> | |
| 会員ランク | 原稿 | II-(14)-1 | <p>原稿に、楽天会員ランク名称に関する表記をおこなう場合、</p> <p>正式な会員ランク名称+「会員」の表記になっているか（例：ダイヤモンド会員）</p> | |
| 楽天ランキング | リンク先ページ | II-(15)-1 | <p>原稿に、楽天ランキングに関する表示をおこなう場合、</p> <p>リンク先ページに、以下の必須記載事項がすべて明記されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象ジャンル ・絞り込み条件(絞り込みをおこなった場合) ・ランクインした順位 ・集計/更新日 ・ランキングタイトル | 楽天ランキングへのランクイン実績等の表示に関するガイドライン |
| 店舗表彰制度 | 原稿 | II-(16)-1 | <p>原稿に、以下の受賞実績を表記する場合、</p> <p>以下の正式名称表記になっているか</p> <p>■ 対象となる受賞実績</p> <p>楽天ショップ・オブ・ザ・イヤー、楽天ショップ・オブ・ジ・エリア、楽天ショップ・オブ・ザ・マンス、月間優良ショップ、ふるさと納税年間ランキング・上半期ランキング、楽天うまいもの大会、楽天グルメ大賞</p> <p>■ 正式名称表記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・楽天ショップ・オブ・ザ・イヤー：「楽天ショップ・オブ・ザ・イヤー」「Rakuten Shop Of The Year」「ベストショップ」「Rakuten SHOP OF THE YEAR」 ・楽天ショップ・オブ・ジ・エリア：「楽天ショップ・オブ・ジ・エリア」「エリア別 MVP」 ・楽天ショップ・オブ・ザ・マンス：「楽天ショップ・オブ・ザ・マンス」「月間 MVP」 ・月間優良ショップ：「月間優良ショップ」 | 楽天ショップ・オブ・ザ・イヤー受賞実績等の表示に関するガイドライン |

| | | | |
|---------|-----------|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税年間ランキング・上半期ランキング：「ふるさと納税年間ランキング」「ふるさと納税上半期ランキング」 ・楽天うまいもの大会：「楽天うまいもの大会」 ・楽天グルメ大賞：「楽天グルメ大賞」 | |
| | II-(16)-2 | <p>原稿に、店舗表彰制度で獲得した受賞エンブレムを使用する場合、</p> <p>広告掲載終了日はエンブレム使用期限内に収まるか (受賞から1年以内)</p> <p>※掲載終了日が受賞から1年を経過する場合は、原稿内の訴求はできません</p> <p>■対象となる受賞実績</p> <p>楽天ショップ・オブ・ザ・マンス</p> | |
| リンク先ページ | II-(16)-3 | <p>原稿に、店舗表彰制度の受賞に関する表示をおこなう場合、</p> <p>リンク先ページに、以下の必須記載事項がすべて明記されているか</p> <p>■楽天ショップ・オブ・ザ・イヤー、楽天ショップ・オブ・ジ・エリア、楽天ショップ・オブ・ザ・マンスの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受賞対象期間（受賞年、受賞年月） ・賞の種類（総合賞、ジャンル賞、サービス賞、特別賞） ・順位 ・ジャンル名 ・エリア <p>■月間優良ショップの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受賞年および受賞月 <p>■ふるさと納税年間ランキング・上半期ランキングの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受賞年および受賞順位 <p>■楽天うまいもの大会の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受賞年 <p>■楽天グルメ大賞の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受賞年 | |

| | | | | |
|------------|----|-----------|---|--|
| 日付表示 | 原稿 | II-(17)-1 | 原稿に、日付と曜日を表示する場合、 日付と曜日の組み合わせに誤りがないか | |
| 大型イベント | 原稿 | II-(18)-1 | 原稿に、楽天スーパーSALE に関する表記をおこなう場合、 「楽天スーパーSALE」「Rakuten スーパーSALE」のいずれかの表記になっているか | |
| | | II-(18)-2 | 原稿に、大型イベントに関する表示をおこなう場合、 広告の掲載開始日は、事前告知可能日以降か ■対象イベント 楽天スーパーSALE、お買い物マラソン、大感謝祭 | |
| 楽天スーパーDEAL | 原稿 | II-(19)-1 | 原稿に、楽天スーパーDEAL に関する表記を行う場合、「楽天スーパーDEAL」「スーパーDEAL」「DEAL」になっているか | |
| | | II-(19)-2 | 原稿に、楽天スーパーDEAL に関する表記を行う場合、ポイント還元率の表記が、「●%」の表記になっているか ※500 ポイントのような具体的な還元ポイント数の訴求はできません | |
| | | II-(19)-3 | 原稿に、楽天スーパーDEAL に関する表記を行う場合、原稿で訴求している商材が、DEAL 対象商材となっているか | |
| | | II-(19)-4 | 原稿に、楽天スーパーDEAL のポイント還元率に関する表記を行う場合、訴求している商材のポイント還元率と、実際のポイント還元率は一致しているか | |
| | | II-(19)-5 | 原稿に、楽天スーパーDEAL のポイント還元率に関する表記を行う場合、訴求している商材のポイントバック対象期間は、広告掲載期間をすべて含んでいるか ※広告掲載期間をすべて含まない場合は、ポイントバック対象期間を必ず原稿に明記してください ※ニュース広告には掲載期間がありませんが、別途指定がない限り、配信日を含めた 4 日以上を広告掲載期間としてください | |

III 原稿での「訴求商材」に応じた審査基準

以下の「商品の訴求条件」に当てはまる広告訴求をおこなう場合に、遵守いただく事項です。

| 原稿の 訴求条件 | 審査の対象 範囲 | NO | 審査基準 | 参考リンク |
|-------------|-------------|----|------|-------|
|-------------|-------------|----|------|-------|

| | | | | |
|---------|---------|-----------|--|---|
| インナー商材 | 原稿 | III-(1)-1 | 訴求するインナー商材が、局部や乳首が透けているなど、露出の高い商材の場合、 入稿画像に、人やマネキンによる着用画像が使用されていないか ※商品を平置きにした状態で撮影した画像を使用してください | |
| 福袋商材 | 原稿 | III-(2)-1 | 訴求している商材が福袋の場合、 原稿に、相当額（〇〇円相当の表記）からの割引率や割引額が記載されていないか | 二重価格・割引表示に関するガイドライン |
| | リンク先ページ | III-(2)-2 | 訴求している商材が福袋、かつ、原稿に〇〇円相当の表示をおこなっている場合、 リンク先ページにて、相当額が何の価格であるかの説明がユーザーの見つけやすい位置に明記されているか | |
| 薬機法関連商材 | 原稿 | III-(3)-1 | 入稿画像に、使用前後図が使用されていないか ※薬機法では、一定の条件のもとで使用前後図を使用することが可能な商品区分もありますが、楽天市場の広告メニューにおいては、使用できません | 薬機法関連商材の取扱いに関するガイドライン OTC医薬品等の適正広告ガイドライン |
| | 原稿、画像 | III-(3)-2 | 広告入稿商材が、OTC医薬品（・要指導医薬品・第1類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品）の場合、製品名または製品画像の傍らに区分名画像かテキストに商品区分の記載してください。 | |

以上

2017年09月21日 制定
2024年07月01日 最終改定

【海外出店者及び個人輸入代行出店者向け】

取扱禁止商材ガイドライン

楽天市場ではモールの健全性維持のため、取扱禁止商材・事前審査商材・禁止行為などを定めております。これらをお守りいただくことで、お客様からの信頼につながりひいては売上アップにもつながっていくのではないかと思います。ご理解のほどお願いいたします。

※ モール全体の信頼性の維持のため、これらルールをお守りいただけない場合、出店規約第26条1項に基づき、出店契約を解除させていただく場合もございます。

【海外出店者及び個人輸入代行出店者向け】 取扱禁止商材ガイドライン

次に定める禁止商材については、それらを楽天市場で商品登録、提供（景品・お試し品等として提供することも含む）することおよびその旨を表示することを禁止とさせていただきます。店舗様におかれましては、取扱商品・サービスがこれらに該当しないかを、具体例を参考に事前に十分ご確認ください。なお、下記の具体例以外にも取扱禁止商材に該当する場合がございます。詳しくは担当ECコンサルタントまでお問合せ下さい。

※ 本ガイドラインは、出店プランを問わず、海外からの直送方式（個人輸入）及び個人輸入代行方式での商品取扱いを行う全ての店舗様に適用されます。

- (1) 法令で販売・所持が規制されているもの
- (2) 公序良俗、モラルに反するもの
- (3) 商品に関する契約等で譲渡・転売が禁止されているもの
- (4) 悪用されるおそれのあるもの
- (5) 青少年の保護育成上好ましくないもの
- (6) 危険なもの
- (7) 他人の権利・利益を侵害する可能性のあるもの
- (8) その他当社が不適切と判断したもの
- (9) 当社所定の審査を受けずに出品されている商品
- (10) 国際郵便として送れないもの、関税法で輸入が禁止されている物品

(1) 法令で販売・所持が規制されているもの

「取扱禁止商材・禁止行為ガイドライン」で定められているもののほか、以下具体例に記載されているもの。

<具体例>

銃砲類、模造けん銃、けん銃部品、銃弾、砲弾、火縄銃等の古式銃砲、刀剣類

※ 釘や針を連射できるような工具類は武器類に分類されることがあり、銃刀法、輸入貿易管理令で規制の対象となるため、取扱いできません。

例) ネイルガン (Nailer)、斧 (Ax)、鉈 (Hatchet)、鎌 (Sickle)

食品衛生法に準拠せず製造された食品

※ 食品の製造・販売にあたっては、日本国内では食品の種類や地域により許認可が必要となる場合があります。 海外に拠点を構える法人の場合、必要な許認可の取得が出来ない場合がありますが、取扱商品は食品衛生法に準じて製造されたものである必要があります。(海外出店者においては、取扱禁止商材・禁止行為ガイドラインの「I -(9)-4 製造・販売にあたって行政機関からの許可・届出が必要となる食品」に代わり、本項が適用されます。)

【食品全般】牛由来成分を含むもの（健康食品含む）

※ スパゲッティ等のミートソースなど、牛由来成分が混入しているものは取扱いできません。

【医薬品】いわゆる医薬品、処方箋薬（ステロイド）、特定サプリメント

※ 牛由来成分を含むビタミン剤、栄養剤全般は取扱いできません。

【ペット用品】家畜伝染病予防法上、輸入が規制されているもの

※ ペットフードやサプリメント、ペット用医薬品などのペットの口に入るものの全般は牛由来成分が混入されている場合が多いことから、全般的に取扱禁止とさせていただきます。

※ ヘアケア商品（シャンプー、トリートメント類）も同様に取扱いできません。

「農薬取締法」、「肥料取締法」、「植物防疫法上」により輸入が規制されているもの

【植物防疫法】植物全般（花、種子、苗）、コーヒー豆（炒っていないもの、未加工品）

【農薬取締法】【肥料取締法】土類

輸入に際し、SDS（安全データシート）の提供が必要なもの全般

※ スプレー、液体洗剤などの液状化学物質

例) Nail-polish remover/Toilet bowl cleaner/Liquid floor cleaner

Countertop cleaner/Kitchen cleaner/Car polish

Concrete cleaner/Cleaner polish/Stain remover

Automatic toilet bowl cleaner

※ エアダスター (Air duster)

※ プリンターのインク、替えインク (Cartridge Ink)

「鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律」により輸入が規制されているもの

※ ヘビ革、ワニ革の革靴 (Snake leather,skin/Alligator・Cocodile leather,skin)

※ パチンコ (Sling shot)

「ワシントン条約」により輸出入が規制されているもの

※ ワシントン条約で規制されている植物からの抽出物が成分に含まれるもの（朝鮮人参、アロエなど）

<注>

「アロエ・ヴェラ」はワシントン条約の規制対象外となっていますが、薬機法上、「アロエの葉の液汁」は、日本国内では「医薬品成分」に該当するため、アロエの葉の液汁を含有する食品はお

取扱いできませんのでご注意ください。

※ ダイアモンドの原石 (Diamond gemstone,gems,Diamond Rough)

※ ヘビ革、ワニ革の革製品 (Snake skin/Aligator skin)

検疫で輸入が禁止されているもの

※ 蜂の巣のハチミツ (瓶詰め以外は検疫の関係上、取扱いできません)

「電気通信事業法」により国内で使用が規制されているもの

※ 日本国内から見て海外で製造された携帯電話 (新品、中古を問わず)

薬機法に準拠せずに製造された化粧品

※ 化粧品の製造・販売にあたっては、日本国内では薬機法に基づき法定事項表示を日本語で直接の容器又は直接の被包に貼付する必要があります。海外に拠点を構える法人の場合、日本語の法定表示事項の貼付が出来ない場合がありますが、取扱商品は薬機法に準じて製造されたものである必要があります。

(海外出店者の取り扱う化粧品に関しては、取扱禁止商材・禁止行為ガイドラインの「I -(1)-17 医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品の定義に該当するにも関わらず、薬機法上の承認・届出がなされていない商品」に代わり、本項が適用されます。)

医薬品成分を含有する健康食品

※ 含有目的・含有量を問わず一律禁止といたします。

(海外出店者及び個人輸入代行出店者が取り扱う健康食品に関しては、取扱禁止商材・禁止行為ガイドラインの「I -(1)-8 医薬品成分入り健康食品、医薬品成分入り化粧品」に代わり、本項が適用されます。)

有機 JAS 認証と同等の海外の有機認証を受けた商品

※海外の、日本の有機 JAS 認証と同程度の基準を有する制度において有機認証を取得している製品については、海外直送（個人輸入）場合に限り取扱い可能です。

(通常店舗が国内発送で取り扱う場合には、引き続きこのような商品は取り扱い不可です)

(2) 公序良俗、モラルに反するもの

「取扱禁止商材・禁止行為ガイドライン」で定められているもの。

(3) 商品に関する契約等で譲渡・転売が禁止されているもの

「取扱禁止商材・禁止行為ガイドライン」で定められているもの。

(4) 悪用されるおそれのあるもの

「取扱禁止商材・禁止行為ガイドライン」で定められているもののほか、以下具体例に記載されているもの。

<具体例>

正規品ではない SIM フリースマートフォン、機能に手を加えられたスマートフォン

(5) 青少年の保護育成上好ましくないもの

「取扱禁止商材・禁止行為ガイドライン」で定められているもの。

(6) 危険なもの

「取扱禁止商材・禁止行為ガイドライン」で定められているもののほか、以下具体例に記載されているもの。

<具体例>

二節棍、三節棍、トンファー、バタフライナイフ、手裏剣、ボーガン、スタンガン、スピアガン、スリングショット、催涙スプレー、秘匿性の高い刃物、ヌンチャク、ナックルガード、警棒、エアガン、ショットガンのストック、ナイトスコープ、スコープ、クロスボウ、パチンコなどの武器として使用されるおそれのあるもの（海外出店者においては、取扱禁止商材・禁止行為ガイドラインの「I - (6) -4 武器として使用されるおそれのある商品」に代わり、本項が適用されます。）

(7) 他人の権利・利益を侵害する可能性のあるもの

「取扱禁止商材・禁止行為ガイドライン」で定められているもののほか、以下具体例に記載されているもの。

<具体例>

商標の関係上、海外より日本国内での販売を認められていないもの

※ Converse の商品

※ EDWIN の商品

(8) その他当社が不適切と判断したもの

「取扱禁止商材・禁止行為ガイドライン」で定められているもののほか、以下具体例に記載されているもの。

<具体例>

「ヨウ化カリウム (Potassium iodide)」、およびこの成分を含む製品

米

生鮮食品全般

その他当社が取扱いを不適切と判断したもの

(9) 当社所定の審査を受けずに出品されている商品

「取扱禁止商材・禁止行為ガイドライン」で定められているもの。

(10) 国際郵便として送れないもの、関税法で輸入が禁止されている物品

<具体例>

爆発物、危険物

【火薬類】花火、クラッカー、弾薬

【引火性液体】ライター用燃料、ペイント類

【高圧ガス】消火器、アクアラング、除塵スプレー、携帯用濃縮酸素、ヘリウムガス、キャンプ用ガスコンロ、カセットコンロ用ガス、ライター用補充ガス

【可燃性物質】マッチ、ライター

【酸化性物質】漂白剤、過酸化剤、個人用小型酸素発生器

【毒物類】クロロフォルム、加熱蒸発殺虫剤

【腐食性物質】水銀、バッテリー

【放射性物質】プルトニウム、ラジウム、ウラン、セシウム

麻薬類：麻薬および向精神剤、あへん吸煙具

生きた動物

わいせつ、または不道徳な物品

拳銃、小銃、機関銃並び砲並びにこれらの銃砲弾並びに拳銃部品

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質

以上

2013年08月01日 制定

2021年08月02日 最終改定

【海外出店者及び個人輸入代行出店者向け】

販売個数制限商材ガイドライン

楽天市場ではモールの健全性維持のため、取扱禁止商材・事前審査商材・禁止行為などを定めております。これらをお守りいただくことで、お客様からの信頼につながりひいては売上アップにもつながっていくのではないかと思います。ご理解のほどお願ひいたします。

※ モール全体の信頼性の維持のため、これらルールをお守り頂けない場合、出店規約第26条1項に基づき、出店契約を解除させて頂く場合もございます。

【海外出店者及び個人輸入代行出店者向け】 販売個数制限商材ガイドライン

次の商品やサービスを楽天市場で販売する場合、1回のお買い物で販売可能な個数を各種法令に基づき制限させていただきます。店舗様におかれましては、取扱い商品・サービスがこれらに該当しないかを具体例を参考に十分にご確認ください。なお、下記の具体例以外にも各種法令等に基づき販売個数制限をさせていただく場合がございます。詳しくは担当ECコンサルタントまでお問合せください。

※ 本ガイドラインは、出店プランを問わず、海外からの直送方式（個人輸入）及び個人輸入代行方式での商品取扱いを行う全ての店舗様に適用されます。

- (1) 銃刀法で輸入個数が規制されているもの
- (2) 食品衛生法で輸入個数が規制されているもの
- (3) 薬機法で輸入個数が規制されているもの

(1) 銃刀法で輸入個数が規制されているもの

<具体例>

| 商品名称 | 個数 | この基準に準じるもの |
|---------|-----|---|
| キッチンナイフ | 3 個 | のこぎり（刃がぎざぎざのもの） ソムリエナイフ コスチュームに付属のおもちゃナイフ |

(2) 食品衛生法で輸入個数が規制されているもの

<具体例>

| 商品名称 | 個数 | 詳細 |
|--------|------|----------------|
| おもちゃ | 3 個 | 6歳児より年上向けのおもちゃ |
| | 1 個 | 6歳未満向け |
| いわゆる食品 | 10Kg | 同一品目で 10Kg まで |

| | | |
|-----|------|-------------------|
| 水 | | 500ml で 18 本程度 |
| ワイン | 12 本 | 750ml ボトルで 12 本程度 |

(3) 薬機法で輸入個数が規制されているもの

<具体例>

| 商品名称 | 個数 | 詳細 |
|---------------------|---------|---|
| 歯磨き粉 | 10 個まで | |
| コンドーム | 24 個まで | 24 箱は不可 |
| 化粧品 | 24 個まで | 標準的なサイズで 1 品目 24 個以内 ※ブランド・色等にかかわらず、同一品目 で 24 個以内 例) 口紅、リップクリームは同類とみなさ れる |
| (いわゆる)医薬部外品の外 用剤 | 24 個まで | 標準的なサイズで 1 品目 24 個以内 ※毒薬、劇薬及び処方せん薬を除く |
| 家庭用医療機器 | 1 セットまで | 電気マッサージ器など |
| 使い捨て医療機器 | 2 ヶ月分以内 | 生理用タンポン、使い捨てコンタクトレン ズなど |
| 美顔器 | 1 個まで | |

以上

2013 年 08 月 01 日制定

2019 年 07 月 25 日改定

海外送付先注文の請求および注文全般に関する

ガイドライン

1. 本ガイドラインの目的

海外ユーザーからのインターネットによる購買活動が増えている近年、ユーザーは海外への送料や各種手数料を含めた請求金額により購買を決定することが多くなっています。請求金額に対するユーザーの関心が高くなっているところ請求金額が適切に案内され同意を得ていないと、売買契約が成立したことにはならないため、ユーザーの適切な購買活動を阻害するような店舗様の請求行為等を防止することにより、ユーザーの利益を保護することを目的として、この度ガイドラインを制定しました。

海外からの注文に対する禁止事項についても記載しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

2. 本ガイドラインの対象

送付先住所が海外の注文への請求方法および注文全般

3. 海外送付先注文の請求に関する禁止事項

請求に関するユーザーの誤認を防ぐために以下の各項の行為を禁止いたします。

- (1) ユーザーからの同意なく国際送料を含む金額を請求すること
ユーザーへ送料を含む請求金額をメールで案内し、同意の旨の連絡を取得するようにしてください。
- (2) 楽天市場の表示価格に対して、商品ページなどに手数料の表記を記載し、手数料などを追加して請求すること

4. 海外からの注文に関するその他禁止事項

海外からの注文受注時には、以下についてご注意ください。

- (1) 日本国の法令等により輸出が禁止されている商品等を海外向けに販売しないこと
- (2) 輸入国側での法令等により輸入が禁止されている商品等を当該国向けに販売しないこと
- (3) 輸入国において公序良俗に反する商品を販売しないこと
- (4) 楽天が輸入国の規制や配送状況に鑑み定める注文停止国向けに販売しないこと

<注文停止国>

| NO | 注文停止国 |
|----|---------|
| 1 | アメリカ合衆国 |
| 2 | 英国 |
| 3 | オーストラリア |

| | |
|---|----------|
| 4 | シンガポール |
| 5 | ニュージーランド |
| 6 | ノルウェー |
| 7 | フランス |

(5) その他、輸入国における指定商品等の販売等に関して適用される一切の関係法令等を遵守すること

5. 違反した場合の措置

本ガイドラインの禁止事項に違反した場合は、楽天市場出店規約等に基づき、出店停止等の必要な措置を講じる場合がありますので、ご了承ください。

以上

2018年12月20日 制定

2023年04月28日 最終改定

国際取引における物品サービス税等に関する

ガイドライン

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、楽天市場における、国際取引に際しての物品サービス税・付加価値税等（以下、「物品サービス税等」といいます）の納税の流れ等について定めています。対象国を送付先住所とした商品発送をおこなう店舗様におかれましては、必ずご確認いただきますようお願いいたします。

2. 本ガイドラインの対象

本ガイドラインは、下記の物品サービス税等を対象としています。

| 対象国 | 対象税 |
|-----|-----|
| — | — |

※現状物品サービス税に関しては対象となる国はございませんが、法改正等に基づき、順次対象国・対象税が増える可能性があります。

以上

2018年06月28日 制定
2024年02月29日 最終改定

【Ichiba Basic Shop Open Plan 出店者向け】

必須記載事項に関するガイドライン

本ガイドラインは、「Ichiba Basic Shop Open Plan 出店者向け」の必須事項等を記載しております。楽天市場をご利用のユーザーに、安心してお買い物を楽しんでいただくために、以下の内容をわかりやすく表示することを必須としておりますので、不備なく記載いただきますようお願いいたします。

【1】「Ichiba Basic Shop Open Plan」での出店であることの表示について

1. ユーザー向けの店舗利用時のご注意事項を以下のとおり記載すること

必須記載箇所

- (1) 店舗トップページの看板下ヘッダー・フッター
- (2) 会社概要ページ（info.html）の上部 ※「ショップからの重要なお知らせ（Web）」項目の設定で可能
- (3) お買い物ステップ内の備考欄（注文フォーム）

必須記載事項

(1)～(3)共通の必須記載事項

当店利用時のご注意

【2】関税・消費税等について

1. 関税・消費税等がかかる可能性がある旨を以下のとおり記載すること

必須記載箇所

- (1) 店舗トップページの看板下ヘッダー・フッター
- (2) 各商品ページ買い物かごボタン下の備考欄（商品説明文）
- (3) お買い物ステップ内の備考欄（注文フォーム）
- (4) 会社概要ページ（info.html）の上部 ※「ショップからの重要なお知らせ（Web）」項目の設定で可能
- (5) 決済配送ページ（info2.html）の配送方法 備考欄

必須記載事項

(1)(2)共通の必須記載事項

▼ 国外からの配送のみの場合

- ・通関時に関税・輸入消費税が課税される可能性があります。

課税額はご注文時には確定しておらず、通関時に確定しますので、商品の受け取り時に着払いでお支払いください。

▼ 一部国内配送の場合

- ・通関時に関税・輸入消費税が課税される可能性があります。
- ・課税額はご注文時には確定しておらず、通関時に確定しますので、商品の受け取り時に着払いでお支払いください。
- ・一部商品は国内の提携先倉庫から配送されます。
- ・国内配送の商品は国内でのお買い物と同じく消費税が発生いたします。関税はかかりません。

▼ 国内からの配送のみの場合

- ・当店の商品は全て国内から配送されます。
- ・国内配送の商品は国内でのお買い物と同じく消費税が発生いたします。関税はかかりません。

(3)(4)共通の必須記載事項

▼ 国外からの配送のみの場合

- ・関税・輸入消費税が課税される場合があります。
- ・課税額はご注文時には確定しておらず、通関時に確定しますので、商品の受け取り時に着払いでお支払いください。

▼ 一部国内配送の場合

- ・一部商品は国内の提携先倉庫から配送されます。
- ・国外から配送される商品は、通関時に関税・輸入消費税が課税される可能性があります。
- ・課税額はご注文時には確定しておらず、通関時に確定しますので、商品の受け取り時に着払いでお支払いください。
- ・国内配送の商品は国内でのお買い物と同じく消費税が発生いたします。関税はかかりません。

▼ 国内からの配送のみの場合

- ・当店の商品は全て国内から配送されます。
- ・国内配送の商品は国内でのお買い物と同じく消費税が発生いたします。関税はかかりません。

(5)の必須記載事項

▼ 国外からの配送のみの場合

- ・原則として、ポイント・クーポン利用前の商品代金の合計金額が 16,666 円以上（配送料含まず）のご注文の場合には、関税、輸入消費税、通関手数料等がかかります。
- また、「関税を免税しない物品」として定められているものは商品代金の合計金額が 16,666 円以下

であっても免税は適用されませんのでご注意ください。

関税・輸入消費税の課税額はご注文時には確定しておらず、通関時に確定しますので、商品の受け取り時に着払いでお支払いください。

▼ 一部国内配送の場合

・国外から配送される商品については原則として、ポイント・クーポン利用前の商品代金の合計金額が16,666円以上（配送料含まず）のご注文の場合には、関税、輸入消費税、通関手数料等がかかります。

また、「関税を免税しない物品」として定められているものは商品代金の合計金額が16,666円以下であっても免税は適用されませんのでご注意ください。

関税・輸入消費税の課税額はご注文時には確定しておらず、通関時に確定しますので、商品の受け取り時に着払いでお支払いください。

・国内配送の商品は国内でのお買い物と同じく消費税が発生いたします。関税はかかりません。

▼ 国内からの配送のみの場合

・国内配送の商品は国内でのお買い物と同じく消費税が発生いたします。関税はかかりません

【3】配送について

1. 商品発送元地域、商品発送目安、商品お届け目安等を以下のとおり記載すること

必須記載箇所

- (1) 各商品ページ買い物かごボタン下の備考欄（商品説明文）
- (2) 店舗トップページの看板下ヘッダー
- (3) お買い物ステップ内の備考欄(注文フォーム)
- (4) 会社概要ページ（info.html）の上部 ※「ショップからの重要なお知らせ（Web）」項目の設定で可能
- (5) 店舗トップページのフッター
- (6) 決済配送ページ（info2.html）の配送方法 備考欄

必須記載事項

(1)の必須記載事項

▼ 国外からの配送のみの場合

- ・当店でご購入された商品は、原則として、「個人輸入」としての取り扱いになり、全て●地名●から（※1）お客様のもとへ直送されます。
- ・個人輸入される商品は、全てご注文者自身の「個人使用・個人消費」が前提となりますので、ご注文された商品を第三者へ譲渡・転売することは法律で禁止されております。

▼ 一部国内配送の場合

- ・当店でご購入された商品は、原則として、「個人輸入」としての取り扱いになり、●地名●から

- (※1) お客様のもとへ直送されます。
- ・一部商品は国内の提携先倉庫から配送されます。
 - ・個人輸入される商品は、全てご注文者自身の「個人使用・個人消費」が前提となりますので、ご注文された商品を第三者へ譲渡・転売することは法律で禁止されております。

※1 具体的な地名を記載してください。

▼ 国内からの配送のみの場合

- ・当店の商品は全て国内から配送されます。

(2)～(4)共通の必須記載事項

▼ 国外からの配送のみの場合

- ・当店でご購入された商品は、原則として、「個人輸入」としての取り扱いになり、全て●地名●
(※1) からお客様のもとへ直送されます。
- ・個人輸入される商品は、全てご注文者自身の「個人使用・個人消費」が前提となりますので、ご注文された商品を第三者へ譲渡・転売することは法律で禁止されております。
- ・商品お届けまでに、●週間程度（1週間以内のお届けが可能な場合は、「●日程度」と記載ください）かかります。

▼ 一部国内配送の場合

- ・当店でご購入された商品は、原則として、「個人輸入」としての取り扱いになり、●地名● (※1) からお客様のもとへ直送されます。
- ・個人輸入される商品は、全てご注文者自身の「個人使用・個人消費」が前提となりますので、ご注文された商品を第三者へ譲渡・転売することは法律で禁止されております。
- ・一部商品は国内の提携先倉庫から配送されます。
- ・国内配送の商品は他の商品と同梱不可になります。
- ・商品お届けまでに、海外からの配送は●週間程度、国内配送の場合は●週間程度（1週間以内のお届けが可能な場合は、「●日程度」と記載ください）かかります。

※1 具体的な地名を記載してください。

▼ 国内からの配送のみの場合

- ・当店の商品は全て国内から配送されます。
- ・商品お届けまでに、●週間程度（1週間以内のお届けが可能な場合は、「●日程度」と記載ください）かかります。

(5)(6)共通の必須記載事項

▼ 国外からの配送のみの場合

- ・当店でご購入された商品は、原則として、「個人輸入」としての取り扱いになり、全て●地名●
(※1) からお客様のもとへ直送されます。
- ・個人輸入される商品は、すべてご注文者自身の「個人使用・個人消費」が前提となりますので、ご

注文された商品を第三者へ譲渡・転売することは法律で禁止されております。

・ご注文後、●営業日以内に配送手続きをいたします。配送作業完了後、●週間程度（1週間以内のお届けが可能な場合は、「●日程度」と記載ください）でのお届けとなります。

▼ 一部国内配送の場合

- ・当店でご購入された商品は、原則として、「個人輸入」としての取り扱いになり、●地名●（※1）からお客様のもとへ直送されます。
- ・一部商品は国内の提携先倉庫から配送されます。
- ・個人輸入される商品は、すべてご注文者自身の「個人使用・個人消費」が前提となりますので、ご注文された商品を第三者へ譲渡・転売することは法律で禁止されております。
- ・ご注文後、●営業日以内に配送手続きをいたします。配送作業完了後、海外からの配送は●週間程度、国内配送の場合は●週間程度（1週間以内のお届けが可能な場合は、「●日程度」と記載ください）かかります。

※1 具体的な地名を記載してください。

▼ 国内からの配送のみの場合

- ・当店の商品は全て国内から配送されます。
- ・商品お届までに、●週間程度（1週間以内のお届けが可能な場合は、「●日程度」と記載ください）かかります。

【4】販売元の表記・【「楽天市場」運営者情報】およびお問い合わせ先の表記について

1. 販売元の表記・【「楽天市場」運営者情報】およびお問い合わせ先を以下のとおり記載すること
必須記載箇所

(1) 会社概要上（会社情報内）

必須記載事項

(1)の必須記載事項

【販売元およびお問い合わせ先】

商品の配送状況の確認や注文のキャンセルについてはこちらからお問い合わせください。

会社名：契約する海外企業の企業名

住 所：契約する海外企業の海外住所

電話番号：契約する海外企業の電話番号

代表者：契約する海外企業の代表者

店舗運営責任者：契約する海外企業の運営責任者

店舗セキュリティ責任者：契約する海外企業のセキュリティ責任者

店舗連絡先：契約する海外企業のメールアドレス

【「楽天市場」運営者情報】

会社名：楽天グループ株式会社

住 所：〒1580094 東京都世田谷区玉川 1-14-1 楽天クリムゾンハウス

お問い合わせ：<https://chat.ichiba.faq.rakuten.co.jp/>

【5】キャンセル・返品について

- 返品条件がある場合、決済配送ページ（info2.html）にわかりやすく記載すること

※店舗様向けご参考ページ

キャンセル・返品ポリシーの記載に関するガイドライン

- 初期不良・破損等商品に不具合がある場合の返品・交換に関する対処方法・費用負担・返品先を、決済配送ページ（info2.html）にわかりやすく記載すること

<記載例>

返品・交換について

初期不良・破損等商品に不具合がある場合、商品受領後●営業日間以内に、受注番号、初期不良・破損等の箇所および状況をメールにてご連絡ください。

※お客様のご都合による返品は、お受け付けできません。

【販売元およびお問い合わせ先】

商品の配送状況の確認や注文のキャンセルについてはこちらからお問い合わせください。

会社名：契約する海外企業の企業名

住 所：契約する海外企業の海外住所

電話番号：契約する海外企業の電話番号

代表者：契約する海外企業の代表者

店舗運営責任者：契約する海外企業の運営責任者

店舗セキュリティ責任者：契約する海外企業のセキュリティ責任者

店舗連絡先：契約する海外企業のメールアドレス

【「楽天市場」運営者情報】

会社名：楽天グループ株式会社

住 所：〒1580094 東京都世田谷区玉川 1-14-1 楽天クリムゾンハウス

お問い合わせ：<https://chat.ichiba.faq.rakuten.co.jp/>

【6】個人輸入の表記について

- 個人輸入の表記を以下のとおり記載すること

必須記載箇所

(1) 各商品ページ買い物かごボタン下の備考欄（商品説明文）

(2) 店舗トップページの看板下ヘッダー・フッター

- (3) お買い物ステップ内の備考欄(注文フォーム)
- (4) 会社概要ページ（info.html）の上部 ※「ショップからの重要なお知らせ（Web）」項目の設定で可能
- (5) 決済配送ページ（info2.html）の配送方法 備考欄

必須記載事項

(1)～(5)共通の必須記載事項

・個人輸入される商品は、すべてご注文者自身の「個人使用・個人消費」が前提となりますので、ご注文された商品を第三者へ譲渡・転売することは法律で禁止されております。

【7】海外への個人情報の移転に関する表記について

1. 海外への個人情報の移転に関する【掲載文面 A-1】【掲載文面 A-2】【掲載文面 B-1】【掲載文面 B-2】の表記を下記に従って掲載場所にすべてに記載すること

※配送元や所在地となる国が複数存在する場合はその国名をそれぞれ記載いただき、複数国の個人情報保護法制をご案内ください。

※国名または地域名の記載については原則国名を記載いただき、国以外の地域等から商品を発送する場合や店舗様の所在地が当該地域に存在する場合につきましては地域名をご記載ください。

例)

| | |
|---------|---|
| アメリカ | ○ |
| 中国 | ○ |
| 台湾 | ○ |
| 深セン | × |
| カリフォルニア | × |

【掲載文面 A-1】

当店の商品は〇〇（国名または地域名）から直接お客様のもとへお届けいたします。商品の配送手続きのために、〇〇（国名または地域名）の事業者へお客様の注文情報が提供されます。注文情報の提供について同意いただいた上でご注文ください。

〇〇（国名または地域名）の個人情報保護法制等についてはこちら（※1）からご確認いただけます。

【掲載文面 A-2】

当店は〇〇（国名または地域名）に所在する事業者であるためお客様の注文情報は当店が所在する〇〇（国名または地域名）へ提供いたします。注文情報の提供について同意いただいた上でご注文ください。

〇〇（国名または地域名）の個人情報保護法制はこちら（※1）をご確認ください。

(※1) <https://corp.rakuten.co.jp/privacy/data-transfers.html>へのリンクを設置してください。

【掲載文面 B-1】

当店の商品は〇〇（国名または地域名）から直接お客様のもとへお届けいたします。商品の配送手続きのために、〇〇（国名または地域名）の事業者へお客様の注文情報が提供されます。注文情報の提供について同意いただいた上でご注文ください。

〇〇（国名または地域名）の個人情報保護法制等について確認する場合は、こちらのページ「<https://corp.rakuten.co.jp/privacy/data-transfers.html>」（※2）をご参照ください。

【掲載文面 B-2】

当店は〇〇（国名または地域名）に所在する事業者であるためお客様の注文情報は当店が所在する〇〇（国名または地域名）へ提供いたします。注文情報の提供について同意いただいた上でご注文ください。

〇〇（国名または地域名）の個人情報保護法制等について確認する場合は、こちらのページ「<https://corp.rakuten.co.jp/privacy/data-transfers.html>」（※2）をご参照ください。

（※2）リンクを設置できない場所への掲載文面であるためテキストにてご入力ください。

・PC版

▼国外からの配送のみの場合

| 掲載場所 | 掲載文面 | 掲載方法 |
|------------------------|------------|----------------------------|
| 看板下ヘッダー・フッター | 【掲載文面 A-1】 | デザイン設定機能を用いて設定ください |
| 会社概要ページ（info.html）の上部 | 【掲載文面 B-1】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| 決済配送ページ（info2.html）の上部 | 【掲載文面 B-1】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| お買い物かごの上部 | 【掲載文面 B-1】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| お買い物ステップ内の備考欄（注文フォーム） | 【掲載文面 B-1】 | |

▼一部国内発送の場合と国内からの配送のみの場合

| 掲載場所 | 掲載文面 | 掲載方法 |
|------------------------|------------|----------------------------|
| 看板下ヘッダー・フッター | 【掲載文面 A-2】 | デザイン設定機能を用いて設定ください |
| 会社概要ページ（info.html）の上部 | 【掲載文面 B-2】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| 決済配送ページ（info2.html）の上部 | 【掲載文面 B-2】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |

| | | |
|---------------------------|------------|----------------------------|
| お買い物かごの上部 | 【掲載文面 B-2】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| お買い物ステップ内の備考欄 (注文フォーム) | 【掲載文面 B-2】 | |

・スマホ版

▼国外からの配送のみの場合

| 掲載場所 | 掲載文面 | 掲載方法 |
|---------------------------|------------|----------------------------|
| 商品ページ | 【掲載文面 B-1】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| 会社概要ページ (info.html) の上部 | 【掲載文面 B-1】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| 決済配送ページ (info2.html) の上部 | 【掲載文面 B-1】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| お買い物かごの上部 | 【掲載文面 B-1】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| お買い物ステップ内の備考欄 (注文フォーム) | 【掲載文面 B-1】 | |

▼一部国内発送の場合と国内からの配送のみの場合

| 掲載場所 | 掲載文面 | 掲載方法 |
|---------------------------|------------|----------------------------|
| 商品ページ | 【掲載文面 B-2】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| 会社概要ページ (info.html) の上部 | 【掲載文面 B-2】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| 決済配送ページ (info2.html) の上部 | 【掲載文面 B-2】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| お買い物かごの上部 | 【掲載文面 B-2】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| お買い物ステップ内の備考欄 (注文フォーム) | 【掲載文面 B-2】 | |

以上

2019年08月29日 制定
2022年04月18日 最終改定

【海外企業の店舗運営代行者向け】

必須記載事項に関するガイドライン

本ガイドラインは、海外企業の店舗運営代行者向けの必須事項等を記載しております。楽天市場をご利用のユーザーに、安心してお買い物を楽しんでいただくために、以下の内容をわかりやすく表示することを必須としておりますので、不備なく記載いただきますようお願いいたします。

【1】海外企業の店舗運営代行者であることの表示について

1. 海外企業の店舗運営代行者である旨を以下のとおり記載すること

必須記載箇所

- (1) 店舗トップページの看板下ヘッダー・フッター
- (2) 会社概要ページ（info.html）の上部 ※「ショップからの重要なお知らせ（Web）」項目の設定で可能
- (3) お買い物ステップ内の備考欄（注文フォーム）

必須記載事項

(1)～(3)共通の必須記載事項

▼ 国外からの配送のみの場合

お客様が通常と同じお買い物ステップで安心して海外の商品を「個人輸入」として購入できるよう、楽天市場から指定を受けた委託先である●●●●（※1）が、当店の店舗運営業務をおこないます。

▼ 一部国内配送の場合

国外から配送される商品については、お客様が通常と同じお買い物ステップで安心して海外の商品を「個人輸入」として購入できるよう、楽天市場から指定を受けた委託先である●●●●（※1）が、当店の店舗運営業務をおこないます（国内配送商品についても、●●●●（※1）が当店の店舗運営業務をおこないます）。

▼ 国内からの配送のみの場合

お客様が通常と同じお買い物ステップで安心して商品を購入できるよう、●●●●（※1）が、当店の店舗運営業務をおこないます。

※1 店舗運営代行者名を記載してください。

【2】関税・消費税等について

1. 関税・消費税等がかかる可能性がある旨を以下のとおり記載すること

必須記載箇所

- (1) 店舗トップページの看板下ヘッダー・フッター
- (2) 各商品ページ買い物かごボタン下の備考欄（商品説明文）
- (3) お買い物ステップ内の備考欄(注文フォーム)
- (4) 会社概要ページ（info.html）の上部 ※「ショップからの重要なお知らせ（Web）」項目の設定で可能
- (5) 決済配送ページ（info2.html）の配送方法 備考欄

必須記載事項

(1)(2)共通の必須記載事項

▼ 国外からの配送のみの場合

- ・通関時に関税・輸入消費税が課税される可能性があります。
- ・課税額はご注文時には確定しておらず、通関時に確定しますので、商品の受け取り時に着払いでお支払いください。

▼ 一部国内配送の場合

- ・一部商品は国内の提携先倉庫から配送されます。
- ・国外から配送される商品は、通関時に関税・輸入消費税が課税される可能性があります。
- ・課税額はご注文時には確定しておらず、通関時に確定しますので、商品の受け取り時に着払いでお支払いください。
- ・国内配送の商品は国内でのお買い物と同じく消費税が発生いたします。関税はかかりません。

▼ 国内からの配送のみの場合

- ・当店の商品は全て国内から配送されます。
- ・国内配送の商品は国内でのお買い物と同じく消費税が発生いたします。関税はかかりません。

(3)(4)共通の必須記載事項

▼ 国外からの配送のみの場合

- ・関税・輸入消費税が課税される場合があります。
- ・課税額はご注文時には確定しておらず、通関時に確定しますので、商品の受け取り時に着払いでお支払いください。

▼ 一部国内配送の場合

- ・一部商品は国内の提携先倉庫から配送されます。
- ・国外から配送される商品は、通関時に関税・輸入消費税が課税される可能性があります。
- ・課税額はご注文時には確定しておらず、通関時に確定しますので、商品の受け取り時に着払いでお支払いください。

支払いください。

- ・国内配送の商品は国内でのお買い物と同じく消費税が発生いたします。関税はかかりません。

▼ 国内からの配送のみの場合

- ・当店の商品は全て国内から配送されます。

- ・国内配送の商品は国内でのお買い物と同じく消費税が発生いたします。関税はかかりません。

(5)の必須記載事項

▼ 国外からの配送のみの場合

・原則として、ポイント・クーポン利用前の商品代金の合計金額が 16,666 円以上（配送料含まず）のご注文の場合には、関税、輸入消費税、通関手数料等がかかります。

また、「関税を免税しない物品」として定められているものは商品代金の合計金額が 16,666 円以下であっても免税は適用されませんのでご注意ください。

関税・輸入消費税の課税額はご注文時には確定しておらず、通関時に確定しますので、商品の受け取り時に着払いでお支払いください。

▼ 一部国内配送の場合

・国外から配送される商品については原則として、ポイント・クーポン利用前の商品代金の合計金額が 16,666 円以上（配送料含まず）のご注文の場合には、関税、輸入消費税、通関手数料等がかかります。

また、「関税を免税しない物品」として定められているものは商品代金の合計金額が 16,666 円以下であっても免税は適用されませんのでご注意ください。

関税・輸入消費税の課税額はご注文時には確定しておらず、通関時に確定しますので、商品の受け取り時に着払いでお支払いください。

- ・国内配送の商品は国内でのお買い物と同じく消費税が発生いたします。関税はかかりません。

▼ 国内からの配送のみの場合

- ・国内配送の商品は国内でのお買い物と同じく消費税が発生いたします。関税はかかりません。

【3】配送について

1. 商品発送元地域、商品発送目安、商品お届け目安等を以下のとおり記載すること

必須記載箇所

- (1) 各商品ページ買い物かごボタン下の備考欄（商品説明文）
- (2) 店舗トップページの看板下ヘッダー
- (3) お買い物ステップ内の備考欄(注文フォーム)
- (4) 会社概要ページ（info.html）の上部 ※「ショップからの重要なお知らせ（Web）」項目の設定で可能
- (5) 店舗トップページのフッター

(6) 決済配送ページ（info2.html）の配送方法 備考欄

必須記載事項

(1)の必須記載事項

▼ 国外からの配送のみの場合

- ・当店でご購入された商品は、原則として、「個人輸入」としての取り扱いになり、全て●地名●（※1）からお客様のもとへ直送されます。
- ・個人輸入される商品は、全てご注文者自身の「個人使用・個人消費」が前提となりますので、ご注文された商品を第三者へ譲渡・転売することは法律で禁止されております。

▼ 一部国内配送の場合

- ・当店でご購入された商品は、原則として、「個人輸入」としての取り扱いになり、●地名●（※1）からお客様のもとへ直送されます。
- ・一部商品は国内の提携先倉庫から配送されます。
- ・個人輸入される商品は、全てご注文者自身の「個人使用・個人消費」が前提となりますので、ご注文された商品を第三者へ譲渡・転売することは法律で禁止されております。

※1 具体的な地名を記載してください。

▼ 国内からの配送のみの場合

- ・当店の商品は全て国内から配送されます。

(2)～(4)共通の必須記載事項

▼ 国外からの配送のみの場合

- ・当店でご購入された商品は、原則として、「個人輸入」としての取り扱いになり、全て●地名●（※1）からお客様のもとへ直送されます。
- ・個人輸入される商品は、全てご注文者自身の「個人使用・個人消費」が前提となりますので、ご注文された商品を第三者へ譲渡・転売することは法律で禁止されております。
- ・商品お届けまでに、●週間程度（1週間以内のお届けが可能な場合は、「●日程度」と記載ください）かかります。

▼ 一部国内配送の場合

- ・当店でご購入された商品は、原則として、「個人輸入」としての取り扱いになり、●地名●（※1）からお客様のもとへ直送されます。
- ・個人輸入される商品は、全てご注文者自身の「個人使用・個人消費」が前提となりますので、ご注文された商品を第三者へ譲渡・転売することは法律で禁止されております。
- ・一部商品は国内の提携先倉庫から配送されます。
- ・国内配送の商品は他の商品と同梱不可になります。
- ・商品お届けまでに、海外からの配送は●週間程度、国内配送の場合は●週間程度（1週間以内のお届けが可能な場合は、「●日程度」と記載ください）かかります。

※1 具体的な地名を記載してください。

▼ 国内からの配送のみの場合

- ・当店の商品は全て国内から配送されます。
- ・商品お届けまでに、●週間程度（1週間以内のお届けが可能な場合は、「●日程度」と記載ください）かかります。

(5)(6)共通の必須記載事項

▼ 国外からの配送のみの場合

- ・当店でご購入された商品は、原則として、「個人輸入」としての取り扱いになり、全て●地名●（※1）からお客様のもとへ直送されます。
- ・個人輸入される商品は、全てご注文者自身の「個人使用・個人消費」が前提となりますので、ご注文された商品を第三者へ譲渡・転売することは法律で禁止されております。
- ・ご注文後、●営業日以内に配送手続きをいたします。 配送作業完了後、●週間程度（1週間以内のお届けが可能な場合は、「●日程度」と記載ください）でのお届けとなります。

▼ 一部国内配送の場合

- ・当店でご購入された商品は、原則として、「個人輸入」としての取り扱いになり、●地名●（※1）からお客様のもとへ直送されます。
- ・一部商品は国内の提携先倉庫から配送されます。
- ・個人輸入される商品は、全てご注文者自身の「個人使用・個人消費」が前提となりますので、ご注文された商品を第三者へ譲渡・転売することは法律で禁止されております。
- ・ご注文後、●営業日以内に配送手続きをいたします。 配送作業完了後、海外からの配送は●週間程度、国内配送の場合は●週間程度（1週間以内のお届けが可能な場合は、「●日程度」と記載ください）かかります。

※1 具体的な地名を記載してください。

▼ 国内からの配送のみの場合

- ・当店の商品は全て国内から配送されます。
- ・商品お届けまでに、●週間程度（1週間以内のお届けが可能な場合は、「●日程度」と記載ください）かかります。

【4】販売元の表記・店舗運営代行者およびお問い合わせ先の表記について

1. 販売元の表記・店舗運営代行者およびお問い合わせ先を以下のとおり記載すること

必須記載箇所

- (1) 会社概要上（会社情報内）

必須記載事項

(1)の必須記載事項

【販売元】

会社名 :

住所 :

【店舗運営代行者およびお問い合わせ先】

会社名 :

住所 :

電話・FAX番号 :

店舗運営責任者 :

店舗セキュリティ責任者 :

店舗連絡先 :

【5】キャンセル・返品について

- 返品条件がある場合、決済配送ページ（info2.html）にわかりやすく記載すること

※ 店舗様向けご参考ページ

キャンセル・返品ポリシーの記載に関するガイドライン

- 初期不良・破損等商品に不具合がある場合の返品・交換に関する対処方法・費用負担・返品先を、決済配送ページ（info2.html）にわかりやすく記載すること

＜記載例＞

返品・交換について

初期不良・破損等商品に不具合がある場合、商品受領後●営業日間以内に、受注番号、初期不良・破損等の箇所および状況をメールにてご連絡ください。

※ お客様のご都合による返品は、お受け付けできません。

■店舗運営代行者およびお問い合わせ先

会社名 :

住所 :

電話番号 :

メールアドレス :

店舗運営責任者 :

【6】店舗運営代行者のプロフィールの表記について

- 店舗運営代行者のプロフィールを記載すること

必須記載箇所

- 会社概要内（説明文1）

必須記載事項

(1)の必須記載事項

店舗運営代行者様のプロフィールを記載してください。

【7】個人輸入の表記について

1. 個人輸入の表記を以下のとおり記載すること

必須記載箇所

- (1) 各商品ページ買い物かごボタン下の備考欄（商品説明文）
- (2) 店舗トップページの看板下ヘッダー・フッター
- (3) お買い物ステップ内の備考欄（注文フォーム）
- (4) 会社概要ページ（info.html）の上部 ※「ショップからの重要なお知らせ（Web）」項目の設定で可能
- (5) 決済配送ページ（info2.html）の配送方法 備考欄

必須記載事項

(1)～(5)共通の必須記載事項

個人輸入される商品は、全てご注文者自身の「個人使用・個人消費」が前提となりますので、ご注文された商品を第三者へ譲渡・転売することは法律で禁止されております。

【8】海外への個人情報の移転に関する表記について

1. 海外への個人情報の移転に関する【掲載文面 A-1】【掲載文面 A-2】【掲載文面 B-1】【掲載文面 B-2】の表記を下記に従って掲載場所にすべてに記載すること

※配送元や所在地となる国が複数存在する場合はその国名または地域名をそれぞれ記載いただき、複数国の個人情報保護法制をご案内ください。

※国名または地域名の記載については原則国名を記載いただき、国以外の地域等から商品を発送する場合や店舗様の所在地が当該地域に存在する場合につきましては地域名をご記載ください。

例)

| | |
|---------|---|
| アメリカ | ○ |
| 中国 | ○ |
| 台湾 | ○ |
| 深セン | × |
| カリフォルニア | × |

【掲載文面 A-1】

当店の商品は○○（国名または地域名）から直接お客様のもとへお届けいたします。商品の配送手続きのために、○○（国名または地域名）の事業者へお客様の注文情報が提供されます。注文情報の提供について同意いただいた上でご注文ください。

○○（国名または地域名）の個人情報保護法制等についてはこちら（※1）からご確認いただけます。

【掲載文面 A-2】

当店は○○（国名または地域名）に所在する事業者であるためお客様の注文情報は当店が所在する○○（国名または地域名）へ提供いたします。注文情報の提供について同意いただいた上でご注文ください。

○○（国名または地域名）の個人情報保護法制はこちら（※1）をご確認ください。

（※1） <https://corp.rakuten.co.jp/privacy/data-transfers.html>へのリンクを設置してください。

【掲載文面 B-1】

当店の商品は○○（国名または地域名）から直接お客様のもとへお届けいたします。商品の配送手続きのために、○○（国名または地域名）の事業者へお客様の注文情報が提供されます。注文情報の提供について同意いただいた上でご注文ください。

○○（国名または地域名）の個人情報保護法制等について確認する場合は、こちらのページ「<https://corp.rakuten.co.jp/privacy/data-transfers.html>」（※2）をご参照ください。

【掲載文面 B-2】

当店は○○（国名または地域名）に所在する事業者であるためお客様の注文情報は当店が所在する○○（国名または地域名）へ提供いたします。注文情報の提供について同意いただいた上でご注文ください。

○○（国名または地域名）の個人情報保護法制等について確認する場合は、こちらのページ「<https://corp.rakuten.co.jp/privacy/data-transfers.html>」（※2）をご参照ください。

（※2）リンクを設置できない場所への掲載文面であるためテキストにてご入力ください。

・PC版

▼国外からの配送のみの場合

| 掲載場所 | 掲載文面 | 掲載方法 |
|------------------------|------------|----------------------------|
| 看板下ヘッダー・フッター | 【掲載文面 A-1】 | デザイン設定機能を用いて設定ください |
| 会社概要ページ（info.html）の上部 | 【掲載文面 B-1】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| 決済配送ページ（info2.html）の上部 | 【掲載文面 B-1】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| お買い物かごの上部 | 【掲載文面 B-1】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| お買い物ステップ内の備考欄（注文フォーム） | 【掲載文面 B-1】 | |

▼一部国内発送の場合と国内からの配送のみの場合

| 掲載場所 | 掲載文面 | 掲載方法 |
|------------------------|------------|----------------------------|
| 看板下ヘッダー・フッター | 【掲載文面 A-2】 | デザイン設定機能を用いて設定ください |
| 会社概要ページ（info.html）の上部 | 【掲載文面 B-2】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| 決済配送ページ（info2.html）の上部 | 【掲載文面 B-2】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| お買い物かごの上部 | 【掲載文面 B-2】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| お買い物ステップ内の備考欄（注文フォーム） | 【掲載文面 B-2】 | |

・スマホ版

▼国外からの配送のみの場合

| 掲載場所 | 掲載文面 | 掲載方法 |
|------------------------|------------|----------------------------|
| 商品ページ | 【掲載文面 B-1】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| 会社概要ページ（info.html）の上部 | 【掲載文面 B-1】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| 決済配送ページ（info2.html）の上部 | 【掲載文面 B-1】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| お買い物かごの上部 | 【掲載文面 B-1】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| お買い物ステップ内の備考欄（注文フォーム） | 【掲載文面 B-1】 | |

▼一部国内発送の場合と国内からの配送のみの場合

| 掲載場所 | 掲載文面 | 掲載方法 |
|------------------------|------------|----------------------------|
| 商品ページ | 【掲載文面 B-2】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| 会社概要ページ（info.html）の上部 | 【掲載文面 B-2】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| 決済配送ページ（info2.html）の上部 | 【掲載文面 B-2】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| お買い物かごの上部 | 【掲載文面 B-2】 | 「ショップからの重要なお知らせ」の項目で設定ください |
| お買い物ステップ内の備考欄 | 【掲載文面 B-2】 | |

| | | |
|----------|--|--|
| (注文フォーム) | | |
|----------|--|--|

以上
2022年03月28日 最終改定

店頭受取の運営に関するガイドライン

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、楽天市場出店者が店頭受取を実施するに際して遵守すべき事項を定めたものです。店頭受取は、ユーザーの商品受取が実店舗でなされることになるため、楽天市場上の店舗の管理者と実店舗の管理者の連携等、運営に際してはより慎重かつ丁寧な対応が求められ、トラブルの発生を防止する必要があります。そのため、楽天市場では、この度、「店頭受取の運営に関するガイドライン」を定めました。

2. 本ガイドラインの対象

本ガイドラインの対象は以下のとおりです。

- ・店頭受取

※ 本ガイドラインにおける「店頭受取」とは、「ユーザーが楽天市場出店店舗で購入した商品を、実店舗にて受け取ることができるサービス」のことをいいます（生命や身体の安全に配慮が必要な役務を伴う商品の受け取りは当該出店者が運営する実店舗（直営店）である必要があります）。

3. 発送日の定義

このガイドラインにおける「発送日」とは、「商品の引き渡しが可能となる最短の日付」のことをいいます。

4. 遵守事項

(1)受け取り店舗について

- ① 商品が陳列されており、来店したユーザーが商品を見る能够のこと
- ② 店舗外で看板が表示されていて認識できること
- ③ 常設店舗であること
- ④ 以下の商材を販売していないこと
 - ・法令で販売・所持が規制されているもの
 - ・公序良俗、モラルに反するもの
 - ・青少年の保護育成上好ましくないもの

(2)受け渡しについて

- ① 楽天市場出店店舗の運営者から受け取り店舗の運営者に連携をとり、ユーザーが受け取りを希望する日時に、受け取り商品を受け取ることができる体制を構築すること。また、ユーザーとのやり取りは楽天市場出店店舗の運営者が責任を持ってこなうこと
- ② 受け取り時に、受け取り者が本人又は本人の関係者であることの確認を実施すること
- ③ ユーザーが商品を受け取るために必要十分な受け取り期間を設定すること
(10日間ないしは7営業日以上の期間を設定してください)

④ ユーザと注文内容とが一致できるように、出店店舗と受け取り店舗とで共通の番号（例：注文番号など）を管理すること

⑤ 受け取り店舗でのトラブルは、楽天市場出店店舗の運営者が責任を持って対応すること

(3)出店ページ上の必須記載事項について

① 受け取り店舗の住所、店名、受け取り可能時間、本人確認方法、受け取り期間を、キャンセルボリシー、連絡先を、全店舗分ページ上で記載すること

② 受け取り店舗の店舗（建物）概観写真、店舗入り口写真、店内写真を最低1店舗分出店ページ上で掲載すること

(4)当社指定商材の店頭受取について

店頭受取実施商材の中に、当社が別途指定する商材（当社指定商材）が含まれる場合には、事前に当社へ申請を行うこと。

当社指定商材：医薬品

5. 禁止事項

ユーザーに誤解・混乱を与えないため、また、店頭受取の信頼を確保するために、以下の行為を禁止します。

(1)当社の審査で、不許可もしくは未だ審査中の段階であるにも関わらず店頭受取サービスを運用すること

(2)本ガイドラインに違反すること

(3)受け渡し時および受け渡し後において、受け取り店舗を含む楽天市場店舗以外での商品の購入を促す行為を行うこと

(4)受け渡し業務以外の目的で個人情報を取得すること

(5)店舗運営マニュアル（店舗運営 Navi）に定める決済手段以外で決済すること

(6)その他、楽天市場の各種規約ガイドラインに抵触する行為を行うこと

6. 違反した場合の措置

(1)本ガイドラインの禁止事項(1)に違反した場合は、取扱禁止商材・禁止行為ガイドラインの「I-(9)-26 店頭受取」（違反点数 35 点）にあたります。

なお、違反の内容・程度等、特段の事情がある場合には、上記違反点数にかかわらず、当社の判断により、楽天市場出店規約・違反点数制度に関するガイドライン等に基づき個別の措置を講じる場合もありますので、ご了承ください。

(2)本ガイドラインの遵守事項および禁止事項(2)～(6)に違反した場合は、取扱禁止商材・禁止行為ガイドラインの「II-(9)-34 店頭受取のガイドライン違反」（違反点数 35 点）にあたります。また店頭受取審査許可の取り消しおよび利用停止をする場合もあります。

なお、違反の内容・程度等、特段の事情がある場合には、上記違反点数にかかわらず、当社の判断により、楽天市場出店規約・違反点数制度に関するガイドライン等に基づき個別の措置を講じる場合もありますので、ご了承ください。

(3)前項の定めにかかわらず、店頭受取についてユーザーからのクレームや低評価レビュー等が相次いだ場

合で、店頭受取実施の継続が困難と当社が判断した場合には、店頭受取審査許可の取り消しおよび利用停止をする場合があります。

以上

2017年11月1日 制定

2022年11月30日 改定

R-Mail 以外のメール送信時における広告宣伝

ガイドライン

0. はじめに

本ガイドラインは、楽天市場出店店舗様がユーザーに対して広告宣伝内容を含むメールを送信するにあたってのルールを定めたものです。

ユーザーの許可なく広告宣伝を目的としたメールを送信する行為は、ユーザーに不信感を与えるのみならず、特定商取引法等に抵触する行為となるおそれがございます。ユーザーに対して広告宣伝内容を含むメールを送信する際には、原則として、広告宣伝内容を送ることについて許可を得たユーザーに対してのみメールを送信できる R-Mail を利用してください。

R-Mail 以外の方法により広告宣伝内容を含むメールを送信する際には、本ガイドラインを遵守いただきますようお願いいたします。

1. 本ガイドラインの対象

サンクスメールや発送完了メール、フォローメール等、ユーザーに対して、R-Mail 以外の方法で送信するメール全般が対象となります。

2. 「広告宣伝内容」および「広告宣伝」とは

本ガイドラインにおける「広告宣伝内容」とは、以下のような内容を指します。また、これらの「広告宣伝内容」をメール内に記載することを「広告宣伝」といいます。

- 商品やセール等の告知をおこなうもの
- レビューの記載を求めるもの
- 署名欄以外の場所（メール本文等）への店舗 TOP ページ URL の記載

3. 広告宣伝内容を含むメールの送信が可能な場合

R-Mail 以外のメールにおいて、広告宣伝が認められるのは、当該メールが「売買取引に付随するメール」である場合に限ります。ここでいう、「売買取引に付随するメール」とは、売買取引における受注から商品の到着・状態確認までの一連の流れの中で、ユーザーに対して売買取引に関する事項を連絡するために送信する以下のようなメールを指します。

- 1) 注文確認に関するもの
- 2) 発送に関するもの
- 3) 商品の到着や、到着した商品の状態・不具合等の確認をおこなうもの
 - 当該連絡は、商品の到着確認ないしは到着した商品に不具合がないかどうかの確認を主たる目的とするものになりますので、当該連絡に広告宣伝内容を入れる場合には、上記目的の連絡として相

当な期間内（※）に送信いただく必要があります。

※「相当な期間内」について…原則、商品発送後3週間以内となります。ただし、相当な期間内と言えるか否かの判断は、個別具体的な商品の性質や取引の内容により異なる場合もございます。例えば、消費期限が到着後1週間の商品について、消費期限後に連絡をおこなうような場合には、例え商品発送後3週間以内におこなわれたものであっても、相当な期間内とは言えないことになりますのでご注意ください。

4) 保証が付いている商品について、保証期間内にその商品の状態確認をおこなうもの（※当該保証期間内に限る）

※ 資料請求や商品未購入のユーザーからの問い合わせに対する回答メールは、「売買取引に付随するメール」には該当しませんのでご注意ください。

4. 禁止事項

- 1) 売買取引に付随しないメールにおいて広告宣伝をおこなうことはやめてください。
 - 2) 売買取引に付随したメールについて、同趣旨のメールを複数回送信することはやめてください。
 - 3) 広告宣伝を主たる目的として、売買取引に付随するメールを送信することはやめてください。
- ※ 売買取引に付随したメールであれば、広告宣伝内容を差し込むことは可能ですが、広告宣伝を主たる目的として送信することはやめてください。

■広告宣伝内容を付随したメールの送信可否と送信時の条件について

(受注の流れ)

■メール送信の目的と、広告宣伝の差し込み可否等について

| 受注 | メール送信の主たる目的 | 広告宣伝の差し込みについて | |
|------------------|-------------------------------|---------------|---|
| | | 可否 | 条件 |
| 注文確認 | 注文のお礼や入金確認、発送等に関する連絡 | ○ | ・同じ趣旨のメール送信が1回目であること ・広告宣伝が主たる目的とならないこと |
| | | × | 上記の条件を1つでも満たさない場合 |
| 商品発送 | 商品の到着や、届いた商品の内容・状態の確認 | ○ | ・同じ趣旨のメール送信が1回目であること ・商品発送から3週間以内の送信であること ・広告宣伝が主たる目的とならないこと |
| | | × | 上記の条件を1つでも満たさない場合 |
| 商品到着・ 状態確認 | 保証期間あり商品の経過状態の確認 | ○ | ・販売時、契約内容に保証期間が含まれている商品であること ・当該保証期間内にメール送信が行われていること ・同じ趣旨のメール送信が1回目であること ・広告宣伝が主たる目的とならないこと |
| | | × | 上記の条件を1つでも満たさない場合 |
| アフター フォロー | レビューの記載を要望したり、レビュー記載方法をお知らせする | × (※) | — |
| | 関連商品の追加購入を促す | × (※) | — |
| お客様からの問合せに対する回答等 | | × | — |

※当該メールそのものが広告宣伝に当たりますため、メールをお送りすること自体おやめください。

以上

2017年02月02日 制定

2020年11月26日 最終改定

R-SNS（アール・エス・エヌ・エス）に関する

ガイドライン

1. R-SNS（アール・エス・エヌ・エス）とは

R-SNS（アール・エス・エヌ・エス）とは、楽天市場の店舗運営に複数のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）をご活用いただけるサービスです。楽天市場内の店舗様ページを通じ、各SNSの友だち・ファンを集め、投稿機能やメッセンジャー機能を活用し、店舗様の新たな情報発信ツールとしてお使いいただけます。

2. R-SNS（アール・エス・エヌ・エス）の利用について

出店者は、楽天市場の所定の申込手続きを実行することによって、当サービスを利用することができます。

3. 出店者によるR-SNS（アール・エス・エヌ・エス）の利用について

出店者は、R-SNS（アール・エス・エヌ・エス）を利用するにあたって、ソーシャルメディアにおける企業ページ（以下、「企業ページ」といいます）内において、楽天が定める当ガイドラインに沿った利用をするものとします。

(1) 楽天市場の管理人の削除の禁止

企業ページの納品時に、楽天市場があらかじめ設定した楽天市場の管理人を、企業ページの管理人から削除することを禁止いたします。そのほか、出店者は、企業ページを楽天が管理可能とするために必要な措置（アクセス権限の付与などを含み、これに限られない）をとるものとします。

(2) 外部ECサイトへのリンク・誘導の禁止

楽天市場においては、楽天市場内でユーザーにお買い物を楽しんでいただくため、楽天市場外部サイトへのリンクや宣伝、楽天市場以外の取引誘導記載等を楽天市場出店規約において禁止しています。

コメントやバナーの掲載、アプリの設置、イベントやキャンペーンの開催を含みますがそれに限られません。

R-SNSの企業ページの投稿や設定内に同様のリンクや記載をすることを禁止しますが、ニュースサイト等情報サイトへのリンクは可とします。※ただし、この場合も自社サイト等を含む楽天市場以外のECサイトへのリンクや楽天市場以外での取引を誘導する記載をすることは禁止します。

(3) 他の企業ページのお気に入り登録の禁止（楽天グループ株式会社およびグループ企業のページを除く）

企業ページのお気に入り機能を利用して、他の企業ページ（他社ページのみならず、既に保有して

いるほかの自社企業ページを含む）をお気に入り登録することを禁止します。

ただし、楽天グループ株式会社およびグループ企業の企業ページのお気に入り登録は問題ございません。

(4)ソーシャルプラグインの楽天市場内の企業ページへの設置

楽天市場の企業ページや R-Mail 内に、各ソーシャルメディアのソーシャルプラグインを設置することは禁止します。

(5)出店ページ等から企業ページへの外部リンク

楽天市場では、出店ページや、R-Mail・サンクスメール等のメールに、楽天市場外のサイトの URL を記載することを禁止しています（QR コードを記載すること等も含まれます）。

そのため、出店ページ等に、R-SNS で制作した企業ページへのリンクや QR コードを設置する際には、当社が提供する指定 URL（[https://link.rakuten.co.jp/…](https://link.rakuten.co.jp/)）を利用いただく必要があります。

ただし、R-SNS を利用している出店者が、R-SNS の LINE 公式アカウントの契約をおこなっている場合、LINE 公式アカウントの「QR コード」に関しては、例外的に指定 URL ではなく、LINE 社のアドレスをリンク先として設置することを可とします（LINE 公式アカウント以外の SNS に関しては、QR コードであっても、当社が提供する指定 URL をリンク先とする必要がありますのでご注意ください）。

(6)企業ページ名の設定

各 SNS のアカウント名には、「楽天市場店」など、楽天市場店のアカウントであることがユーザーからわかるような記載をおこなうものとします。

※上記の禁止項目への違反と楽天市場が判断した場合は、R-SNS の不適正な利用とみなし、状況の調査をいたします。調査の結果によっては、R-SNS 利用規約に基づくサービスの停止や、出店規約に基づく出店停止もしくは契約解除等の措置をとる場合がございます。

4. 利用料の支払いについて

利用料について、原則は月額固定費を翌々月末日、従量課金分を翌々々月末日までに支払いをしていただきますが、LINE 公式アカウント有料プラン、プレミアム ID 等、一部取り扱いの異なる利用料がございますので、各 SNS の特約をご参照ください。

月額固定費はいずれからのソーシャルメディアにおける企業ページの納品月（ただし、「R-SNS 利用規約」第 3 条第 2 項の審査をおこなう場合は、当該審査の通過月をいう）から発生し、契約終了の翌月から課金が停止するものとします。

以上

2021 年 04 月 26 日 最終改定

楽天市場店舗向け特別優待 SIM 利用規約

第1条（本規約の適用）

- 1.本規約は、楽天グループ株式会社（以下「当社」といいます。）が、当社が運営するショッピングモール「楽天市場」に出店する店舗（以下「店舗」といいます。）に提供するモバイルデータ通信及び通話機能サービス（以下「本サービス」といい、第2条第1号で定義します。）の利用条件を定めるものです。なお、店舗が本サービスを利用する場合、モバイルデータ通信及び通信機能の利用に関しては、「モバイル通信サービス契約約款」（以下「本約款」といいます。）の規定に従うものとします。
- 2.当社は、本サービスに関して本規約及び本約款の下位規約並びにガイドライン等を定めることができます。本規約及び本約款の下位規約並びにガイドライン等（これらを総称して以下「本規約等」といいます。）は本規約の一部として店舗による本サービスの利用に適用されます。

第2条（定義）

- (1)「本サービス」とは、当社が提供するモバイルデータ通信及び通話機能サービスを店舗向けに提供するサービスをいいます。
- (2)「本契約」とは、本規約等に基づいて店舗と当社との間に成立する契約をいいます。

第3条（契約の成立）

- 1.本サービスの利用を希望される店舗は、次の各号の条件を全て満たす必要があります。
 - (1)本サービスを利用可能な通信端末を保有していること
 - (2)18歳以上であること
- (3)当社が以下に定める対象外出店プラン以外の出店プランでの、楽天市場の出店に係る契約（以下「出店契約」といいます。）を行っていること。

対象外出店プラン一覧

- ・ Ichiba Basic Shop Open Plan
- ・ ふるさと納税 プラン各種
- ・ エンパワーメントプラン

- 2.前項の条件をすべて満たす店舗が本サービスの利用を希望される場合、当社が定める方法に従い本規約等に同意の上、本サービスの利用を申込むものとします。

当社が店舗の申込みを承諾した場合、店舗と当社との間で、本契約が成立します。

- 3.店舗の状況が以下の各号に当てはまる場合、又はそのおそれがあると合理的な根拠に基づき判断する場合、当社は店舗からの本サービスの利用の申込みを承諾いたしません。

- (1)第1項各号の条件を満たしていない場合
- (2)第13条（反社会的勢力の排除）の規定に違反する、又はそのおそれがあると当社が判断する場合
- (3)当社が求める本人確認等の手続きに応じない場合
- (4)当社又は当社のグループ会社との契約において、重要な契約条項の違反に関わった場合

(5)その他、本サービスの提供が適切ではないと当社が合理的な根拠に基づき判断する場合

第4条（本サービスの内容）

1.当社は本サービスにおいて以下の機能を提供します。

- (1)モバイルデータ通信
- (2)通話機能

2.本サービスの内容及び仕様等の利用条件は当社が別途定めるものとします。また、当社はいつでも本サービスの内容及び仕様等の利用条件を変更することができるものとしますが、その影響及びサービスの運営状況などに照らし、適切な時期及び適切な方法により店舗に通知するものとします。

第5条（禁止事項）

店舗は、本サービスの利用にあたって、以下のことを行ってはなりません。

- (1)法令に違反する又は公序良俗に反する目的で本サービスを利用すること
- (2)当社又は第三者を誹謗中傷すること
- (3)当社又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー権、名誉権その他の権利を侵害すること
- (4)第三者になりますこと
- (5)本サービスにかかる設備に無権限でアクセスし、本サービスを不能にし、過度な負担を与え、又はその他本サービスの提供及びその運営に支障を与える（そのおそれのある行為を含みます。）こと
- (6)本サービスを構成するシステム（ソフトウェアを含みます。）のリバースエンジニアリング、逆アセンブリ、逆コンパイルその他ソースコードを解析すること
- (7)当社又は当社のグループ会社の提供するサービス（本サービスを含みますがこれに限られません。）の提供やその円滑な運営を妨げる（そのおそれのある行為を含みます。）こと
- (8)当社及び当社のグループ会社のブランドや信用等を棄損（棄損のおそれを含みます。）させること
- (9)本約款で禁止されている事項
- (10)その他、本サービスの利用にあたり不適切であると当社が合理的な根拠に基づき判断すること

第6条（本サービスの停止）

1.当社は、以下の各号に該当する場合、店舗に事前に通知することなく、一時的に本サービスの全部又は一部を停止することができるものとします。

- (1)サーバー、通信回線、その他の設備の故障、障害の発生、事故その他の理由によりやむをえず本サービスの提供ができない場合
- (2)定期的な又は緊急のシステム（サーバー、通信回線や電源、その他の設備、それらを収容する建築物などを含みます。）の保守、点検、修理、変更を行う場合
- (3)火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (4)その他法令上、セキュリティ上、技術上又は運営上やむを得ない場合

2.前項の場合、当社は、その影響に照らし適切な方法により、遅滞なく店舗に情報を提供するものとします。

第7条（本サービスの廃止）

当社は、本サービスの一部又は全部を廃止し、本契約を終了することができます。この場合において、当社はその影響及びサービスの運営状況などに照らし、適切な時期及び適切な方法により店舗に通知するものとします。

第8条（契約の終了）

店舗は、当社の所定の手続きにより、本契約を終了させることができます。このとき、店舗が本契約に関し当社に対して負っている債務がある場合は、これらの債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払いを行わなければなりません。

第9条（本サービスの提供の停止）

当社は、以下の各号に該当する状況になったと合理的な根拠に基づき判断する場合、事前に通知することなく、店舗への本サービスの提供を停止することができます。

- (1)店舗の状況が第3条第3項第1号又は第2号に当てはまる場合
- (2)店舗が第5条（禁止事項）の規定に違反するおそれがある場合
- (3)公的機関から法令に基づく要請があった場合
- (4)店舗による本サービスの利用により、法令違反、公序良俗違反、第三者の権利侵害が発生するおそれがある場合

第10条（当社からの契約の解約）

当社は、以下の各号に当てはまる状況になったと合理的な根拠に基づき判断する場合、当社は店舗に対する本サービスの提供を中止し、本契約を解約することができるものとします。

- (1)第9条第1項第1号の状況が相当期間を経ても修正されない場合
- (2)店舗の状況が第3条第3項第3号から第5号のいずれかに当てはまる場合
- (3)店舗が第5条（禁止事項）の規定に違反した場合
- (4)店舗が第13条（反社会的勢力の排除）の規定に違反した場合
- (5)店舗と楽天との間で締結された出店契約が終了した場合
- (6)前各号のほか本規約等違反により当社によるサービス提供の継続が困難な場合
- (7)店舗による本サービスの利用により、法令違反、公序良俗違反、第三者の権利侵害が発生した場合

第11条（契約終了後の措置）

- 1.本契約終了後、当社は本契約に関する店舗の利用情報を保持する義務を負いません。
- 2.本契約終了後も、第15条（非保証）、第16条（不可抗力）、第17条（免責）、第21条（準拠法・裁判管轄）の規定は、有效地に存続するものとします。

第12条（知的財産権）

- 1.本サービスに関連する知的財産及び当該知的財産にかかる権利等は、すべて当社又は当社が指定する者等正当な権利者に帰属します。店舗は本規約に明示的に認められている目的、方法及び範囲に従い、

日本国内において、非独占的かつ譲渡不能の条件で、当該知的財産権を利用することができるものとします。

2.前項の許諾は、店舗に対して当該知的財産にかかるいかなる権利の譲渡又は移転を認めるものではなく、本条に定める範囲を超えての当該知的財産及び当該知的財産にかかる権利等の利用又は使用を認めるものではありません。

第13条（反社会的勢力の排除）

1.店舗は、当社に対し、以下の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。

(1)自己、並びに自己の役員及び従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はその他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）であること

(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3)暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2.当社は、お客様が前項の規定に反する場合、又は反していると合理的に疑われる場合、催告なく本契約を解約ができるものとします。このとき、当社は合理的な疑いの内容及び根拠について何らの説明又は開示をする義務を負わず、本項に基づく本契約の解約に関連して生じた損害について責任を負いません。

第14条（契約の地位の譲渡）

1.店舗は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位を承継させ、又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し、承継させ、担保に供し、若しくはその他の処分をすることはできません。

2.当社は、本サービスにかかる事業を第三者に譲渡（事業譲渡、買収、合併、会社分割等を含むがそれらに限定されません。）する場合には、当該事業譲渡に伴い本契約上の地位、本規約等に基づく権利及び義務並びに店舗の情報等を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、店舗は、かかる譲渡につき予め承諾するものとします。

第15条（非保証）

本サービスの提供における当社の責任は合理的な努力をもって本サービスを提供することに限られるものとします。当社は本サービス（本サービスで利用するシステムを含みます。）の正確性、最新性、有用性、信頼性、特定の目的や特定の用途への適合性、店舗による本サービスの利用が第三者の権利や利益を侵害しないことにつき保証しておりません。

第17条（免責）

本サービスに関連し、当社の責めに帰すべき事由によりお客様に損害が生じた場合であっても、当社の

故意又は重過失によらない場合には、賠償の対象となる損害は現実に生じた直接かつ通常の損害に限るものとします。

第 18 条（店舗の情報の取り扱い）

1. 店舗は、本契約の期間中、当社に届け出られた店舗の情報に変更があった場合は当社の指定する方法によって遅滞なくこれを修正するものとし、当社に届け出られた店舗の情報を常に最新かつ正確なものに保つものとします。
2. 当社は、店舗が本サービスの利用に関して提供された個人情報につき、当社の定める個人情報保護方針にしたがって取り扱うものとします。

第 19 条（店舗への通知）

1. 本規約等及び本サービスに関して当社が店舗に対して行う通知は、当社のウェブサイトへの掲示、本サービスの画面上での掲示、当社に届け出られた店舗の情報のいずれかに対する発信のうち、当社が適切であると判断する方法によって行うものとします。
2. 前項の方法による店舗への通知は、当社が特に指定する場合を除いて、当該通知が当社のウェブサイト又は本画面上に掲示された日、当社に届け出られたメールアドレスに対して電子メールを送信したとき、その他の方法での通知は、当該通知が通常到達すべきであったときに到達したものとみなされます。

第 20 条（本規約の変更）

当社は、本規約を変更する場合、その影響及び本サービスの運営状況などに照らし、適切な時期及び適切な方法により店舗に通知するものとします。変更後の規約は、当社が定めた日又は当社所定の一定の予告期間が経過したときにその効力を生じるものとします。

第 21 条（準拠法・裁判管轄）

本規約等は日本法に基づき解釈されるものとし、本規約等に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22 条（特約）

1. 本サービスの条件は、本サービスが当社が別途指定するキャンペーン期間中のみの提供であることを鑑み、本約款の規定にかかわらず以下のとおりとします。
 - (1) 本サービスの申込みは、当社が指定する本サービス専用のウェブサイト等から別途当社が指定する方法により行うものとします。
 - (2) 本サービスの利用料金は無料とします。それに伴い、当社から店舗に対する通話又はSMSご利用明細の発行はおこなわないものとさせていただきます。
 - (3) 本サービスの内容には、音声通話、SMS、Rakuten Link Office、データ通信、海外ローミング（月間2GB超過分は最大128kbps）等、別途当社が指定するサービス以外のサービスは含まれないものとします。また当社は、本サービスの提供期間を予告なく短縮若しくは延長、又は一時中止若しくは終了する

場合があります。

(4)日本国外において通話機能又はSMS機能を利用することを禁止いたします。

(5)本サービスは店舗、並びにその従業員のみが、当該店舗における業務の目的に限り利用できるものといたします。

2.本サービスの申込みは、1店舗につき5回線までとさせていただきます。

3.本サービスでは以下の機能はご利用いただけません。

(1) 海外データチャージ (2GB超過後は最大128kbps)

(2) 料金プラン変更

(3) オプション加入（通話オプションを除く）

4.以下の機能については、楽天モバイル法人コミュニケーションセンターにて受付しております。

(1) SIMの利用停止又は利用再開

(2) eSIM/SIMカードのサイズ変更・交換・再発行

(3) 通話オプションの加入・解約

(4) PUKロック解除コード

以上

2024年04月06日制定